

# 中部中学校普通教室空調機設置工事

## 図面リスト

機械設備工事		電気設備工事		建築工事	
M-01	特記仕様書（1）	E-01	特記仕様書（1）	A-01	管理棟 1階平面図
M-02	特記仕様書（2）	E-02	特記仕様書（2）	A-02	管理棟 2、3階平面図
M-03	位置図・配置図	E-03	特記仕様書（3）	A-03	第2棟 1階平面図
M-04	空調設備 凡例・機器仕様 参考要領図	E-04	特記仕様書（4）	A-04	第2棟 2階平面図
M-05	配管系統図	E-05	配置図	A-05	第2棟 3階平面図
M-06	空調設備 管理棟 2、3階平面図	E-06	高圧単線結線図	A-06	普通教室棟 1、2階平面図
M-07	空調設備 第2棟 1階平面図	E-07	分電盤結線図		
M-08	空調設備 第2棟 2階平面図	E-08	空調電源設備 管理棟 1階平面図		
M-09	空調設備 第2棟 3階平面図	E-09	空調電源設備 管理棟 2階平面図		
M-10	空調設備 普通教室棟 1、2階平面図	E-10	空調電源設備 管理棟 3階平面図		
M-11	空調制御設備 配置図	E-11	空調電源設備 第2棟 1階平面図		
M-12	空調制御設備 管理棟 1階平面図	E-12	空調電源設備 第2棟 2階平面図		
M-13	空調制御設備 管理棟 2階平面図	E-13	空調電源設備 第2棟 3階平面図		
M-14	空調制御設備 管理棟 3階平面図	E-14	空調電源設備 普通教室棟 1、2階平面図		
M-15	空調制御設備 第2棟 1階平面図				
M-16	空調制御設備 第2棟 2階平面図				
M-17	空調制御設備 第2棟 3階平面図				
M-18	空調制御設備 普通教室棟 1、2階平面図				

**機械設備工事特記仕様書**  1 工事名称 中部中学校普通教室空調機設置工事  2 工事場所 亀山市 田村町 地内  3 建築概要  4 適用基準 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による 国土交通省大臣官房官房常務審査課（建築、電気、機械設備工事編）平成28年版 「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成28年版」 「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成28年版」 「公共建築設備工事標準規格（電気、機械設備工事編）平成28年版」 「建築、電気、機械設備工事監理指針平成28年版」 独立行政法人 建築研究所監修 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」 なお、以下において選択する事項は、■印のついたものと適用する。  5 一般事項 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 設計図面に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とおりに施工することで将来不具合が発生するとして判断される場合には、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書とおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。 工事との取り合いについては、予め当該工事係員において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。  (1) 提出図書 1) 工事書類 : 施工計画書・打合記録・材料搬入報告書 各1部ずつ 2) 施工要領書・工程表・安全・訓練実施記録 3) 機器明細図・工事日報・品質確認書類 4) 工事写真（データ）等  2) 工事完成図書: 完成図（竣工図（製本1部原寸1部、A3（見開き）2部）・施工図（製本1部） ・機器完成図（ファイル等2部） ・保守に関する説明書（取扱説明書・保証書）2部 ・機器性能試験結果書2部 ・総合調整測定表（試験結果・測定結果等）2部 ・官公署届出書類控、検査済証2部 ・出来形確認書類2部等  ※ 竣工図・施工図はCADにより作成すること。 ※ 工事書類は建設工事に関する電子納品マニュアル（デジタル工事写真編、工事完成図書編）に基づき電子納品すること。 ※ 工事写真は建設工事写真撮影要領（平成28年版）に従い撮影すること。 ※ 建築包工事の場合、監督員に確認のこと。  (2) 機器及び材料等 工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機器届出書（メーカーリスト）、機器明細図、現品、カタログ、その他諸資料事前に届け出ること。 尚、図面に記載の品番は、参考品番として便宜上メーカー品番を使用しているので、メーカー選定にあたっては、同等品以上の性能を有するものとする。また、国等による環境品等の調達推進に関する法律（グリーン購入法）を考慮し、再生品などの環境に優しい（環境物品）にて調達に努める。 又、重量機器については、機器据付要領・耐震計算書もあわせて提出すること。  (3) 官公署等への届出手続 工事に伴う関係官署への必要な諸手続きは、受注者が遅滞なく行い、これに要する費用も負担すること。 1) 消火器の設置届については、機械設備にて設置届を提出する必要がある場合、届出を行ふこと。 2) 防火対象物使用開始届については、書類の作成（機械設備図面の用意及び機械設備に関する部分の記述）を行うこと。  (4) 品質管理 工事施工に関して、着手前・施工途中・施工後の自主検査を実施すること。 チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。  (5) 出来形管理 以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。 1) 各種機器据付 - 耐震強度（設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ） - 基礎寸法 - 水平、垂直等 2) 配管・ダクト工事 ○ 支持間隔 ○ 振れ止め支持间隔 3) 屋外排水工事 - 排水勾配 - 樹の深さ 4) 水栓・リモコンスイッチ類の取付高さ  (6) 製品確認 受注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認を行うものとする。 □ 適用する ■ 適用しない  (7) 耐震安全性の分類 構造体（ ）類 建築非構造部材（ ）類 建築設備（乙）類  (8) 機器の地震力（主要機器） 機器名 設置階（ ）設計標準震度Ks（ 地域係数（1.0） 水槽類 設置階（ ）設計標準震度Ks（ 地域係数（1.0） その他監督員が指示するもの  (9) 冷媒（フロン類）の回収 ■ 適用する □ 適用しない 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編2.1.20により、次の書類の写しを監督員に提出すること。 ・ フロン回収行程管理表 ・ 特定家庭用機器廃棄物管理表（家電リサイクル券） 撤去する前にフロンを屋外機ユニットに集める作業（ポンプダウン）を行うこと。 パッケージ形空調機の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷媒の大気への飛散を防止する措置を講じること。  (10) 発生材の処理等 1) 引渡しを要するもの（ 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。） 2) 特別管理産廃棄物（ 処理方法（ ） 3) 現場内において再利用を図るもの 口 発生土 口 その他（ ） 4) 再資源化を図るもの（ 口 アスファルトコンクリート塊 口 セメントコンクリート塊 口 建設発生木材 ） 5) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調査」を提出すること。また再利用を図るものについても調査を成し、監督員へ提出すること。 6) 引渡しをしないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切処理し、監督員に報告すること。（マニフェストB2、D、Eを提示すること。）  (11) 電気保安技術者 ■ 適用する □ 適用しない  (12) 施工条件 監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 ■ 一部に土、日曜日、祭日施工あり 口 指定なし 2) 施工可能時間帯 ■ 指定なし □ 指定あり（ 時 ~ 時 ） 3) 指定なし 口 指定あり（ 平成 年 月 日 ）  (13) 指定施工期 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態まで完了していること。 ■ 指定なし 口 指定あり（ 平成 年 月 日 ）  (14) 仮設工事 構内既存の施設 1) 便所 口 利用できる ■ 利用できない 2) 工事用水 口 利用できる（有償） 口 利用できる（無償） ■ 利用できない 3) 工事用電力 口 利用できる（有償） 口 利用できる（無償） ■ 利用できない ※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。  (15) 足場 1) 内部足場 ■ 脚立 口 足場板 2) 外部足場 ■ A種（組立式足場） 口 B種（單管式足場） 口 D種（移動式足場） 3) 防護シート等による養生 口 適用する ■ 適用しない ※ 設定する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「動きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。  (16) 建築材料等 1) 本工事に用いられる建築材料等は、設計図面に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機材等品質評価事業」設備機材等評価名簿（最新版）及び別記記載の指定資材及び参考見積・メーカー又はこれらと同等品以上とする。 品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用を努めること。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名) 4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努めること。 (認定製品の品名) 5) 本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。  (17) 建設副産物 新築増築の延べ面積が500m以上以上の工事、及び修繕または模様替えは受注額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬入がある場合、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出する場合）を施行計画書に綴じ込んで監督員に提出すること。 また、工事完了後には「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬出した場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出すること。 計画書（実施書）の提出とともにJACICが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せておこなうこと。  (18) 三重県産業廃棄物税 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。  (19) 事故の発生時 工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員へ提出すること。 なお、事故発生後の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。  (20) 既設との取合い・養生 本工事施工に伴う、既存設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。 また、工事施工に際し、既存部分を汚損・破損等しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機能・仕上げ共、既設にならない復旧すること。  (21) 総合評価方式 総合評価方式の工事において技術提案、施工体制確認資料の記載内容等に不履行があった場合、本件工事完成年度の翌年度に三重県が発注する総合評価方式案件（以下「発注工事」という。）において、貴社の加算点から発注工事の加算点満点の1割を減点します。また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は、不履行工件数に応じて減点します。なお、貴社が特定JV、経常JVの構成員である場合についても、発注工事の加算点満点の1割を減点します。  (22) 市内企業優先使用 工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を亀山市内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。  (23) 不當介入を受けた場合の措置 暴力団員等による不當介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第8号）を受けた場合の措置について 1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第8号）による不當介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不當介入があつた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者  に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。 3) 受注者は暴力団員等により不當介入を受けたことから工事に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。  (24) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間 1) 現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにて定める。  2) 檢査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手續後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。  (25) 火災保険等 亀山市建設工事請負契約書第52条第1項の規定により、火災保険、組立保険又はその他の保険等に加入し、その加入証券等を提示しなければならない。 ① 保険の目的物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む） ② 保険の加入期間 工事着手後速やかに加入し、完成引渡しまでの間 ③ 保険金額 原則として請負金額に相当する金額  (26) 工事目的物の部分引渡し等について □ 部分引渡し 口 部分使用あり ・ 指定部分 ( ) 時期 ( 平成 年 月 日 )  (27) 埋蔵文化財調査 埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 □ 発掘調査等の実施あり ■ 発見された場合、発掘調査等の実施あり  (28) 不正燃油の使用の禁止 1) 一般事項 県工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用される車両（資機材等の輸入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正燃油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調を協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正燃油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正燃油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。  (29) その他 1) 使用機械 低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。 2) 測定機器の校正記録 工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。測定に先立ち使用する測定機器の検査済証（写し）又は校正記録（写し）を監督員に提示すること。  6 工事種目 空調設備工事 (1) 機器設備工事 (2) 配管設備工事 (3) ダクト設備工事 (4) 集中制御配管設備工事  7 工事概要 空調設備工事 (1) 機器設備工事 本工事は、パッケージエアコンにより冷暖房をおこなうものとする。 各機器の据付・試運転調整を含めて機器設備工事とする。  空調設備工事に於ける外気・室内の温湿度条件（参考） 外気条件 夏期 34.5 27.3 57.6 冬期 1.7 -1.3 49.6 室内条件 夏期 28 - - 冬期 20 - -  ※ 室内条件 冬期、相対湿度はヒートポンプエアコン使用時、検討のこと。  (2) 配管設備工事 各機器間の冷媒配管をおこなうものとし、配管の振動及び共振に十分留意の上施工する。ドレン、加湿水配管は直近にて既設配管に接続する。  (3) ダクト設備工事 ダクトは亜鉛鉄板製とし、空調機と既設ダクトへの接続をおこなう。 (4) 集中制御配管設備工事 集中制御のリモコンの取り付け及びそれに付帯する制御配管、配線工事を施工する。  (5) 管理建築士 承認 設計 製図  8 総合調整 □ チェックを入れること (□⇒■等)  (1) 風量調整 ■ 適用する □ 適用しない  (2) 水量調整 □ 適用する ■ 適用しない  (3) 室内外空気の温度測定 ■ 適用する □ 適用しない  (4) 室内外空気の湿度測定 □ 適用する ■ 適用しない  (5) 室内気流及びじんいの測定 □ 適用する ■ 適用しない  (6) 騒音の測定 □ 適用する ■ 適用しない  (7) 飲料水の水質の測定（水道法施行規則第10条による水質検査） □ 適用する ■ 適用しない のうち 一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度について測定を行なうこと。 ※ 遊離残留塩素については、上記適用の有無にかかわらず、測定を行なうこと。  (8) その他 ( ) □ 適用する □ 適用しない  (9) 工事細目 (1) 配管材料 部分的に配管種類を変更する場合は、図面に明記すること。  □ 給水管 □ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K116 (一般: SGP-V, VB 地中: SGP-VD) □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング钢管 WSP 011 (一般: SGP-FVA, FVB 地中: SGP-FVD) □ 水道用硬質塩化ビニル管 JIS K 6742 (一般: 地中: HVIP) □ 水道配水用ポリエチレン管 JWWA K 144 (地中: PE) 地中埋設管VPは、取出し位置のGL面又はSL, FL面より+100立ち上げた所までとする。 継ぎ手はコア内蔵型とする。 給水管100はねじ又是フランジ接合、125A以上は フランジ接合（工場加工）とする。  □ 離接管 □ 配管用炭素鋼管（白） JIS G 3452 (SGP-白) 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、M D継ぎ手を使用 (地中: コンクリート埋設) 埋設防食テープ2巻巻き □ 土管: 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ 土管: リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP) 規格品 に纏めモルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。  □ 通気管 □ 配管用炭素鋼管（白） JIS G 3452 (SGP-白) 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、M D継ぎ手を使用 (地中: コンクリート埋設) 埋設防食テープ2巻巻き □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ 土管: リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP) 規格品 に纏めモルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。  □ 汚水管 □ 排水用塩ビライニング钢管 WSP 042 同上 M D継ぎ手 MD 002 □ 土管: 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP) □ 土管: リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP) 規格品 に纏めモルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。  □ 鉛管 □ 排水用鉛管 SHASE-S203  □ 給湯管 □ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング钢管 JWWA K 140 (一般: SGP-HVA 地中: 内外面耐熱性硬質塩ビライニング钢管) □ 一般配管用ステンレス鋼管、配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3448, JIS G 3459)  □ ガス管 □ 配管用炭素鋼管（白） JIS G 3452 (SGP-白) □ 土管: 塗化ビニル被覆钢管（黒） □ ガス用ポリエチレン管 JIS K 6774 (地中: PE) ※ 地中埋設管VPは、取出し位置のGL面又はSL, FL面より+100立ち上げた所までとする。 (注) 市都市ガスの場合、ガス管網を供給業者の仕様に適応修正のこと。  □ 消火管 □ 配管用炭素鋼管（白） JIS G 3452 (SGP-白) □ 消火用硬質塩化ビニル外被覆钢管 (WSP041 (SGP-VS)) 地中埋設管VPは、取出し位置のGL面又はSL, FL面より+100立ち上げた所までとする。  □ 屋外埋設排水 □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) □ 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 AS-58 (RE P-VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9797 (RS-VU) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。  □ 冷温水配管 □ コンクリート管 (レキャスト鉄筋コンクリート製品) (1)	

■ ドレン管	□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ■ 硬質ポリ塩化ビニール管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニール発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 RF-VPは屋外露出不可。 □ 耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニール管)又は リサイクル硬質ポリ塩化ビニール発泡三層管(RF-VP)規格品 に纏めモルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
■ 冷媒管	□ 銅及び銅合金継目無管 硬質、軟質または半硬質 JIS H3300 ■ 断熱材被覆銅管 原管はJIS H3300による。 製造者標準品 ただし、保温厚は ガス管 20mm、波管 8mm とする。 ※ 冷媒用銅管の内径は、冷凍保安規則関係基準の規定による。
□ 油管	□ 配管用炭素鋼管(黒) JIS G 3452接合
□ 蒸気管	□ 配管用炭素鋼管(黒) JIS G 3452
□ ブライン管	□ 配管用炭素鋼管(黒) JIS G 3452
※ 弁類	揚水ポンプまり、消火ポンプまり、水道直面部は 10Kとし、それ以外は 5Kとする。 塩ビライニング鋼管に使用する際は、管端防食ア付き、又はライニング弁を使用すること。
※ 横走り管の吊り間隔	鋼管 100A以下 一 2m 以下 125A以上 一 3m 以下
ビニール管	80A以下 一 1m 以下
耐火二層管	100A以上 一 2m以下
銅管	1.5m以下
鋳鉄管	標準図による
※ 横走り管形鋼振れ止め支持間隔	支間隔 6m以下 8m以下 12m以下 鋼管 - 65A~100A 125A~ 鋳鉄管 -
ビニール管	耐火二層管 25A~40A 50A~100A 125A~ 銅管
※ 冷媒用銅管の横走り管の支持間隔	基準外径 9.52mm 以下 吊り間隔 1.5m 以降 液管・ガス管共吊りの場合は 基準外径 12.70mm 以上 吊り間隔 2.0m 以下 液管の外径を基準とする。 形鋼振れ止め支持間隔は、銅管に準ずる。
(2) ダクト工事	短形ダクト ■ 垂鉄板 JIS G 3302 (SGCC、SGCCA) 錫金付着Z18以上 工法 □ アンダーフランジ工法 ■ 共板フランジ工法 □ スライドオンフランジ工法 形鋼補強 山形鋼 JIS G 3101 □ SUS鋼材 JIS G 4317 丸ダクト □ スパイラルダクト □ 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニール管 (多層箇所) AS-62 (RS-VU)
(3) 保温塗装工事	1) 材料 ■ グラスウール保溫材 保溫筒 JIS A 9504 2号 40K (屋内一般等) 保溫板、保溫帶 JIS A 9504 2号 40K □ 給水管 □ 排水管 □ 給湯管 □ 温水管 □ 蒸気管 □ 冷水・冷温水管 □ 冷媒管 □ (屋外等) □ 給湯管 (70°C以上) □ 温水管 □ 蒸気管 □ 冷媒管 ■ ロックウール保溫材 保溫板、保溫帶、フランケット (防火区画貫通部等) 1号 JIS A 9504 □ 給水管 □ 排水管 □ 給湯管 □ 温水管 □ 蒸気管 □ 冷水・冷温水管 □ 冷媒管 □ ブライン管 □ 消火管 □ □ ■ ポリスチレンフォーム保溫筒 JIS A 9511 3号 (屋内一般等) 保溫板 JIS A 9511 3号 □ 給水管 □ 排水管 □ 冷水・冷温水管 □ 冷水管 (2~4°C) □ ブライン管 □ □ (屋外等) □ □ 給水管 □ 排水管 □ 給湯管 (70°C以下) □ 冷水・冷温水管 □ ブライン管 □ 消火管 □ □ □ 調合ペイント塗り塗料 JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント) 1種 (露出) □ 給水管 □ 排水管 □ 通気管 □ ドレン管 □ ガス管 □ 消火管 □ 油管 □ 冷却水管 2) 保温厚 ・ グラスウール、ロックウール 保温厚 (mm) 20 25 30 40 50 給水・排水管 ~80A 100~150A ~ 200A~ - 給湯・温水・消防管 ~25A - 32~50A 65A~ - 冷水・冷温水 - - ~25A 32~200A 250A~ 冷媒・膨張管 - - - - 100A~ ・ ポリスチレンフォーム 保温厚 (mm) 20 25 30 40 50 65 給水・消火・排水管 ~80A 100A~ - - - - 冷水・冷温水管 - - ~25A 32~200A 250A~ - 冷水管 (冷水温度2~4°C) - - ~20A 25A~100A 125A~ - ブライン管 - - - - ~25A 32~80A 100A~

機器ダクト保温厚	
保温厚	ダクト(屋内露出 [機械室・書庫・倉庫]、隠蔽部)、消音チャンバー・エルボ 膨張タンク、鋼板製タンク、排煙ダクト隠蔽部(ロックウール)
25mm	50mm
50mm	75mm
	煙導(ロックウール)

3) 種別 給排水衛生設備配管の保温仕様				
	1	2	3	4
屋内露出	保温筒	鐵線	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鐵線	原紙	アルミガラスクロス仕上
天井内・P.S内	75mm化粧保温筒	アルミガラスクロス粘着テープ		
暗渠内(ビット内)	保温筒	鐵線	ポリエチレンフィルム	着色アルミガラスクロス
屋外露出	保温筒	鐵線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上

※ 1) 換水管においては、上表暗渠内(ビット内)の仕様を防食テープ巻きに読み替える。
※ 2) サヤ管工法、架橋ボリエチレン・ボリブデン管使用の場合は、上表保温不要。
※ 3) 消水管の保温は北勢・伊賀の山沿い寒冷地に限る。

空調設備配管の保温仕様					
	1	2	3	4	5
屋内露出	保温筒	鐵線	キラリフレッシュ	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鐵線	キラリフレッシュ	原紙	アルミガラスクロス仕上
天井内・P.S内	75mm化粧保温筒	アルミガラスクロス粘着テープ			
暗渠内(ビット内)	保温筒	鐵線	ポリエチレンフィルム	着色アルミガラスクロス	
屋外露出	保温筒	鐵線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上	

※ 1) 断熱材被覆銅管を使用した場合の保温種別

■ 保温化粧ケース仕上 ■ SUS鋼板仕上(屋外露出部分)

機器保温仕様					
	1	2	3	4	5
冷水・冷温水管	保温板	アスファルト	鐵線	SUS鋼板仕上	
温水・膨張・還水	保温板	ルーフィング		カラーフレード(屋内)	
貯湯タンク	保温板	鐵線		SUS鋼板仕上	
温水・蒸気ヘッダ	保温板	鐵線		カラーフレード(屋内)	
熱交換器	保温板	鐵線		SUS鋼板仕上	

※ 1) 密閉式膨張タンク及び、プレート形熱交換器は、保温施工不要

ダクト・チャンバー・煙導保温仕様				
	1	2	3	4
長方	屋内露出 一般、廊下	保温板	カラーフレード	
形	ダクト	機械室	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ
屋内隠蔽、D.S内	保温板	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ	
スパ	屋内露出 一般、廊下	保温板	カラーフレード	
イラ	屋内隠蔽、多湿箇所	アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ	
ルダ	屋外露出、多湿箇所	保温板	カラーフレード	
クト	サブライナーパー、エルボ	保温板	カラーフレード	
排煙ダクト長方形	屋内隠蔽	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ	
排煙ダクト円形	屋内隠蔽	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ	
煙導	ブランケット	カラーフレード		

※ 1) 排煙ダクトは、ロックウール保温板、保温帶、1号を使用。

※ 2) 煙導ブランケットは、JIS G 3554(亜甲金網)による亜鉛鍍金を施した網目16線径0.55

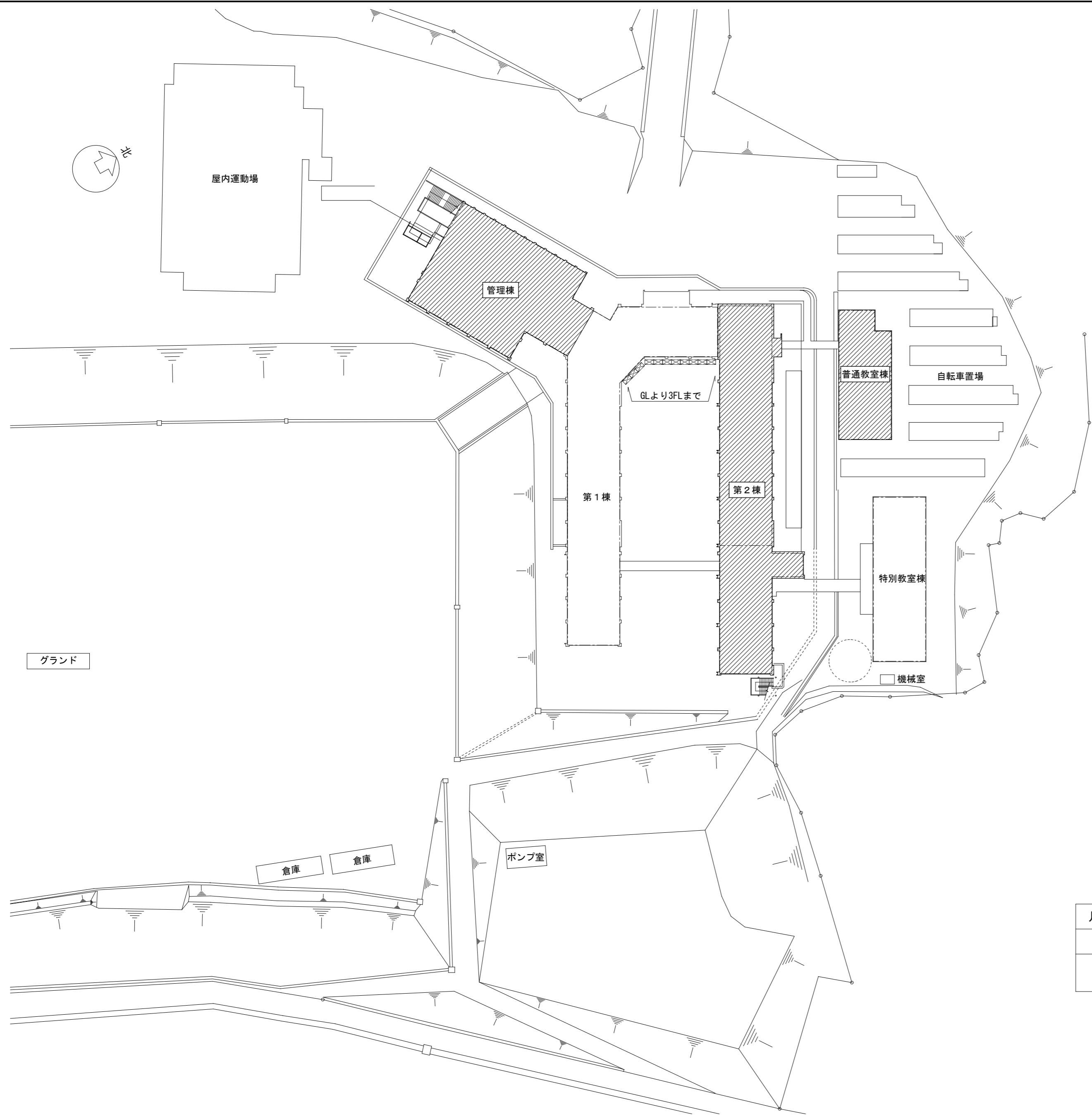
による防錆処理を施した平ラス0号で外面補強したものを使用。

※ 3) 銅亜金網は、JIS H 3260 網目10、線径0.5

配管用炭素鋼管の塗装仕様		
機材	状態	塗料の種別
白管	露出	調合ペイント
黒管	露出	調合ペイント

※ 1) ねじ切りした部分の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。

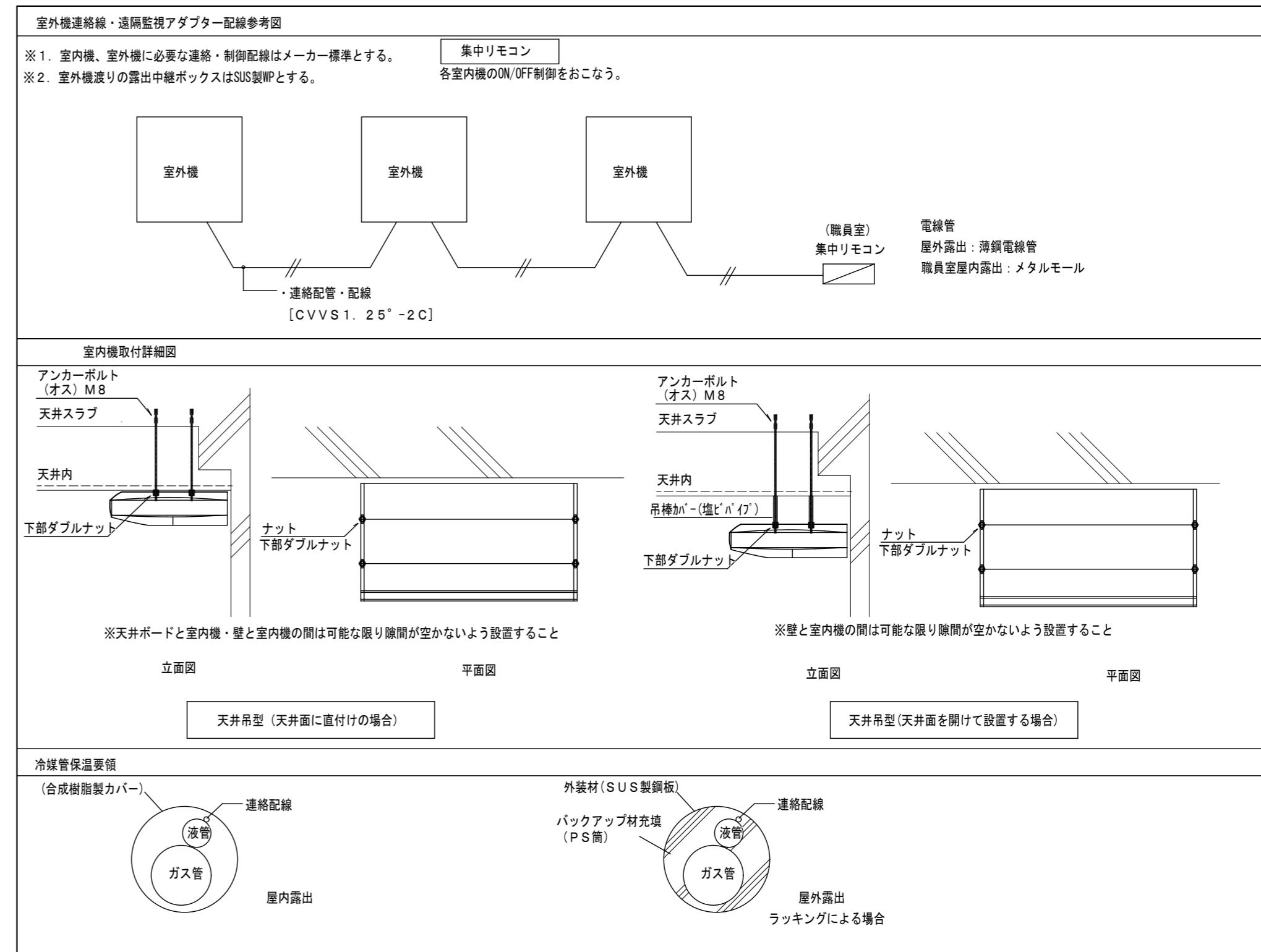
4) 施工	
ダクト保温施工範囲	
1. S.A	
■ 保温あり	
□ 保温なし	
口面図による	
口その他 ( )	
2. E.A	
■ 保温あり	
□ 保温なし	
口面図による	
口その他 ( )	
3. R.A	
■ 保温あり	
□ 保温なし	
口面図による	
口その他 ( )	
4. O.A	
■ 保温あり	
□ 保温なし	



凡例	
図示記号	仕様
	枠組本足場（手すり先行方式）W1200 ※危険な箇所には親綱をはる事。

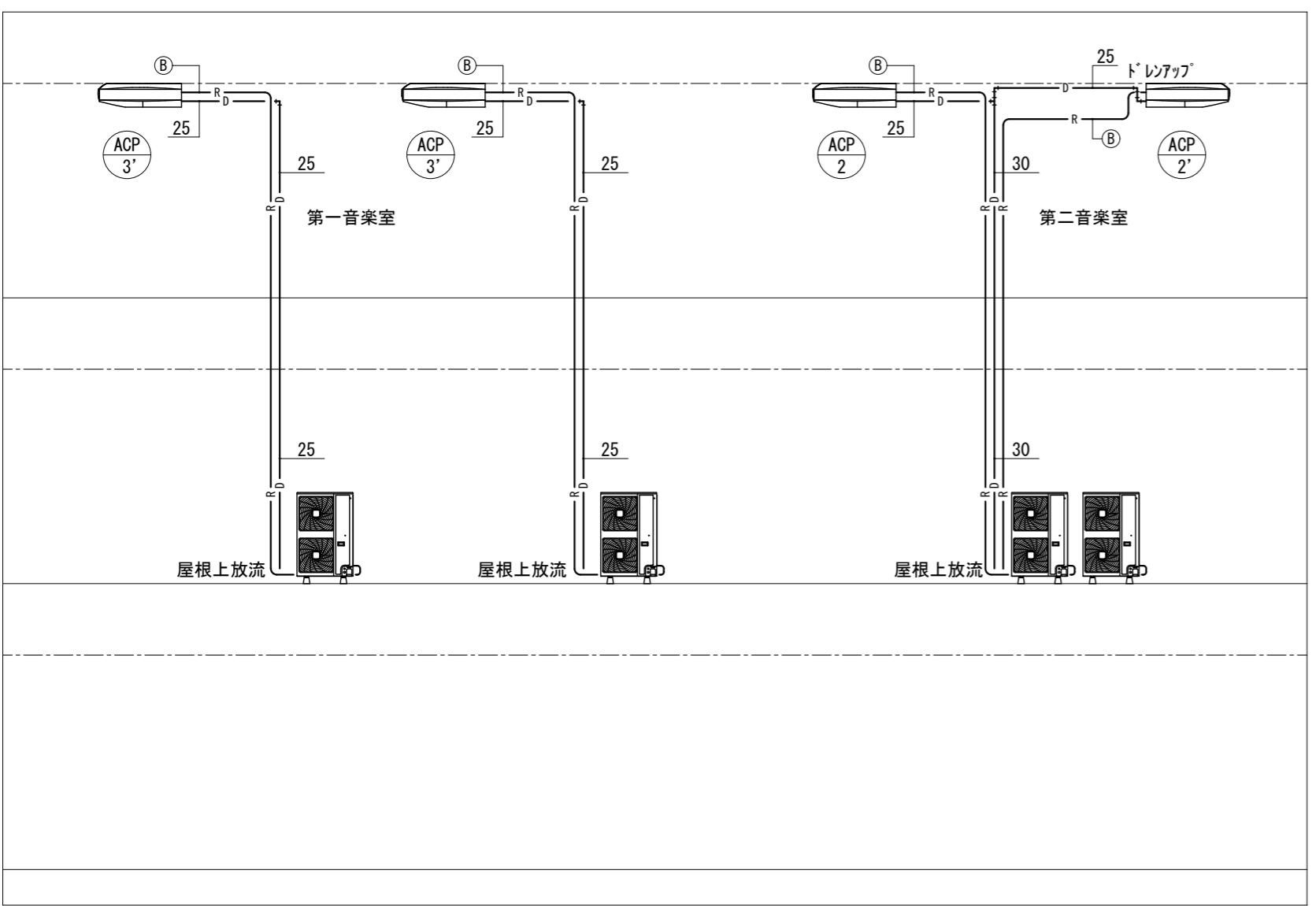
空調機器表（新設）					
記号	形式・名称	仕様	台数	備考・参考型番	
ACP-1	パッケージエアコン	冷房能力：7.1(3.2~8.0)kW 暖房能力：8.0(3.6~9.5)kW	2	防振ゴム ワイヤレスリモコン	
	天吊型	3相200v 冷房定格消費電力：2.10kW 暖房定格消費電力：2.25kW		集中リモコンアダプター	
				室外機防護カバー付	
ACP-2	パッケージエアコン	冷房能力：10.0(4.8~11.2)kW 暖房能力：11.2(5.1~14.0)kW	1	防振ゴム ワイヤレスリモコン	
	天吊型	3相200v 冷房定格消費電力：2.72kW 暖房定格消費電力：2.70kW		集中リモコンアダプター	
ACP-2'	パッケージエアコン	冷房能力：10.0(4.8~11.2)kW 暖房能力：11.2(5.1~14.0)kW	1	防振ゴム ワイヤレスリモコン	
	天吊型	3相200v 冷房定格消費電力：2.72kW 暖房定格消費電力：2.70kW		集中リモコンアダプター	
				ドレンアップメカ	
ACP-3	パッケージエアコン	冷房能力：12.5(5.7~14.0)kW 暖房能力：14.0(6.3~18.0)kW	13	防振ゴム ワイヤレスリモコン	
	天吊型	3相200v 冷房定格消費電力：4.22kW 暖房定格消費電力：3.78kW		集中リモコンアダプター	
				室外機防護カバー付	
ACP-3'	パッケージエアコン	冷房能力：12.5(5.7~14.0)kW 暖房能力：14.0(6.3~18.0)kW	2	防振ゴム ワイヤレスリモコン	
	天吊型	3相200v 冷房定格消費電力：4.22kW 暖房定格消費電力：3.78kW		集中リモコンアダプター	
集中リモコン	個別／一括 ON/OFF制御 運転表示		2		

特記事項：運転特性、能力はJIS条件による。 電気容量値は参考とする。 空調機は省エネタイプを仕様とすること。  
空調機トップランナー基準改定仕様とする。 冷媒ガスはオゾン破壊係数ゼロとする。 室外機—室内機間の2次側配線は冷媒管と抱き合わせの上本工事とする。  
リモコン配線共本工事とする。 室外機・室内機共耐震振止め、転倒防止を施す事。 室外機はSUS製ボルトにて固定、Wナットにて締付けの事。  
機器は同等品以上とする。 室外機は防振ゴムシートを敷くこと。  
基礎は特記無き限り既製コンクリート基礎とする。（屋上、ベランダ面は保護ゴムシート敷き）

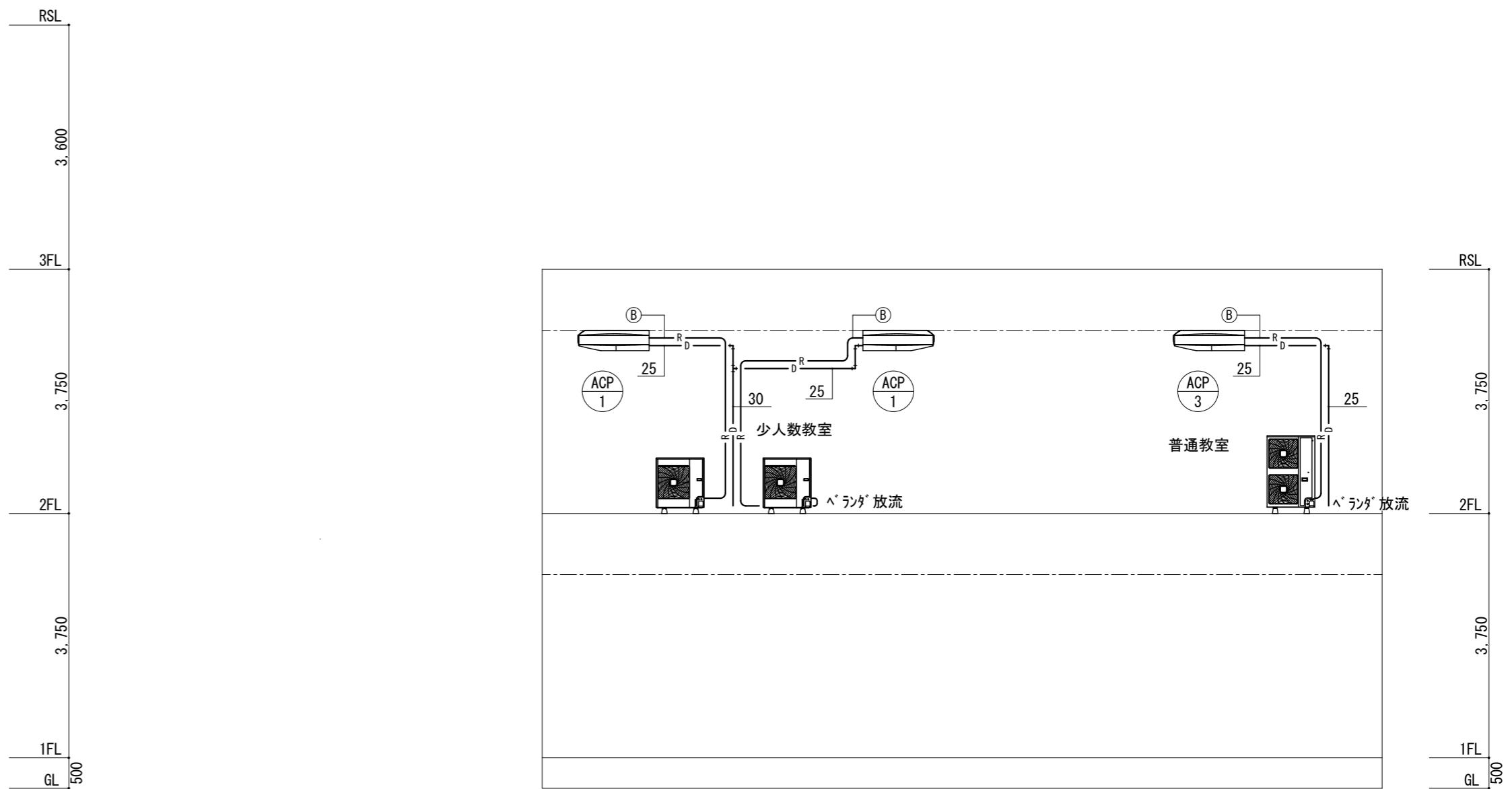


凡 例			
図示記号	名 称	配管材料	防露塗装仕様
—— R ——	冷媒管	空調用保溫付被覆銅管	屋内露出：合成樹脂カバー 屋外露出：保溫材成形+SUS鋼板ラッキング
—— D ——	ドレン管	保溫付VP ※屋外はガラ-VPとする	

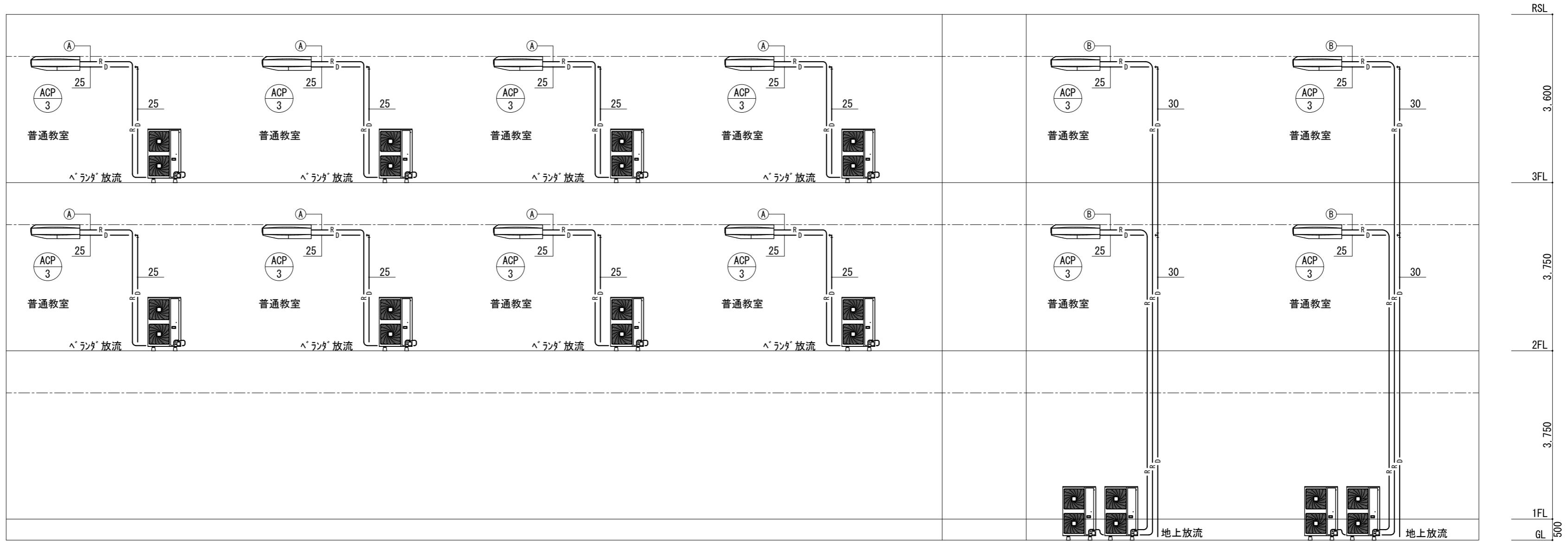
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319 株式会社 マツダ 設計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	管理建築士 承認 設計 製図 一級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一	中部中学校普通教室空調機設置工事 図面名 空調設備 凡例・機器仕様・参考要領図	年月日 —	No. M-04 原図:A2 縮 尺
-----	------	------	---	--	--	---	----------	--------------------------



管理棟



普通教室棟

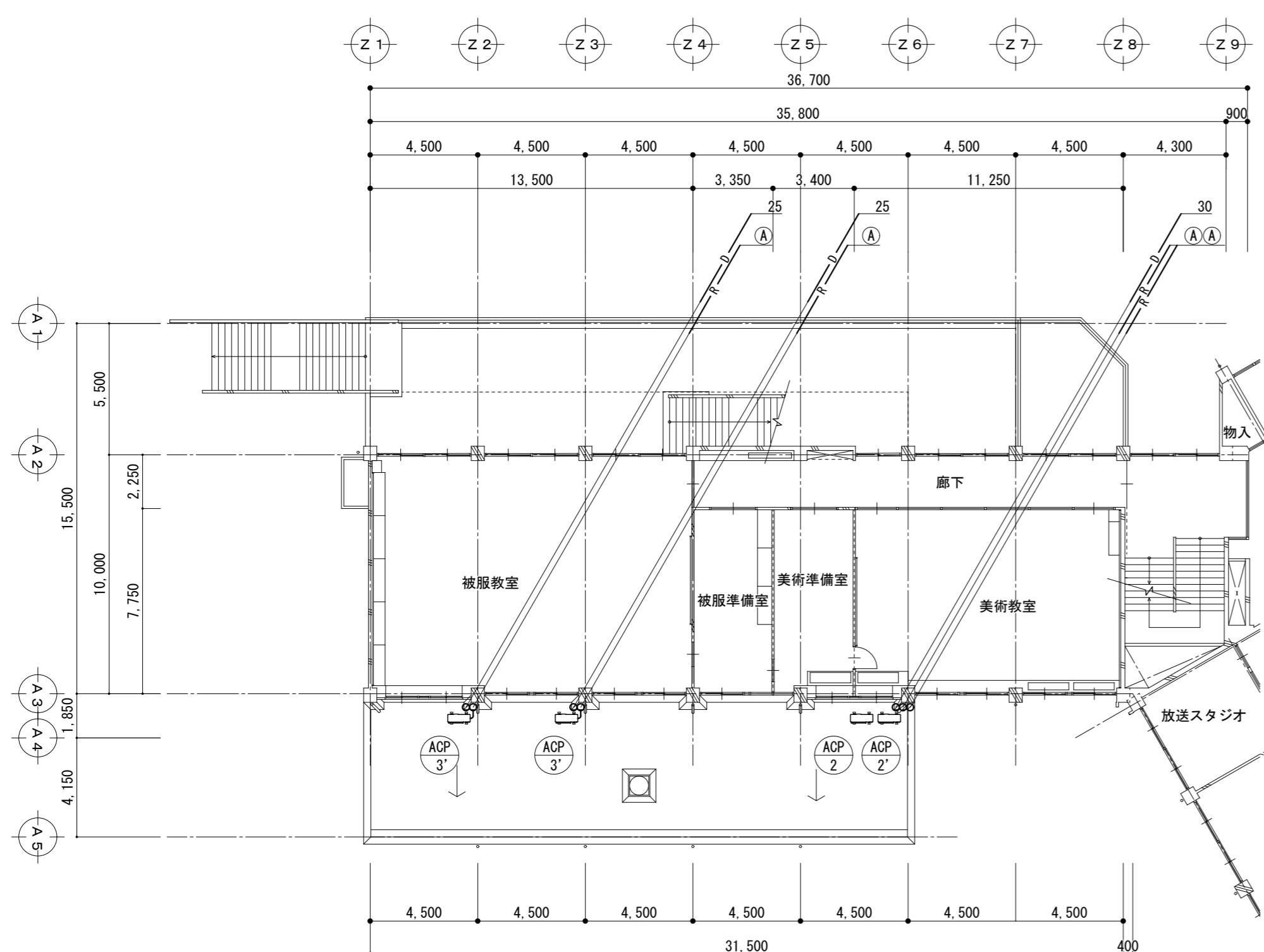


第2棟

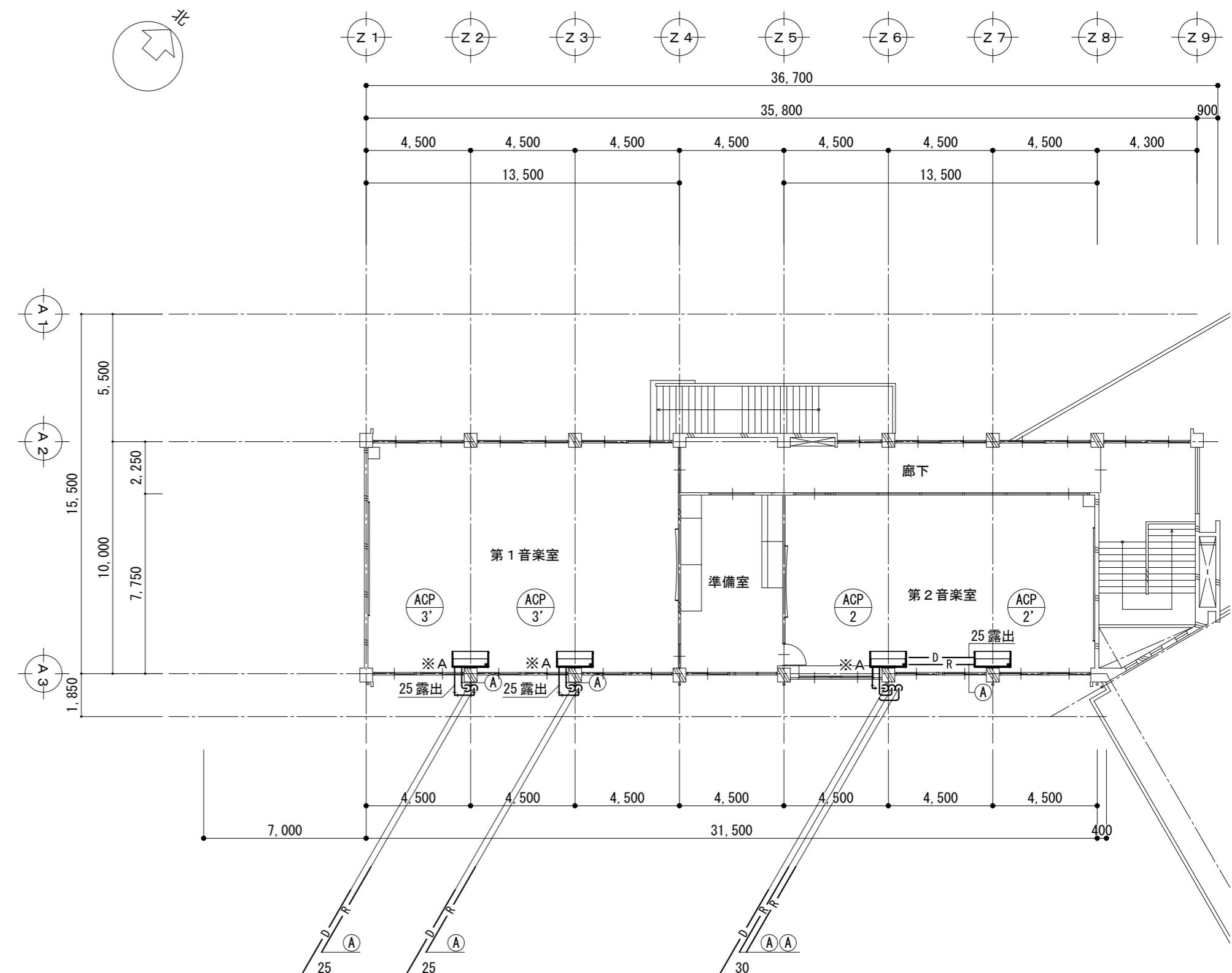
記号	冷媒配管サイズ	
	液管	ガス管
(A)	φ 9.5	φ 15.9
室内外連絡線 配管共巻		
EM-CE 2.0-3C		

株式会社 マツダ設計

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	No.
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一				年月日	M-05
					図面名				空調設備 配管系統図	原図 : A2



2階 平面図 1/200



3階 平面図 1/200

凡例	
図示記号	仕様
※A	新設アルミパネル貫通（取替図は建築図参照）

記号	冷媒配管サイズ	
	液管	ガス管
(A)	φ 9.5	φ 15.9
室内外連絡線 配管共巻		
EM-CE 2.0-3C		

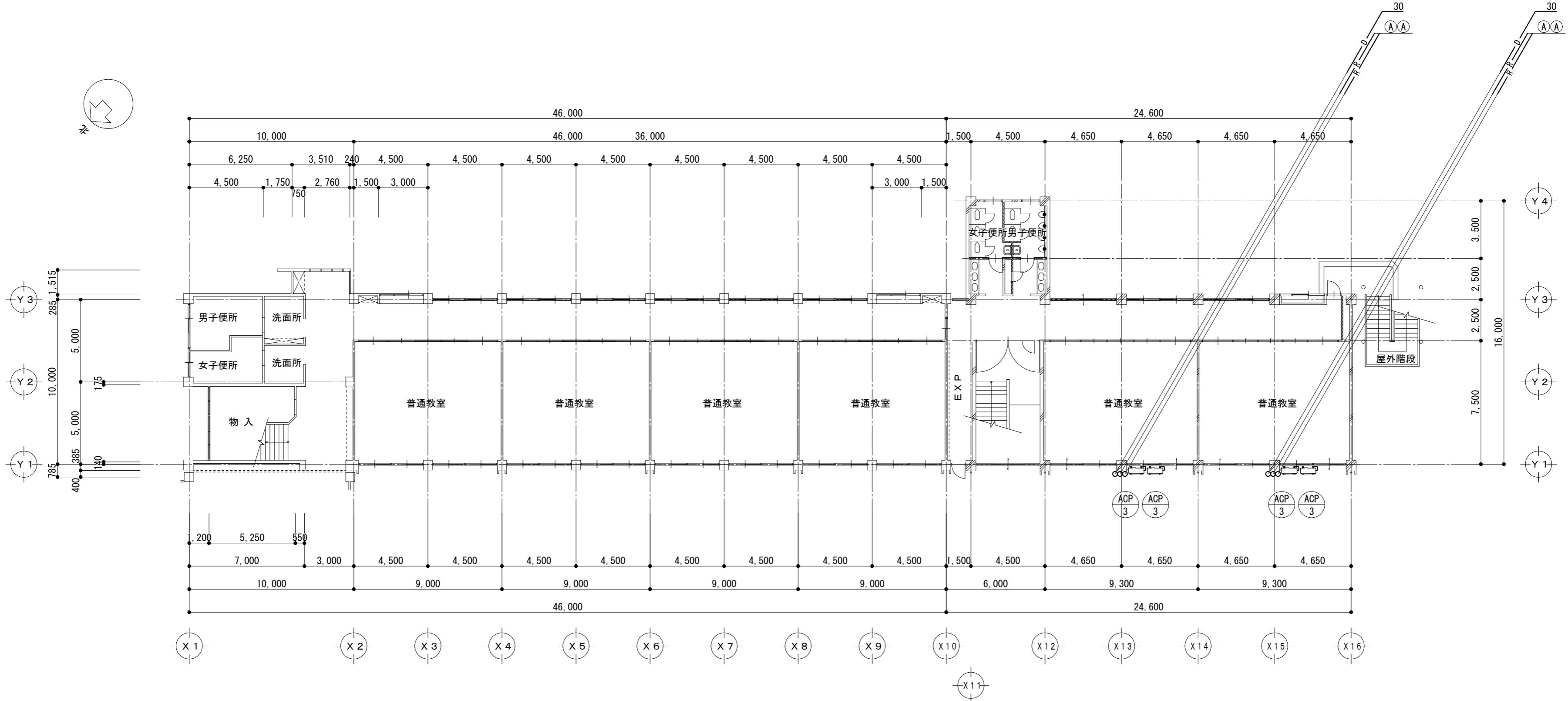
改訂日	改訂記号	改訂内容	印

設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319

株式会社 マツダ 設計

514-0064 三重県津市長岡町800-90  
TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590

管理建築士	承 認	設 計	製 図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.
一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名 空調設備 管理棟 2、3階平面図	1/200 縮 尺	原図:A2

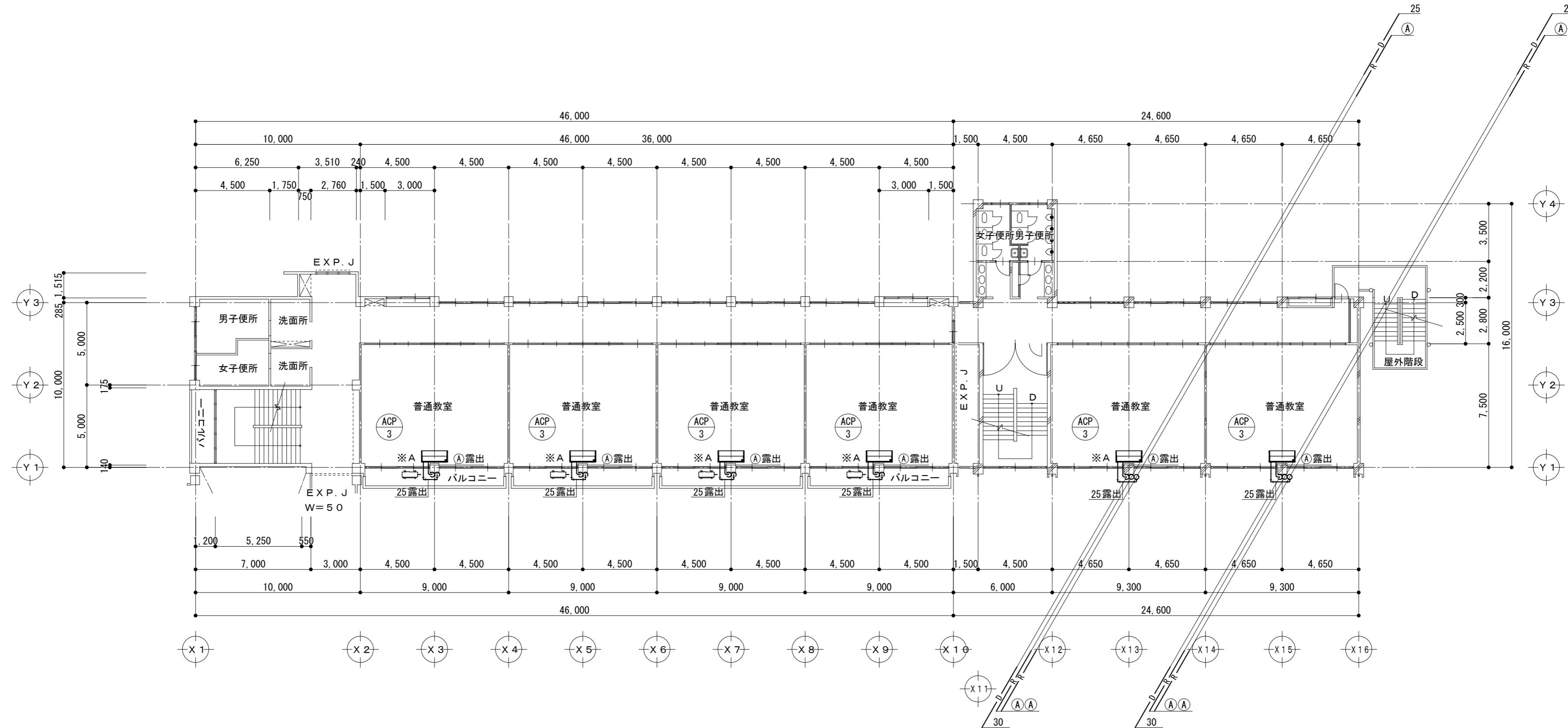


1階 平面図 1/200

凡例	
図示記号	仕様
※A	新設アルミパネル貫通（取替図は建築図参照）

記号	冷媒配管サイズ	
	液管	ガス管
(A)	φ 9.5	φ 15.9
室内外連絡線	配管共巻	
EM-CE 2.0-3C		

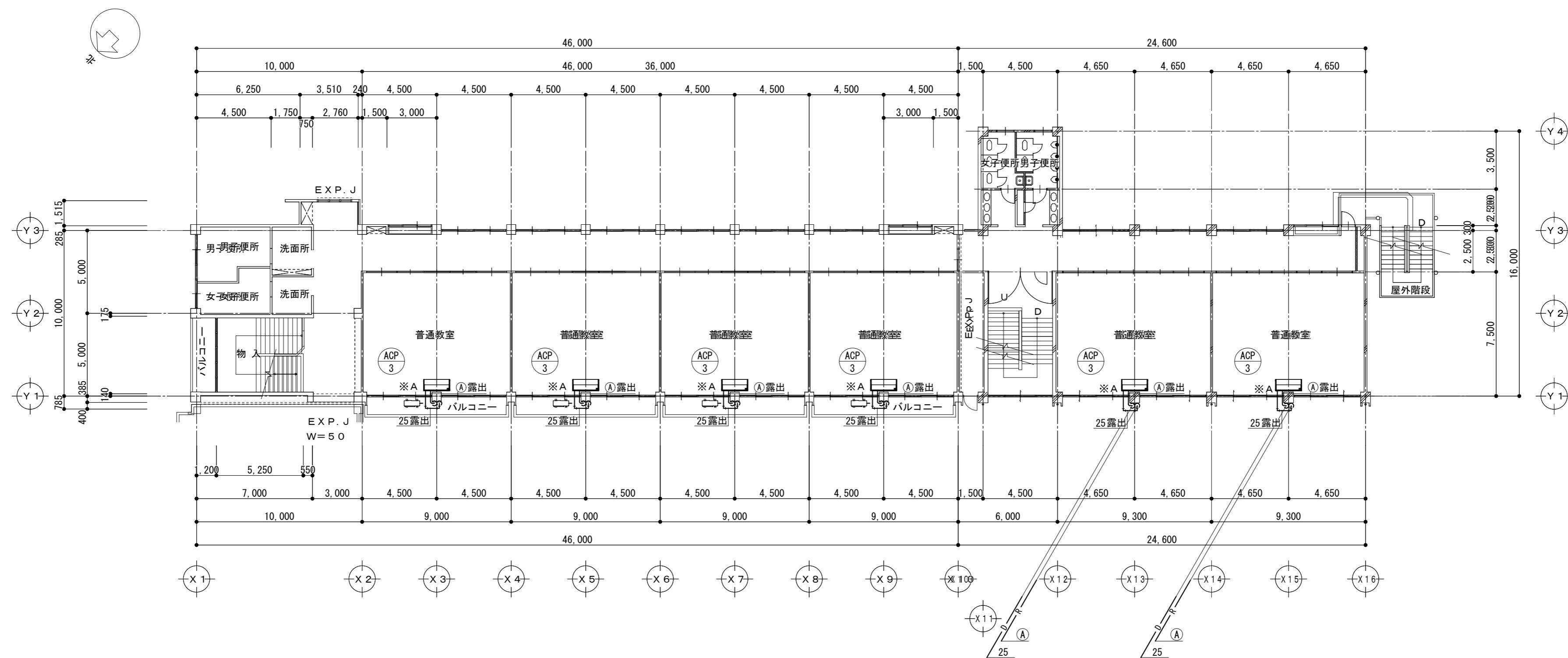
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	No.	
										年月日	M-07
				株式会社 マツダ設計					図面名	1/200	
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				空調設備 第2棟 1階平面図	縮尺	原図:A2



凡例	
図示記号	仕様
※A	新設アルミパネル貫通（取替図は建築図参照）

記号	冷媒配管サイズ	
	液管	ガス管
(A)	φ 9.5	φ 15.9
室内外連絡線 配管共巻		
EM-CE 2.0-3C		

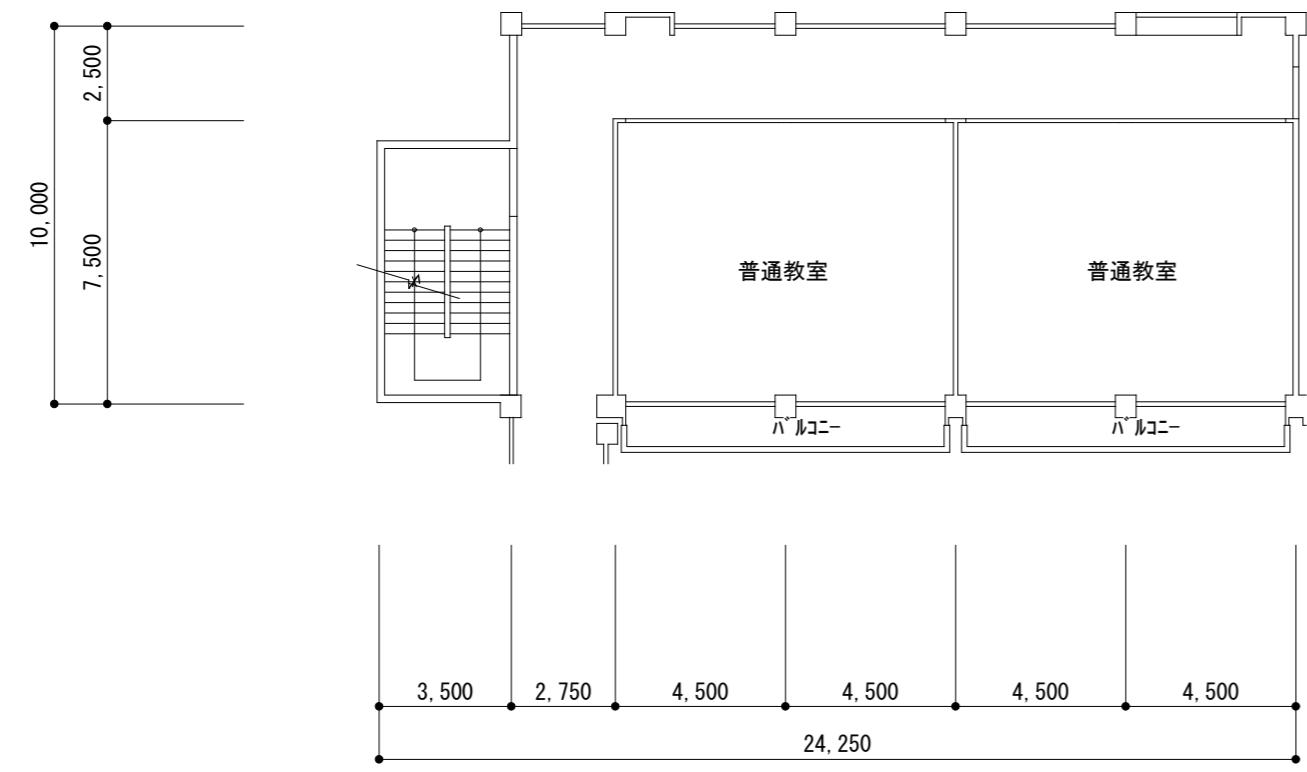
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319 株式会社 マツダ設計	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	No.
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一				年月日	M-08
									図面名	1/200
									空調設備 第2棟 2階平面図	縮尺



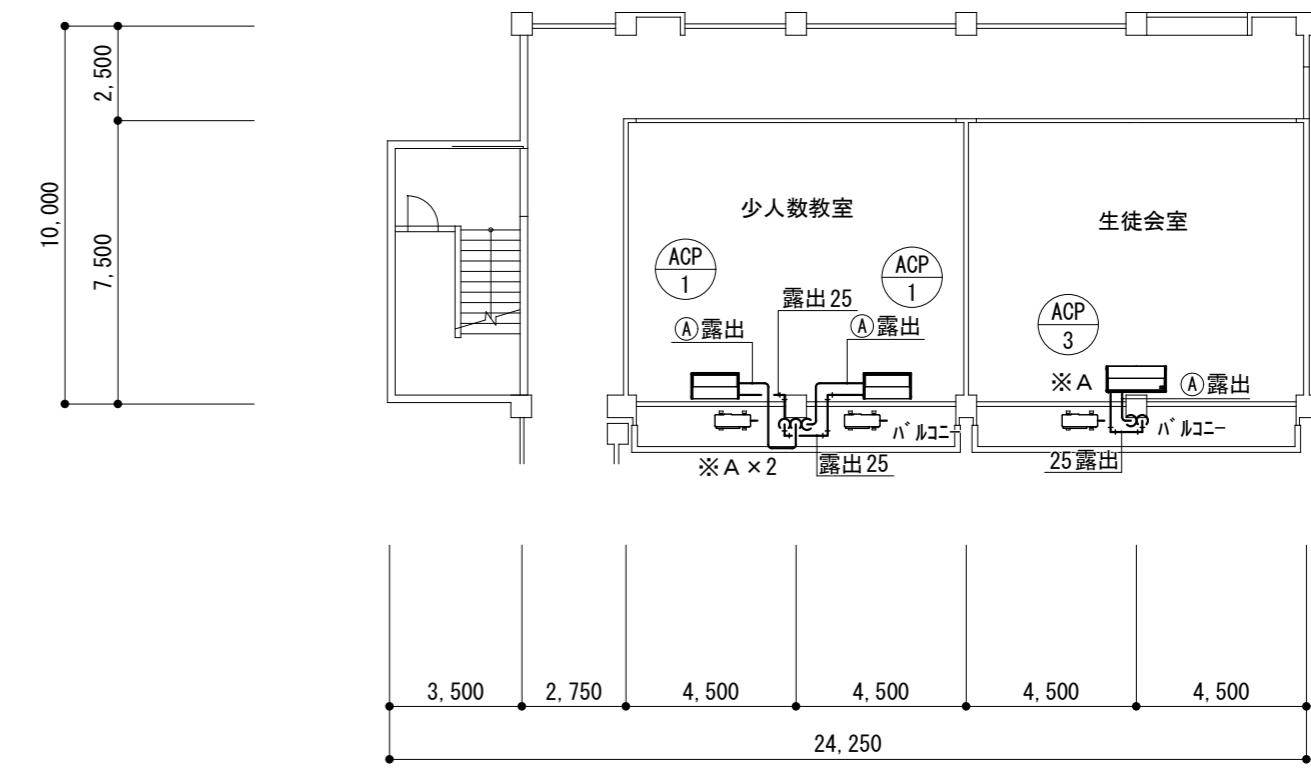
3階 平面図 1/200

凡例	
図示記号	仕様
※A	新設アルミパネル貫通（取替図は建築図参照）

記号	冷媒配管サイズ	
	液管	ガス管
(A)	φ 9.5	φ 15.9
室内外連絡線 配管共巻		
EM-CE 2.0-3C		



1階 平面図 1/200

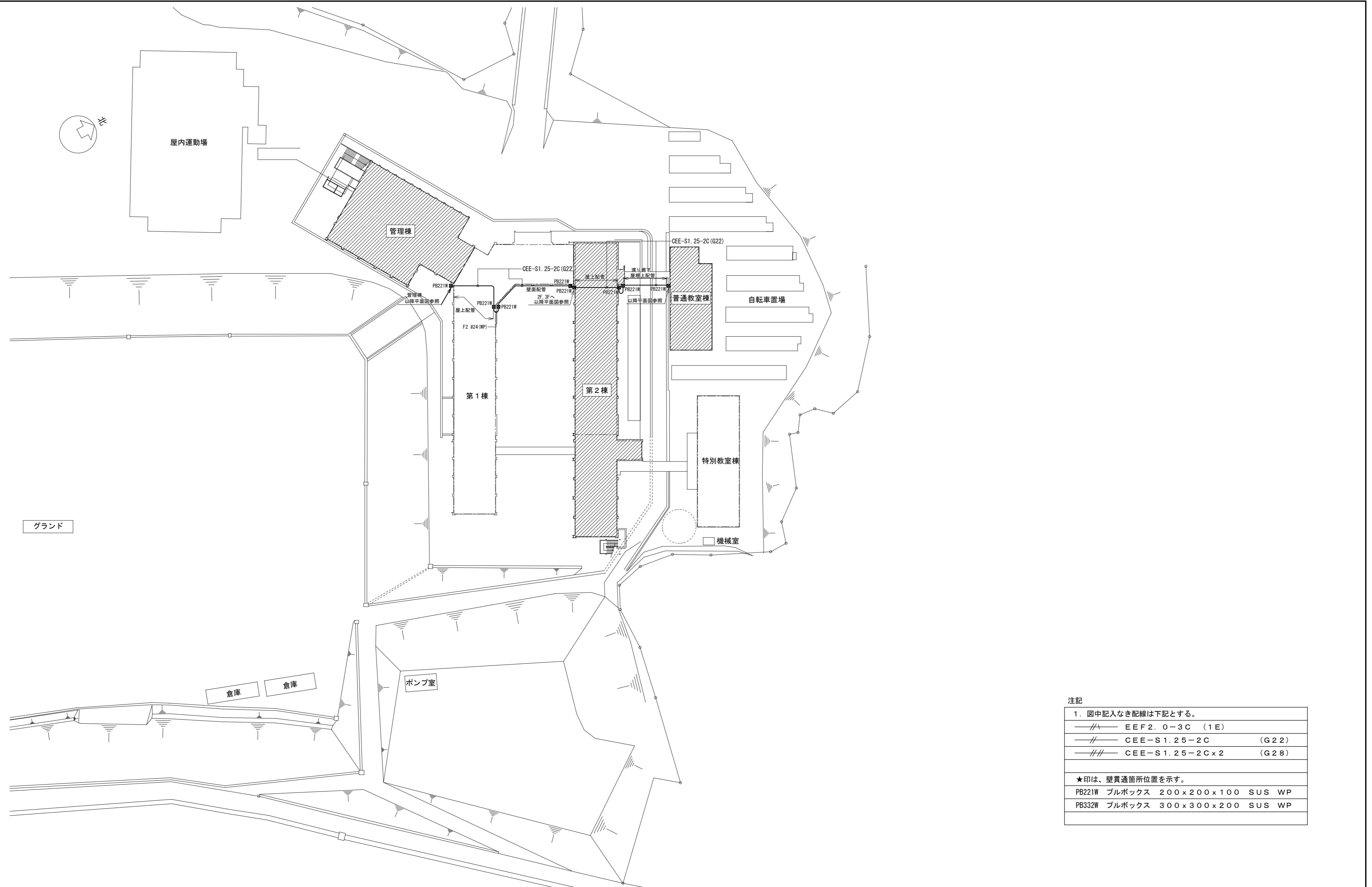


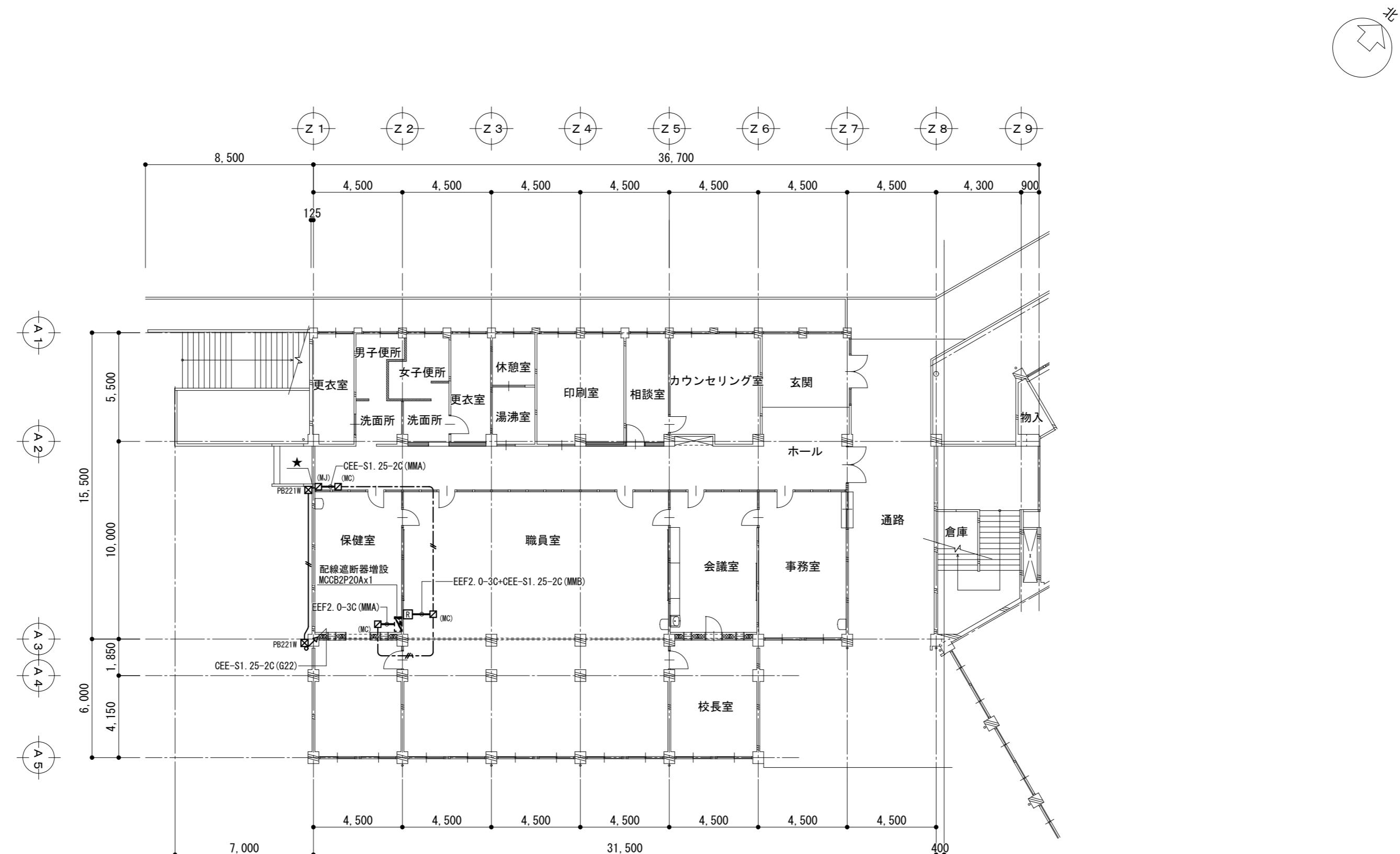
2階 平面図 1/200

凡例	
図示記号	仕様
※A	新設アルミパネル貫通（取替図は建築図参照）

記号	冷媒配管 サイズ	
	液管	ガス管
(A)	φ 9.5	φ 15.9
室内外連絡線 配管共巻		
EM-CE 2.0-3C		

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319 株式会社 マツダ設計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	管理建築士 承認 設計 製図 一級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一	中部中学校普通教室空調機設置工事 図面名 空調設備 普通教室棟 1, 2階平面図	No. 年月日 M-10 1/200 縮尺 原図:A2

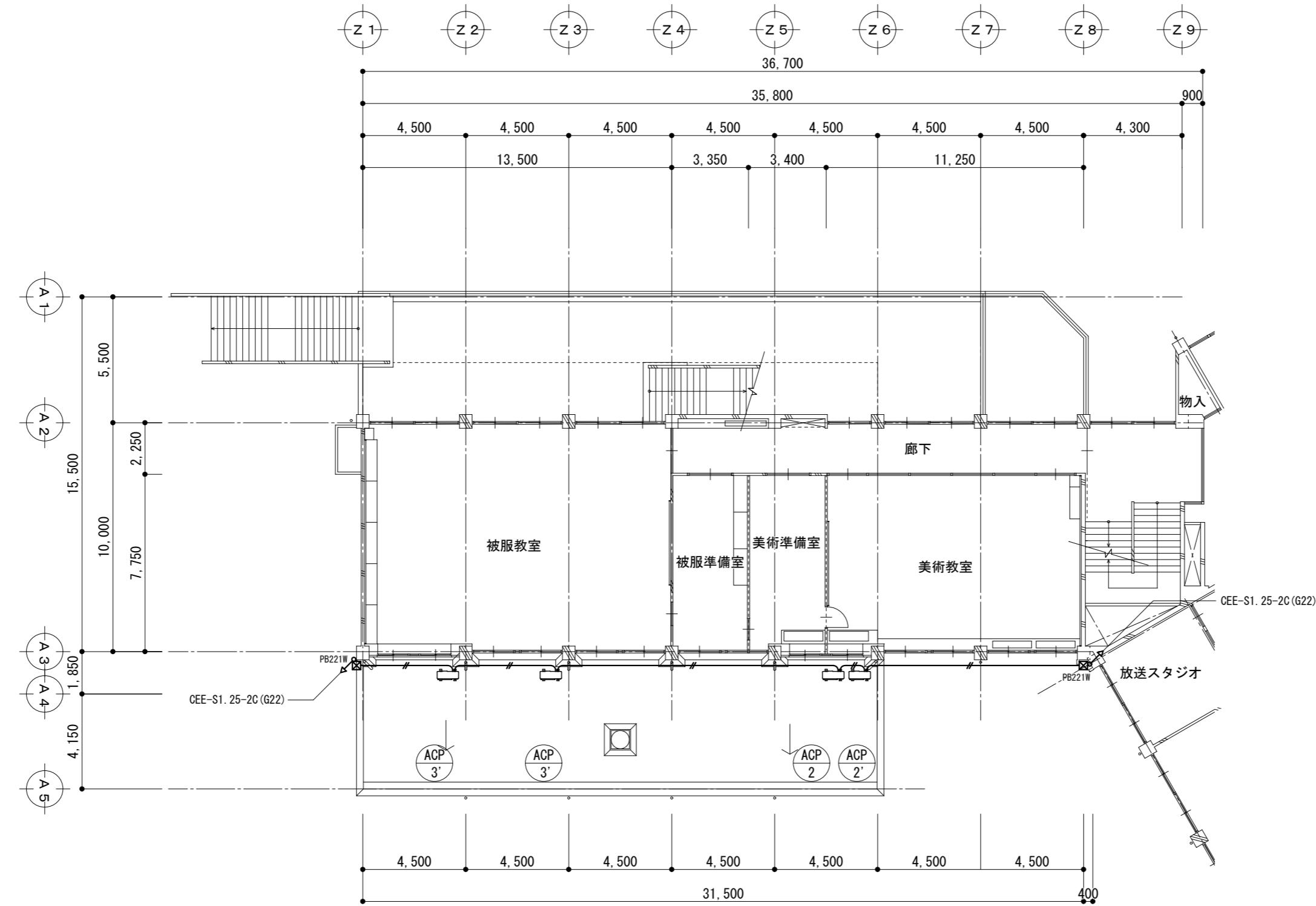




1階 平面図 1/200

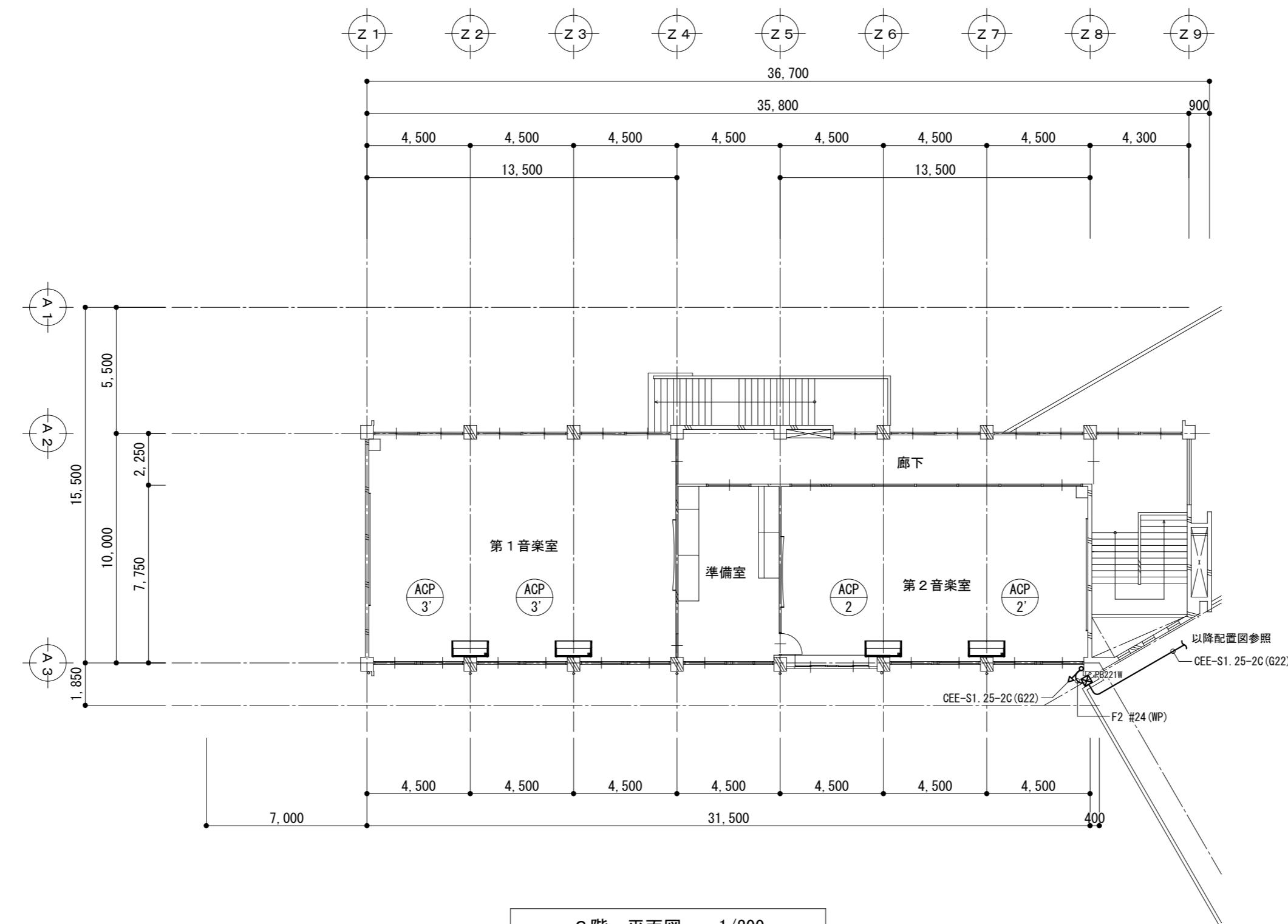
1. 図中記入なき配線は下記とする。	
—//—	EEF2.0-3C (1E)
—//—	CEE-S1.25-2C (G22)
—///—	CEE-S1.25-2C x2 (G28)
—//—	EEF2.0-3C (1E)
—//—	CEE-S1.25-2C
メタルモール (MMA) ~ A型 (MMB) ~ B型	
(MC)□	メタルモールコーナーボックス
(MU)□	メタルモールジャンクションボックス
★印は、壁貫通箇所位置を示す。	
PB221W ブルボックス 200x200x100 SUS WP	
PB332W ブルボックス 300x300x200 SUS WP	

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319 株式会社 マツダ設計	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一				空調制御設備 管理棟 1階平面図	1/200	M-12
									図面名		原図:A2
									縮尺		



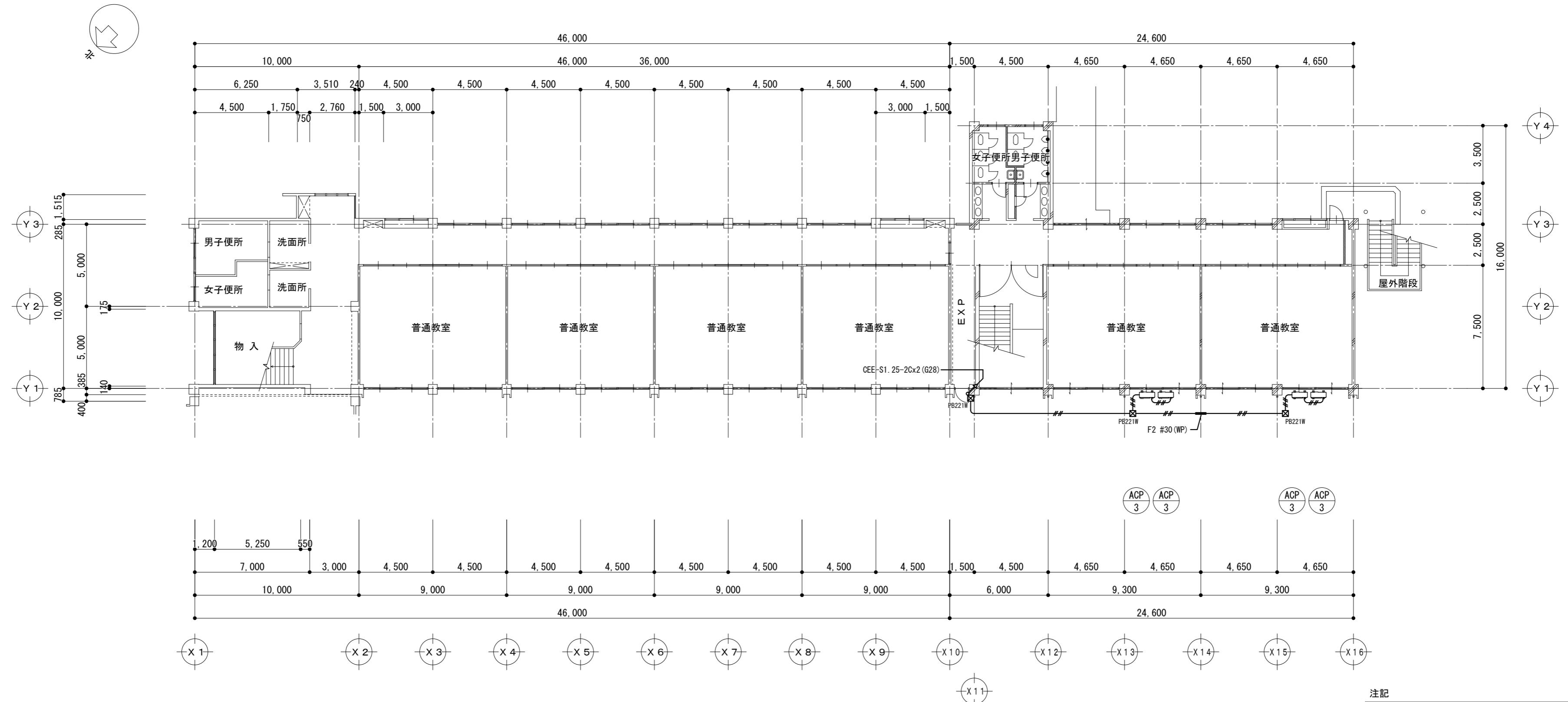
2階 平面図 1/200

注記	
1. 図中記入なき配線は下記とする。	
— // —	E E F 2. 0 - 3 C (1 E)
— // —	C E E - S 1. 2 5 - 2 C (G 2 2)
— /// —	C E E - S 1. 2 5 - 2 C x 2 (G 2 8)
— — —	メタルモール (MMA) ~ A型 (MMB) ~ B型
(MC) □ —	メタルモールコーナーボックス
(MJ) □ —	メタルモールジャンクションボックス
★印は、壁貫通箇所位置を示す。	
PB221W	ブルボックス 200 x 200 x 100 SUS WP
PB332W	ブルボックス 300 x 300 x 200 SUS WP

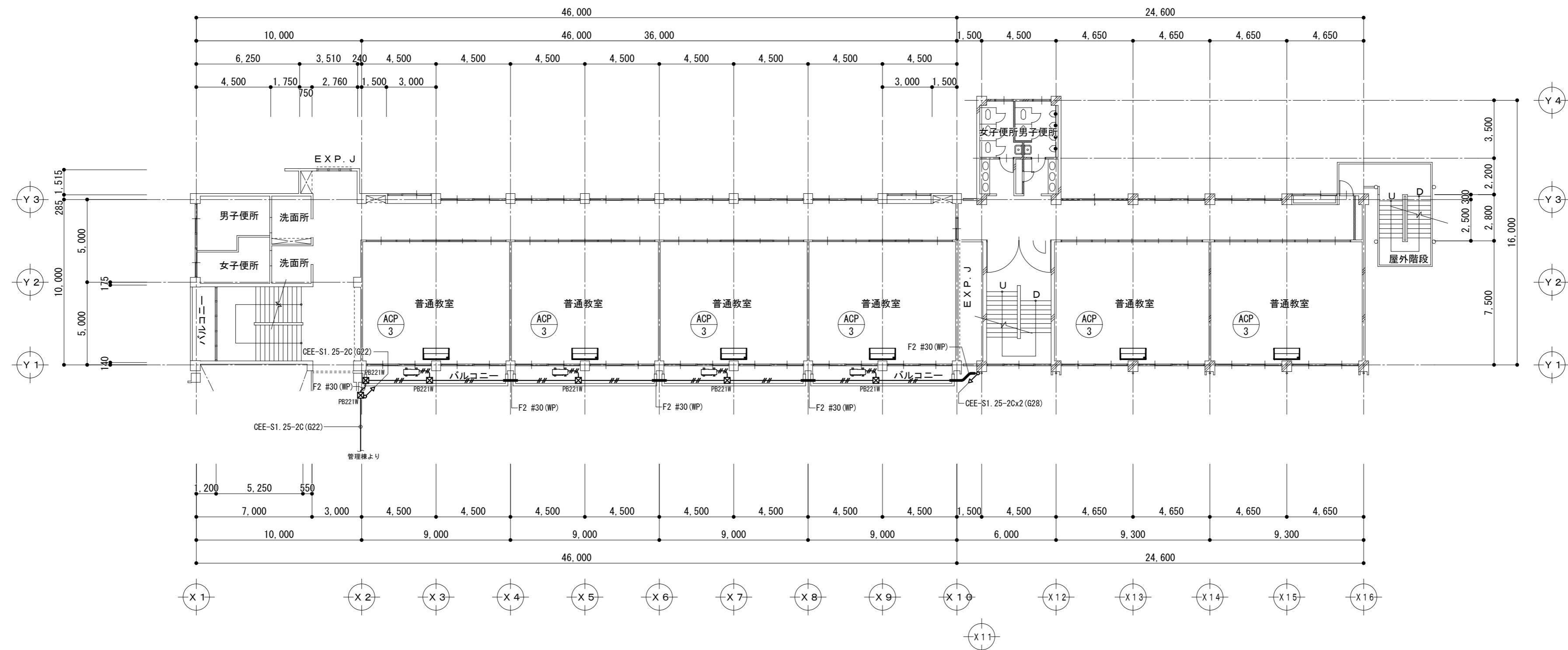


3階 平面図 1/200

注記
1. 図中記入なき配線は下記とする。
— // — E E F 2. 0 - 3 C (1 E)
— // — C E E - S 1. 2 5 - 2 C (G 2 2)
— /// — C E E - S 1. 2 5 - 2 C x 2 (G 2 8)
★印は、壁貫通箇所位置を示す。
PB221W プルボックス 200 x 200 x 100 SUS WP
PB332W プルボックス 300 x 300 x 200 SUS WP



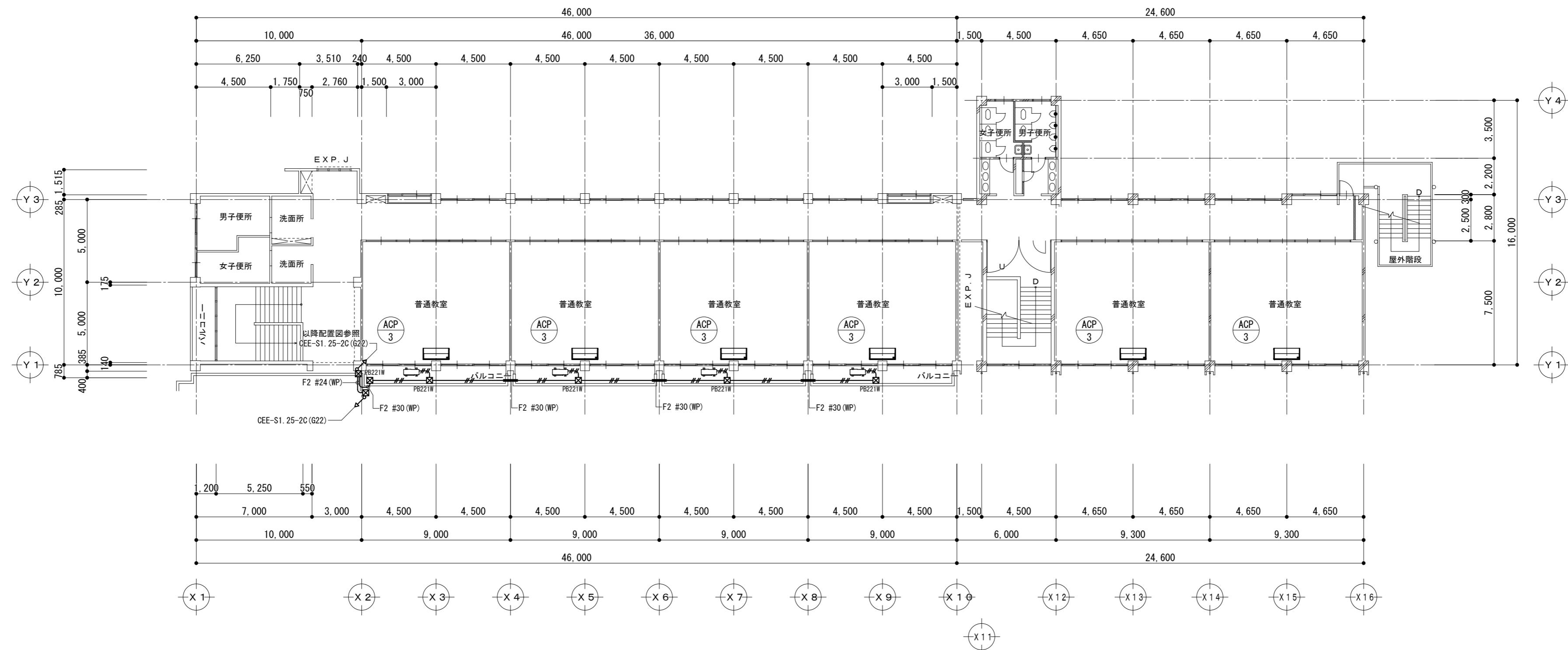
注記	
1. 図中記入なき配線は下記とする。	
— // —	E E F 2. 0 - 3 C (1E)
— // —	C E E - S 1. 2 5 - 2 C (G 2 2)
— /// —	C E E - S 1. 2 5 - 2 C x 2 (G 2 8)
— — —	メタルモール (MMA) ~ A型 (MMB) ~ B型
(MC) □ —	メタルモールコーナーボックス
(MJ) □ —	メタルモールジャンクションボックス
★印は、壁貫通箇所位置を示す。	
PB221W	ブルボックス 200 x 200 x 100 SUS WP
PB332W	ブルボックス 300 x 300 x 200 SUS WP



2階 平面図 1/200

注記		
1. 図中記入なき配線は下記とする。		
	E E F 2.	0-3 C (1E)
	C E E - S 1. 2 5 - 2 C	(G 22)
	C E E - S 1. 2 5 - 2 C x 2	(G 28)
	メタルモール (MMA) ~ A型	(MMB) ~ B型
(MC) <input checked="" type="checkbox"/>	メタルモールコーナーボックス	
(MJ) <input checked="" type="checkbox"/>	メタルモールジャンクションボックス	
★印は、壁貫通箇所位置を示す。		
PB221W	ブルボックス	200 x 200 x 100 SUS WP
PB332W	ブルボックス	300 x 300 x 200 SUS WP

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	No.	
										年月日	M-16
				株式会社 マツダ設計					図面名	1/200	
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				空調制御設備 第2棟 2階平面図	縮尺	原図:A2



3階 平面図 1/200

注記

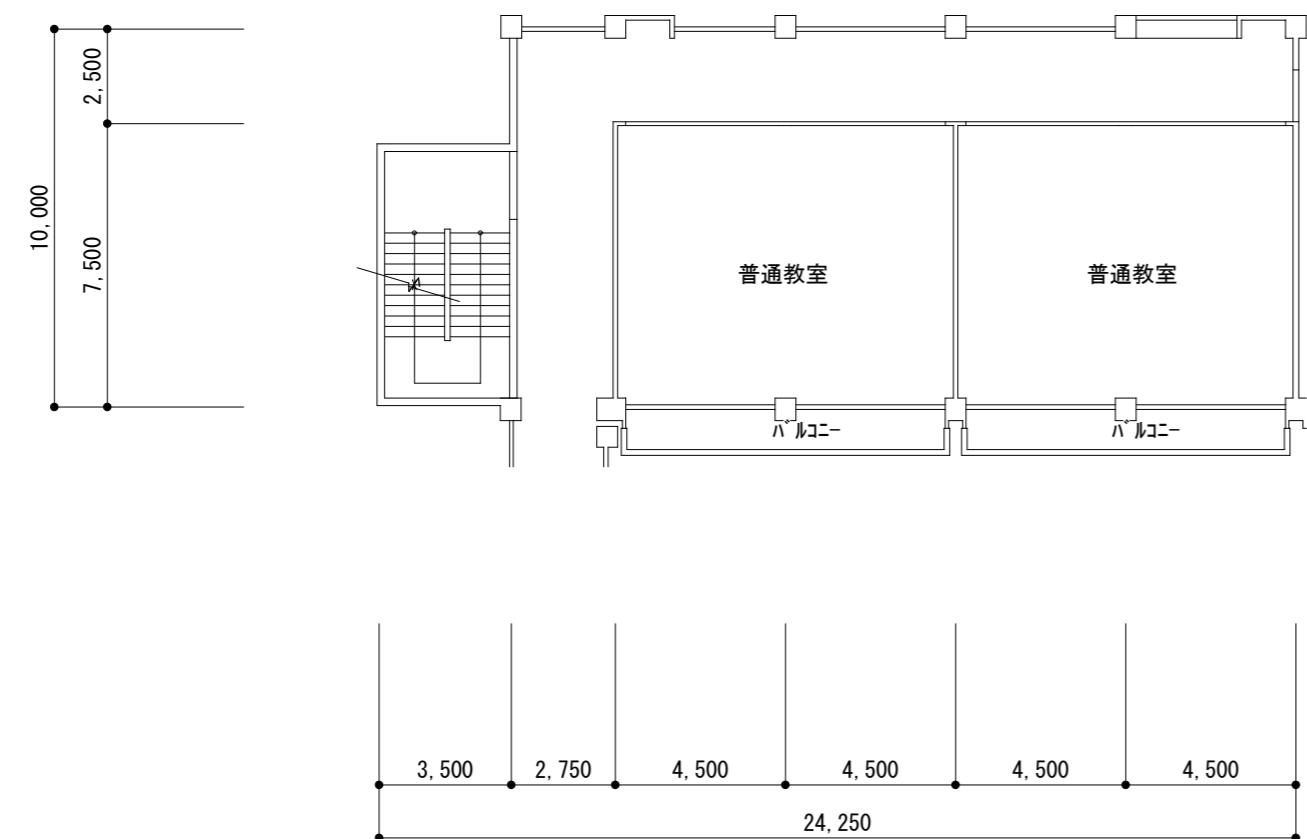
1. 図中記入なき配線は下記とする。

  - // — E E F 2. 0 - 3 C (1 E)
  - // — C E E - S 1. 2 5 - 2 C (G 2 2)
  - /// — C E E - S 1. 2 5 - 2 C x 2 (G 2 8)
  - — — メタルモール (MMA) ~ A型 (MMB) ~ B型
  - (MC) □ — — メタルモールコーナーボックス
  - (MJ) □ — — メタルモールジャンクションボックス

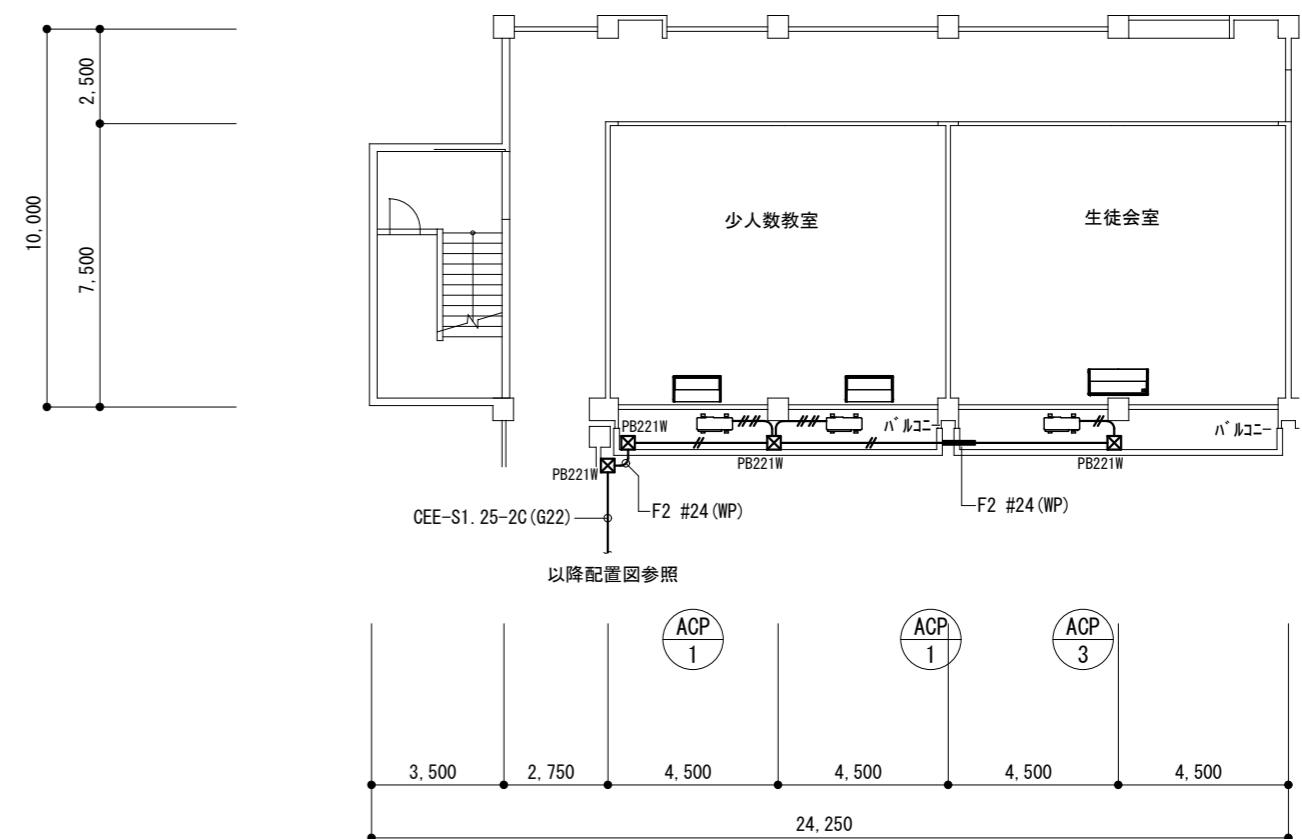
★印は、壁貫通箇所位置を示す。

PB221W	プルボックス	200 × 200 × 100	SUS	WP
PB332W	プルボックス	300 × 300 × 200	SUS	WP

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	No.	
										年月日	M-17
				株式会社 マツダ設計						図面名	
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				空調制御設備 第2棟 3階平面図	1/200	
										縮尺	原図:A2



1 階 平面図 1/200



2階 平面図 1/200

注記

- |                 |                                    |
|-----------------|------------------------------------|
| 図中記入なき配線は下記とする。 |                                    |
| //\             | E E F 2. 0-3 C (1 E)               |
| //              | C E E - S 1. 2 5 - 2 C (G 2 2)     |
| ///             | C E E - S 1. 2 5 - 2 C x 2 (G 2 8) |
| —               | メタルモール (MMA) ~ A型 (MMB) ~ B型       |
| □—              | メタルモールコーナーボックス                     |
| □—              | メタルモールジャンクションボックス                  |

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	No.	
										年月日	
										図面名	
										1/200	
										縮尺	
				株式会社 マツダ設計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				空調制御設備 普通教室棟 1, 2階平面図	原図:A2	M-18

**電気設備工事特記仕様書**  
(包含工事の場合、◆印の項目及び事項については元請負者の業務内容に含むものとする。)

**I. 工事概要**

1. 工事名称 中部中学校普通教室空調機設置工事
2. 工事場所
3. 建物概要

建 物 概 要	構 造	階 数	延べ面積(m <sup>2</sup> )	用途区分
				消防法施行令別表第一
管理棟	R C 造	3階		
第2棟	R C 造	3階		
普通教室棟	R C 造	2階		
計				

(延べ面積は建築基準法による表記)

**4. 工事種目**  
主な工事種目は、下記の○印のついたものである。

工 事 種 目	工 事 场 所				
	屋 内	屋 外			
電力設備	電灯設備				
	動力設備		○		
	雷保護設備				
	接地設備				
受変電設備		○			
電力貯蔵設備	直流電源設備				
	交流無停電電源設備				
発電設備	ディーゼル発電設備				
	ガスエンジン発電設備				
	ガスタービン発電設備				
	太陽光発電設備				
	風力発電設備				
通信・情報設備	構内情報通信網設備				
	構内交換設備				
	情報表示設備				
	映像・音響設備				
	拡声設備				
	誘導支援設備				
	テレビ共同受信設備				
	テレビ電波障害防除設備				
	監視カメラ設備				
	駐車場管制設備				
	防犯・入退室管理設備				
	自動火災報知設備				
	自動閉鎖設備				
	非常警報設備				
	ガス漏れ火災警報設備				
中央監視制御設備					
構内配電線路					
構内通信線路					
その他					

◆ 5. 県内企業優先使用  
本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。

◆ 6. 不当介入を受けた場合の措置  
暴力団等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除処置要綱第2条第1項第1項第10号）を受けた場合の措置について  
(1)受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除処置要綱第2条第1項第1項第8号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。  
(2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。なお、発注者への報告は文書で行うこと。  
(3)受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

◆ 7. 総合評価方式  
総合評価方式の工事において、技術提案の不履行があった場合は、本工事の完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の技術評価点（満点）の1割を減点する。また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は不履行工事件数に応じて、発注工事の技術評価点（満点）を減点する。

◆ 8. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間（国総建第74号 平成21年6月30日 国土交通省総合政策局建設業課長）  
(1)現場施工に着手するまでの期間  
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。  
(2)検査終了後の期間  
工事完成後検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

Ⅱ. 共通仕様 1. 通用	
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。（最新のものを適用）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）</li> <li>・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編）</li> <li>・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」</li> <li>・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）</li> <li>・電気設備に関する技術を定める省令（電気設備技術基準）</li> <li>・電気工事業の業務の適正化に関する法律</li> <li>・電気工事士法</li> <li>・労働安全衛生法</li> <li>・消防関連法規（条例・所轄署指導要領を含む。）</li> <li>・電力会社供給約款</li> <li>・その他関連法令、関連諸基準</li> </ul>	
2. 一般共通事項	
下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	
項目	特記事項
1. 一般事項	<p>(1)工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。</p> <p>(2)設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑惑、設計図書とのおりに施工することで将来不具合が発生しうる予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図書のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。</p> <p>(3)他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。 なお、調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。</p>
◆2. 施工体制台帳等の提出	施工体制台帳、施工体系図を提出する。
3. 施工中の安全確保及び環境保全	低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
◆4. 工事保険等	<p>(1)建設業退職金共済に加入（請負代金500万円以上の工事）            1) 建退共制度の発注者に掛金収納書を契約後1ヶ月以内に契約者に提出する。            2) 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示する。            3) 未加入請業者に対して加入を指導する。</p> <p>(2)建設労災補償共済への加入            建設労災補償制度への加入証明書等を契約後1ヶ月以内に契約者に提出する。</p>
◆5. 足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行工事用足場方式により行うこと。
◆6. 三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31までの間に三重県産業廃棄物税支払い請求書に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。
7. 電気工作物の種類	・一般電気工作物　　・自家用電気工作物　　・事業用電気工作物
8. 電気工事士	電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。
9. 有資格者の配置	<p>(1)非常用予備発電設備の工事別責任者は、発電設備自家用発電設備専門技術者据付工事部門(K)の有資格者とする。            また、非常用予備発電工事に従事する者は、非常用予備発電装置の工事に係る「特殊電気工事資格者認定証」の交付を受けた者とする。</p> <p>(2)太陽光発電設備の設置工事等に従事する者は、太陽光発電システム設置工事に関する研修事業（一般社団法人太陽光発電協会）の受講及び太陽光発電設備の製造者が実施する施工士の資格を有する者とする。</p> <p>(3)消防設備の工事に従事する者は、当該設備に関する甲種消防設備士の資格を有する者とする。</p> <p>(4)電話設備、その他施工に資格が必要なものにあっては、関係法令に基づいた有資格者を配置し、施工するものとする。</p>
10. 電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
11. 電気主任技術者との調整	自家用電気工作物等で電気主任技術者が選任されている施設で工事を行う場合は、電気保安技術者を選任し電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。 また、工事期間中の電気工作物の保安業務も行う。
◆12. 現場事務所等に備え付ける図書	下記の図書（最新版のもの）を備え付ける。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）</li> <li>②国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編）</li> <li>③国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）</li> <li>④国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」、「機械設備工事監理指針」</li> <li>⑤工事写真の撮り方－建築設備編－</li> <li>⑥その他、監督員の指示する図書及び工事の容量計算等に必要な図書</li> </ul>
13. 施工計画等	受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と充分に調整すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。</li> <li>②工種別施工計画書（施工要領書） 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。</li> <li>③施工図（プロット図、平面図、展開図、各種詳細図） 主要機器、重量機器、3kg超吊具器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、充分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。</li> <li>④耐震計算書、幹線計算書等</li> <li>⑤照度分布図、センサー動作範囲図など</li> </ul>
14. 品質計画	品質計画については、監督員の承諾を受けること。
15. 測定機器の校正等	試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書（写）又は有効期限内の精度保証書（写）等を提出する。
16. 機材等	工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①使用機材届出書</li> <li>②機器明細図 仕様機材届出書に記載のもの他、監督員の指示による。</li> <li>③各種計算書 設計図書による他、監督員の指示による。</li> <li>④機材の品質・性能証明 機器及び材料等の選定にあたっては後述の「電気設備工事指定資機材適用規格及びメーカーリスト」、「建築材料・設備機材等品質性能評価事務」設備機材等評価名簿」又はこれらと同等以上のものとする。 なお、設備機材については、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料（「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（(社)公共建築協会）による場合は評価書の写し）を監督員に提出する。 また、品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努め、「みえ・グリーン購入基本方針」に準ずること。 建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員との協議による。 （認定製品の品名： 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努める。 （認定製品の品名：間伐材製工事用バリケード・看板・標示板・ガードフェンス・</li> </ul>

17. 機器類の能力等	機器類の能力、容量等（電動機出力は除く）は原則として表示された数値以上とする。
18. 鋼材検査証明書	本工事に使用する鋼材は鋼材検査証明書を提出すること。
◆19. 工程表	関連業者間にて十分協議し実施工表・月間工程表を作成して監督員に提出すること。なお、月間工程表には埋設・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当時期を印すること。
◆20. 工事写真	建設大臣官房官庁營繕部監修「工事写真の撮り方（改訂第3版）－建築設備編－」によるほか、監督員の指示により撮影し電子納品及び以下のものを提出する。なおCDの提出部数は「電子納品」を参照とする。 ①全写真をサムネールにて印刷（A4版用紙に両面印刷にて1枚程度／ページ）1部 ②代表写真（不可視部分や材料、寸法写真、拡大写真、撤去処分品、搬出状況等）を抽出しJ判相当サイズで印刷。（A4版用紙に両面印刷にて3枚／ページ）1部 ③黒板抜きの完成写真をJ判相当サイズで印刷。（A4版用紙に両面印刷にて3枚／ページ）1部
◆21. 施工条件	監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 ・指定なし ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ・指定あり 指定日（・施設の休業日　　・打ち合わせによる　　・その他（ ）） 2) 施工可能時間帯 ・指定なし ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ・指定あり 指定時間（・（ ）時～（ ）時　　・打ち合わせによる　　・その他（ ）） 3) 概成工期 ・適用する（工事期日より（ ）日前）　　・適用しない 4) その他 （ ）
◆22. 埋蔵文化財調査	埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 ・発掘調査等の実施あり ・発見された場合、発掘調査等の実施あり
◆23. 部分引渡し等	部分引渡し等がある場合は協力すること。 ・部分引渡しの予定あり　　・部分使用的予定あり 該当部分（ ）
◆24. 事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。
◆25. 建設副産物	(1)請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出する。 また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」（建設資材を搬入した場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにJACICが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 (2)請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。
◆26. 発生材の処理等	(1)引き渡しを要するもの （ ） 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 (2)特別管理産業廃棄物 ・変圧器　　・コンデンサ ・その他（ ） 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 なお施工に際して、PBC等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は受注者にて含有の確認を行い、監督員に報告し対応を協議するものとする。 (3)現場内において再利用を図るもの ・発生土 ・その他（ ） (4)再資源化を図るもの ・アスファルトコンクリート塊　　・セメントコンクリート塊　　・建設発生木材 (5)発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。 また、再利用を図るものについては調査を作成し、監督員へ提出すること。 (6)引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。（マニフェストA、B2、D票は監督員に提示し、E票は写しを提出する）
◆27. 電子納品	(1)工事写真是電子媒体も提出すること。 提出部数　・2部　・（ ）部 (2)工事完成図書は電子媒体も提出すること。 提出部数　・2部　・（ ）部 (3)竣工図・施工図のCADデータ（オリジナルと「dxf」または「pdf」）及びPDFを格納する。 また、機器完成図と取扱説明書のPDFを格納すること。
28. 官公署への手続き	工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。 なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。 ・消防設備関係　　・電気工作物関係　　・受電関係　　・通信関係　　・建設工事関係 ・その他（ ）
29. 防火対象物使用開始届等	(1)消火器の設置届については、電気設備にて設置届を提出する必要がある場合は、消火器についても併せて届出すること。ただし、機械設備にて設置届を提出する必要がある場合は機械設備に含めるものとする。 (2)防火対象物使用開始届については書類の作成（電気設備箇面の用意及び電気設備に関する部分の記述）を行すこと。
30. 既設との取合い	本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工及び改造は、本工事とする。
◆31. 工事用仮設物	構内への設置　　・できる（施設管理者と協議）　　・できない
◆32. 工事用電力、水、その他	(1)本工事に必要な工事用電力、水等の費用は受注者の負担とする。 (2)本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。 また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の設定及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。
33. 工事中等の保安管理	新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。
34. 搬入計画	大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等）、障害物（足場等）、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。
35. 製品確認	発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。
36. 機材等の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。
37. 完成確認及び完成検査時等の電源確保	機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。
38. 完成時の操作説明	<b>電気設備工事特記仕様書</b> 1 オートリフター、タイマー、総合盤、動力盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。 また、必要に応じて簡単な操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。
39. 不正軽油の使用の禁止	市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。
40. その他	設計図書に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。

改訂日	改訂記号	改訂内容

印 設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319

株式会社 マツダ 設計

管理建築士	承 認	設 計	製 図	中部中学校普通教室空調機設置工事
一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名 特記仕様書（1）

項 目	特 記 事 項																																																																		
1. 既設設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な調査を行うこと。 (1) 地中埋設管路 1) 項 目 ・ 埋設配管 ・ 構造物 ・ その他 ( ) 2) 調査範囲 ・ 埋設ルート ・ その他 ( ) (2) 貫通及びはつり 1) 項 目 ・ 鉄筋 ・ 配管 ・ その他 ( ) 2) 調査範囲 ・ 施工部分 ・ その他 ( ) (3) 既設との取合い 1) 項 目 ・ 接続箇所 ・ 増設箇所 ・ その他 ( ) 2) 調査範囲 ・ 施工部分 ・ その他 ( )																																																																		
2. 施工前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。																																																																		
3. 耐震施工	(1)想定される地震に対応するものとする。 (2)耐震計算書を監督員に提出するものとする。																																																																		
4. 耐震基準	(1)適用 耐震措置の計算及び施工方法は、次の事項以外は最新版の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」(建設大臣官房長官庁営繕部監修)及び「建築設備耐震設計・施工指針」(国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修)による。 (2)設計用水平地震力 機器の重量 [kgf] に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は次による。 設計用標準水平震度 (Ks)																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設 置 場 所</th> <th rowspan="3">機器種別</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特 定 の 施 設</th> <th colspan="2">一 般 の 施 設</th> </tr> <tr> <th>重 要 機 器</th> <th>一 般 機 器</th> <th>重 要 機 器</th> <th>一 般 機 器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上層階の最上及び塔屋</td> <td>機 器</td> <td>2. 0</td> <td>1. 5</td> <td>1. 5</td> <td>1. 0</td> </tr> <tr> <td>防 振 支 持 の 機 器</td> <td>2. 0</td> <td>2. 0</td> <td>2. 0</td> <td>1. 5</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>2. 0</td> <td>1. 5</td> <td>1. 5</td> <td>1. 0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中間階</td> <td>機 器</td> <td>1. 5</td> <td>1. 0</td> <td>1. 0</td> <td>0. 6</td> </tr> <tr> <td>防 振 支 持 の 機 器</td> <td>1. 5</td> <td>1. 5</td> <td>1. 5</td> <td>1. 0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1. 5</td> <td>1. 0</td> <td>1. 0</td> <td>0. 6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1階及び地下階</td> <td>機 器</td> <td>1. 0</td> <td>0. 6</td> <td>0. 6</td> <td>0. 4</td> </tr> <tr> <td>防 振 支 持 の 機 器</td> <td>1. 0</td> <td>1. 0</td> <td>1. 0</td> <td>0. 6</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1. 5</td> <td>1. 0</td> <td>1. 0</td> <td>0. 6</td> </tr> </tbody> </table>					設 置 場 所	機器種別	耐震安全性の分類				特 定 の 施 設		一 般 の 施 設		重 要 機 器	一 般 機 器	重 要 機 器	一 般 機 器	上層階の最上及び塔屋	機 器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0	防 振 支 持 の 機 器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5	水槽類	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0	中間階	機 器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6	防 振 支 持 の 機 器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6	1階及び地下階	機 器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4	防 振 支 持 の 機 器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6
設 置 場 所	機器種別	耐震安全性の分類																																																																	
		特 定 の 施 設		一 般 の 施 設																																																															
		重 要 機 器	一 般 機 器	重 要 機 器	一 般 機 器																																																														
上層階の最上及び塔屋	機 器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0																																																														
	防 振 支 持 の 機 器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5																																																														
	水槽類	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0																																																														
中間階	機 器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																														
	防 振 支 持 の 機 器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0																																																														
	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																														
1階及び地下階	機 器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4																																																														
	防 振 支 持 の 機 器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6																																																														
	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																														
	(3)重要機器は次のものとする。 配電盤、自家発電設備、交流無停電電源装置、直流電源装置、交換機、火災報知受信機、中央監視設備、情報通信ラック、( ) (4)上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上階 7～9階建の場合は上層2階 10～12階建の場合は上層3階 (5)重量が10.0kg以下の軽量な機器(標準仕様書の運用を受けるものは除く)については、取付下地を入念に施工し、機器製造者の指定する方法で取付けを行うこと。 (6)地域係数は1.0とする。																																																																		
5. はつり	既設のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを使用すること。																																																																		
6. インサート	インサートの取付けに使用した釘等は除去し、錆止め塗装を行う。																																																																		
7. あと施工アンカー	(1)種類 ・接着系アンカー(・カプセル方式 ・注入方式) ・金属系アンカー(・打込み方式 ・締付け方式) ・その他のアンカー類( ) (2)性能及び施工確認 ・行う ・行わない																																																																		
8. 基礎の配線ビット	基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法はふ設するケーブル径の最大のものの曲げ半径、条数、特長等の作業性、事故時の対応、排水等を考慮する。																																																																		
9. 防火区画等の貫通	防火区画等の貫通部は、関係法令に適合したもので、貫通部に適合した方法で、防火処理を行う。																																																																		
10. 管路等の外壁貫通	外壁を貫通する管路等は、屋内に水が浸入しないように防水処置を施す。																																																																		
11. 引込部の耐震処置	建物への配管引き込み部の耐震処置 ・行う ・行わない																																																																		
12. 最上階の埋込配管	最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。																																																																		
13. 露出配管	(1)雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2)附属品は、ねじ込み形を使用する。 (3)壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分(2m以下)の配管には、突起のない支持金物又は保護バーを使用する。 (4)通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (5)監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。																																																																		
14. 屋上の露出配管等	屋上の露出配管は、防水層を傷つけないようにふ設する。																																																																		
15. 合成樹脂管	(1)合成樹脂管の管端には、ブッシングを取り付ける。 (2)原則として屋外の露出には使用しない。(P F管)																																																																		
16. 金属製電線管等の塗装	(1)露出配管、露出ボックス、鋼製ブルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 1) 屋外、屋内(電気室、機械室、E P S、居室、廊下)、その他建築意匠上必要な箇所。 2) 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のポール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 3) 湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を充てん塗布すること。(監督員が指示した場所は除く。) 4) 仮柵貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと。 (2)塗装はエッチングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出ブルボックスは指定色焼付塗装とする。																																																																		
17. 屋外ボックスへの配管接続	屋外で露出配管をボックスに接続する場合は、カッピングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。																																																																		
18. 予備配管等	(1)埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は(P F 2.2)を1本、5回路以上は(P F 2.2)を2本施工する。 スラブ天井の場合は、天井又は梁下200mmまで立て上げ、位置ボックスを取付ける。 また、二重天井の場合は、天井まで立て上げ、位置ボックスを取付ける。 (2)防犯主装置、自動火災報知受信機、M D F、警報盤等の間に移報のための空配管を行う。																																																																		
19. 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管等には、1.2mm以上のビニール被覆鉄線を挿入する。																																																																		
20. 予備スリーブ	梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。 なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。																																																																		
21. ボックス類	位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、原則として金属製とする。																																																																		
22. 軽量間仕切のボックス	軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。																																																																		

23. ブルボックス	(1)屋外形及び特別に製作された特殊形状又は大きいもの（一辺が600mm以上のもの）は、製作図を提出すること。 (2)屋外形ブルボックスと露出配管等の接続部は、カッピング溶接等による。ただし、既設ブルボックスに接続する場合は防水パテ等でシーリングを行う。 (3)屋外形ブルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。
24. ポルト・ナット類	屋外に使用する支持金物及びポルト、ナット類で特記のないもの ・ステンレス　・溶融亜鉛メッキ仕上げ
25. 環境に配慮した電線採用	電線、ケーブル及び通信線はEM（エコマテリアル）ケーブルを使用すること。
26. ケーブル及び配線	(1)表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工者名等を表示。）を取り付ける。 ① ケーブルがスラブを貫通する部分 ② ケーブル分岐部分 ③ 変電室内のケーブル引出し部分 ④ 分電盤、実験盤、端子盤、拡声アンプ及び防災盤等の引込み部分 ⑤ 屋内の直線部分は、30mごと ⑥ ブルボックス内 ⑦ 屋外の共同溝等の直線部分は、50mごと ⑧ 屋外の地中管路より建物内への引込み部分 ⑨ マンホール及びハンドホールごと (2)ケーブル余長 1) 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 2箇所　・ 4箇所　・ ( ) 箇所 2) 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 2箇所　・ 4箇所　・ ( ) 箇所
27. 開口部布設のケーブル保護	貫通穴等の開口部にケーブルを通す場合には、ケーブル損傷を防ぐためシール材を充填するなどのケーブル保護を行うこと。
28. 高圧ケーブル端末処理	高圧ケーブルの端末処理部、直線接続部等に処理者銘板（屋内外共で、線名、作業日、氏名等を表示。）を取り付ける。
29. 配線器具の設置	(1)配線器具（コンセント、スイッチ等）には電圧、用途などの表示を行う。 なお、表示内容については、監督員と調整を行う。 (2)特殊コンセントはプラグ付とする。 (3)電源の種類により色を区別する。 (4)公共住宅の住戸部分に設置するスイッチ・コンセントは原則として表示付とし、特記なきスイッチはワイヤレススイッチとする。 (5)配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁枠を使用する。 (6)プレートは、圓面に特記なき場合、新金属製とする。 (7)カバープレートは、原則として新金属製とする。 なお、器具を実装しない位置ボックスには用途表示をすること。 (8)フロアプレートは、水平高低調整型（空転防止リング付）とする。
30. 照明器具の設置	(1)コードペンダント以外の放電灯及び水気のある場所の器具は接地する。なお、金属配管の場合は、配管を利用してもよい。（乾燥した場所のコンパクト形器具（27W以下）を除く。） (2)接地線は電灯配線同一太さのケーブルの1芯（緑色）を使用する。ただし、監督員の指示により1.6mmの絶縁電線（緑線）を添えることもできる。 (3)照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承諾を得ること。 (4)照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形A級とする。 (5)天井下地材により支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 (6)照明器具には、製造年及び安定器の種類の表示を行う。 例 「2010年 初期照度補正型」 → [2010/PK] (7)パイプ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。
31. 照明制御装置の設置	照明器具の人感センサー制御を行う部屋には、注意プレートを設置する。
32. 換気扇	手や物が届く箇所やカーテン等が付く箇所には、格子ガードを付けること。 また、金属製パネルに設置する場合は、絶縁枠等を使用する。
33. 分電盤、制御盤、キューピクル等	(1)圓面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる圓面を備える。 また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、圓面を修正するものとする。 (2)屋外キャビネットで露出配管をボックスに接続する場合は、カッピングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取り付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。
34. 受変電設備、発電設備の設置場所	(1)保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2)屋内に設置する場合は、床の強度計算書、換気計算書等を監督員に提出する。 (3)屋外に設置する場合は、機器及び基礎の質量を求め、地盤の許容地耐力を確認し、結果を監督員に提出する。 なお、地盤改良を行う場合は、工法について監督員と協議する。 (4)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (5)電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。
35. 発電設備の燃料配管	(1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。
36. 非常放送設備のスピーカー設置	(1)放送区域の各部からスピーカーまでの水平距離は10m以内とする。 (2)階段等にスピーカーを設置する場合は、垂直距離1.5m以内とする。 (3)増幅器からスピーカーまでの配線及び非常電話の配線は、各系統ごとに独立させ、共通線方式は用いない。
37. 電波関係の計算及び測定	(1)計算書の提出 電界強度測定結果による計算書を提出 ・施工前　・軸体上がり時　・その他 ( ) (2)測定の実施 1)項目 全受信チャンネルの電界強度、受像画質、等価C/N、ビット誤り率の測定及び映像写真の撮影を行う。 2)測定時期 ・施工前　・軸体上がり時　・施工後　・その他 ( ) 3)報告書提出部数 ・2部　・( )部
38. 土工事	(1)掘削、埋戻し 1)掘削　・機械掘り　・手掘り 2)埋戻し　・山砂　・根切り土（良質土を使用、配管周りは山砂） ・A種　・B種　・C種　・D種 (2)特記なき地中埋設配管の深さは、GL-600mm以上とする。 (3)根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつぼ掘りとする。 (4)機械掘削は根切り底を乱さないようにする。
39. ハンドホール、マンホール	1)地中線路及びハンドホール等沈下が考慮される場合は、沈下対策を施す。 2)地耐力 ①地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期応力度とする。 ②衝撃係数は、設置場所に応じた衝撃係数とする。 3)高さ900mmを超えるものにあっては、タラップ付とする。 なお、タラップの取付は450mm間隔以内とし、原則として接地を施すこと。
40. 地中配線路の表示杭	下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ① 建物への引込口及び送出口付近 ② マンホール・ハンドホール付近 ③ 地中線路の曲折箇所 ④ 道路横断箇所 ⑤ 直線部分では30m程度に1個

項目	特記事項				
<b>機器仕様</b> 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。 なお、詳細については、図面による。					
<b>【電力設備】</b> ①電灯設備 (1)電気方式	1) 種別 ①幹線 · 単相3線式 (200／100V) ②分岐 · 単相2線式 (200／100V) 2) 周波数 60Hz				
(2)既設等との取り合い	· 無し · 整改造 · 配線接続 · 電源供給 · その他 ( )				
(3)機器類	· 一般照明器具 · 照明制御装置 · 外灯 (単独設置) · コンセント等 · 分電盤、制御盤等				
(4)一般照明器具	1) 形式 · 公共型 · 一般型 2) 灯具 · Hf蛍光灯 · LED灯 · HID灯 · その他 ( ) 3) 用途 · 屋内用 · 屋外用 · 防災用 4) 環境 · 普通地域 · 塩害地域 5) 照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。 6) 蛍光灯の点灯管にグローランプを使用するものは、電子点灯管に交換するものとする。 7) HIDランプを使用する下面開放形器具及びランプの破損による飛散により怪我をする恐れのある場合は、飛散防止を施したランプとする。				
(5)照明制御装置	1) センサー類 · 明るさセンサー · 人感センサー · タイマー · 調光スイッチ 2) 調光方式 · 連続調光 · 段階調光 · ON/OFF制御				
(6)外灯 (単独設置)	1) 照明用ポール ①材質 · アルミニウム製 · 鋼製 · 溶融亜鉛メッキ · その他 ( ) ②配線用遮断器又はカットアウトスイッチが内蔵できるものとする。 2) 基礎 · 本工事 · 別途工事 · 既設利用 · その他 ( ) 3) 灯具 · 水銀灯 · ナトリウム灯 · Hf蛍光灯 · LED灯 4) 安定器 · 一般形高効率形 (BH) · 低始動電流形 · その他 ( ) 5) 電源 · 商用電源 (60Hz) (· 200V · 100V) · 単独電源 (太陽電池式 · 風車式) · (点灯時間 ( ) 時間、不日照保証日数 ( ) 日) · その他 ( ) 6) 制御 · EESイッチ · タイマー · その他 ( ) 7) 接地 · 単独接地 (· 本工事 · 別途工事 · 既設利用) · 共用 · その他 ( )				
(7)コンセント等	· 一般型 · 防水型 · ハイテンションアウトレット (· 固定型 · 上下動型 (アップ式を含む))				
(8)分電盤、制御盤等	1) 銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上 (キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。) とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。				
<b>2. 動力設備</b> (1)電気方式	1) 種別 ①幹線 · 三相3線式 (· 200V · ( ) V) ②分岐 · 三相3線式 (· 200V · ( ) V) 2) 周波数 60Hz				
(2)既設との取り合い	· 無し · 整改造 · 配線接続 · その他 ( )				
(3)機器類	· 分電盤、制御盤等				
(4)負荷設備	· 給水 · 排水 · 消火 · 空調 · 換気 · 排煙 · 昇降機 · その他 (ホイストクレーン)				
(5)負荷設備への接続	図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。				
(6)電動機等の接地	· 専用接地 · 金属管接地 (7.5kW以下)				
(7)電動機等の力率の改善	本工事に含む制御盤には各負荷に力率改善コンデンサを取り付ける。				
(8)保護継電器	過負荷、欠相、逆相継電器は熱動式とする。				
(9)分電盤、制御盤等	1) 銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上 (キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。) とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7) 電流計は赤指針 (定格電流指示) とする。				
<b>3. 雷保護設備</b> (1)避雷針	1) 受雷部 · 突針 · 棟上導体 · 笠木等の別途施工物 2) 避雷導線 · 引下げ導体 · 建築構造体利用 3) 接地極 · 接地極埋設 · 建築構造体利用 · 測定用補助接地極 4) 接地抵抗の測定 ①測定方法 · 電位差計方式 · 電圧降下法 ②測定回数 · 3回 · ( ) 回 5) 接地埋設標を設置する。				
(2)雷サージ保護	1) 耐雷トランസ · 設置 (· 単相用 · 動力用) · 設置しない 2) SPD · 低圧用 (· クラスI · クラスII) · 通信用 (· カテゴリC · カテゴリD)				
(3)電源回路の保護	(1)低圧用SPDに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 (2)主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。				
(4)通信回線の保護	電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。				
<b>4. 接地設備</b> (1)接地工事	1) 種別 · A種 · B種 · C種 · D種 2) 施工 · 各種単独 · 共用有り ( )				
(2)接地抵抗の測定	1) 測定方法 · 電位差計方式 · 電圧降下法 2) 測定回数 · 3回 · ( ) 回				
(3)接地埋設標等	接地には接地埋設標等を施工し、接地極の位置がわかるようにする。				
<b>【受電設備】</b> ①受電設備					
(1)電気方式	1) 種別 · 三相3線式 (· 6.6kV · 200V) · 単相3線式 (200／100V) · 単相2線式 (100V) 2) 周波数 60Hz				
(2)既設との取り合い	· 無し · 改造 (機器取替、追加等を含む) · 増設 · 配線接続 · その他 ( )				
(3)機器類	· 盤類 · 交流遮断器 · 断路器 · 変圧器 · 進相コンデンサ · 直列リアクトル · 配線用遮断器 · 低圧電磁接触器 · 高圧氣中開閉器 · その他 ( )				

(3)盤類	1) 形式 ・閉鎖型 (・キュービクル式配電盤(JIS)) ・開放型 (・壁面型) 2) 中通路 ・有 (・無) 3) 特記事項 ( )	・高圧閉鎖配電盤(LEM) (・CW) (・PW) (・MW) ( )
(4)交流遮断器	1) 真空遮断器(VCB) ①操作方式 (・手動ばね操作) (・電動ばね操作) (・電磁操作) ②引外し方式 (・コンテンサ引外し) (・直流電圧引外し) 2) 主遮断器の定格遮断電流は、電気事業者の計算値以上とする。	
(5)断路器	1) 極数 (・3極) (・単極) 2) 形式 (・双投) (・単投)	
(6)変圧器	1) 形式 (・油入) (・モールド) 2) 設置 (・屋外型) (・屋内型) 3) その他 (・温度計付 (・置き指針付) (・置き指針なし)) (・温度計なし)	
(7)進相コンデンサ	1) 形式 (・低圧) (・高圧) 3) その他 (・警報接点付) (・警報接点なし)	
(8)直列リアクトル	1) 形式 (・放電抵抗) (・放電コイル (力率制御がある場合は必須)) 2) 容量 (・6%リアクトル) (・13%リアクトル) 3) その他 (・警報接点付) (・警報接点なし)	
(9)配線用遮断器	定格遮断容量は、短絡電流値以上のものとする。	
(10)低圧電磁接触器	低圧進相コンデンサ制御用電磁接触器の定格使用電流は、コンデンサ定格電流の1.5倍以上とする。	
(11)高圧気中開閉器	1) 制御電源用変圧器及び避雷器内蔵 2) 開閉器及び地絡方向絶電器外箱 (・ステンレス製) (・鋼板製) 3) 定格電流 (・200A) (・( )) A 4) 定格投入遮断電流 (・12.5kA) (・( )) A	
(12)設備不平衡	高圧受電の三相3線式における不平衡の制限は、設備不平衡率が30%以下となるようにする。	
(13)キュービクル等	1) 銀板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上 (キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。) とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ラムプレステボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。	
(14)基礎	・本工事 (・21N/mm <sup>2</sup> ) (・18N/mm <sup>2</sup> ) (・別途工事) (・既設利用) (・その他 ( ))	
(15)配線ビット及び蓋	1) 施工 (・本工事) (・別途工事) (・既設利用) (・その他 ( )) 2) ビット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。	
(16)設置場所	・屋内 (・屋外 (・地上) (・屋上))	
(17)消火器	・有 (ABC10型 収納箱共) (・無) (・その他 ( ))	
【電力貯蔵設備】		
6. 直流電源設備		
(1)用途		
(2)容量	( ) kVA	
(3)整流装置	1) 入力電圧 (・三相3線式 (・200V) (・( )) V) ・単相2線式 (・100V) (・200V) (・( )) V) 2) 入力周波数 60Hz 3) 出力電圧 直流 (・12V) (・24V) (・48V) (・( )) V) 4) 整流装置は、蓄電池を充電するための電流並びに監視及び制御等で消費される電流を考慮して選定する。	
(4)蓄電池	1) 種類 (・鉛蓄電池 (・HS) (・MSE) (・長寿命形MSE)) ・アルカリ蓄電池 (・AH) (・AMH) 2) 最低蓄電池温度 (・5°C) (・15°C) (・25°C) (・-5°C) (・( )) °C	
7. 交流無停電電源設備		
(1)用途	( )	
(2)容量	( ) kVA	
(3)給電方式	・常時インバータ給電方式 (・ラインインタラクティブ方式) (・常時商用給電方式) ・その他 ( )	
(4)整流装置等	1) 入力電圧 (・三相3線式 (・200V) (・( )) V) ・単相2線式 (・100V) (・200V) (・( )) V) 2) 入力周波数 60Hz 3) 出力電圧 (・三相3線式 (・200V) (・( )) V) ・単相2線式 (・100V) (・200V) (・( )) V) 2) 出力周波数 60Hz 5) 整流装置、インバーター装置は、接続する負荷の特性を配慮し選定する。	
(5)蓄電池	1) 種類 (・鉛蓄電池 (・HS) (・MSE) (・長寿命形MSE)) ・アルカリ蓄電池 (・AH) (・AMH) ・その他 ( ) 2) 最低蓄電池温度 (・5°C) (・15°C) (・25°C) (・-5°C) (・( )) °C	
【発電設備】		
8. 燃料式発電設備		
(1)用途		
(2)設置場所	・屋内 (・屋外 (・普通地域) (・塩害地域))	
(3)機器	・発電装置 (・燃料槽) (・給油ボックス) (・燃料配管) ・その他 ( )	
(4)発電装置	1) 発電装置の選定にあたっては、設置場所及び過去の気象データを考慮し選定する。 2) 種類 (・ディーゼル発電装置) (・ガスエンジン発電装置) (・ガスタービン発電装置) 3) 形式 (・簡易形) (・オーブン式) (・キューピクル式 (・8.5dB(A)/1m) (・7.5dB(A)/1m)) 4) 始動時間 (停電検出後) (・10秒以内) (・40秒以内) (・( )) 秒以内 5) 連続運転時間 (・2時間以上) (・10時間以上) (・24時間以上) (・72時間以上) ・その他 ( ) 6) 発電機 ①電気方式 (・三相3線式 (・6.6kV) (・200V) (・( )) V) ・単相3線式 (200V/100V) ・単相2線式 (・100V) (・200V) (・( )) V) ②定格周波数 60Hz ③定格出力 ( ) kVA 7) 原動機 ①定格出力 (・( )) kW以上 (・( )) ps以上 ②冷却方式 (・ラジエター方式) (・冷却水循環式) (・その他 ( ))	
(5)燃料	1) 種類 (・軽油) (・灯油) (・A重油) (・その他 ( )) 2) 引渡し燃料 (・満タン) (・指定なし) (・その他 ( ))	
(6)燃料槽	1) 形式及び容量 (・パッケージ搭載タンク ( ) リットル) ・燃料小出槽 ( ) リットル (・主燃料槽 ( ) リットル) 2) 燃料小出槽 (・屋外型 (・ステンレス製) (・鋼板製)) (・屋内型 (・ステンレス製) (・鋼板製)) 3) 主燃料槽 ①設置場所 (・屋内) (・屋外 (地上)) (・地下埋設 (・タンク室内埋設) (・直埋設)) ②形式 (・二重殻タンク) ・その他 ( ) ③設置工事 (・本工事) (・別途工事) (・その他 ( )) ④タンク室工事 (・本工事) (・別途工事) (・既設利用) (・その他 ( ))	
(7)給油ボックス	1) 材質 (・ステンレス製) (・鋼板製) (・その他 ( )) 2) 油量指示計 (・有) (・無)	

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319 株式会社 マツダ設計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事 図面名 特記仕様書（2）	年月日	No.
											E-02
										-	
										縮尺	原図:A2

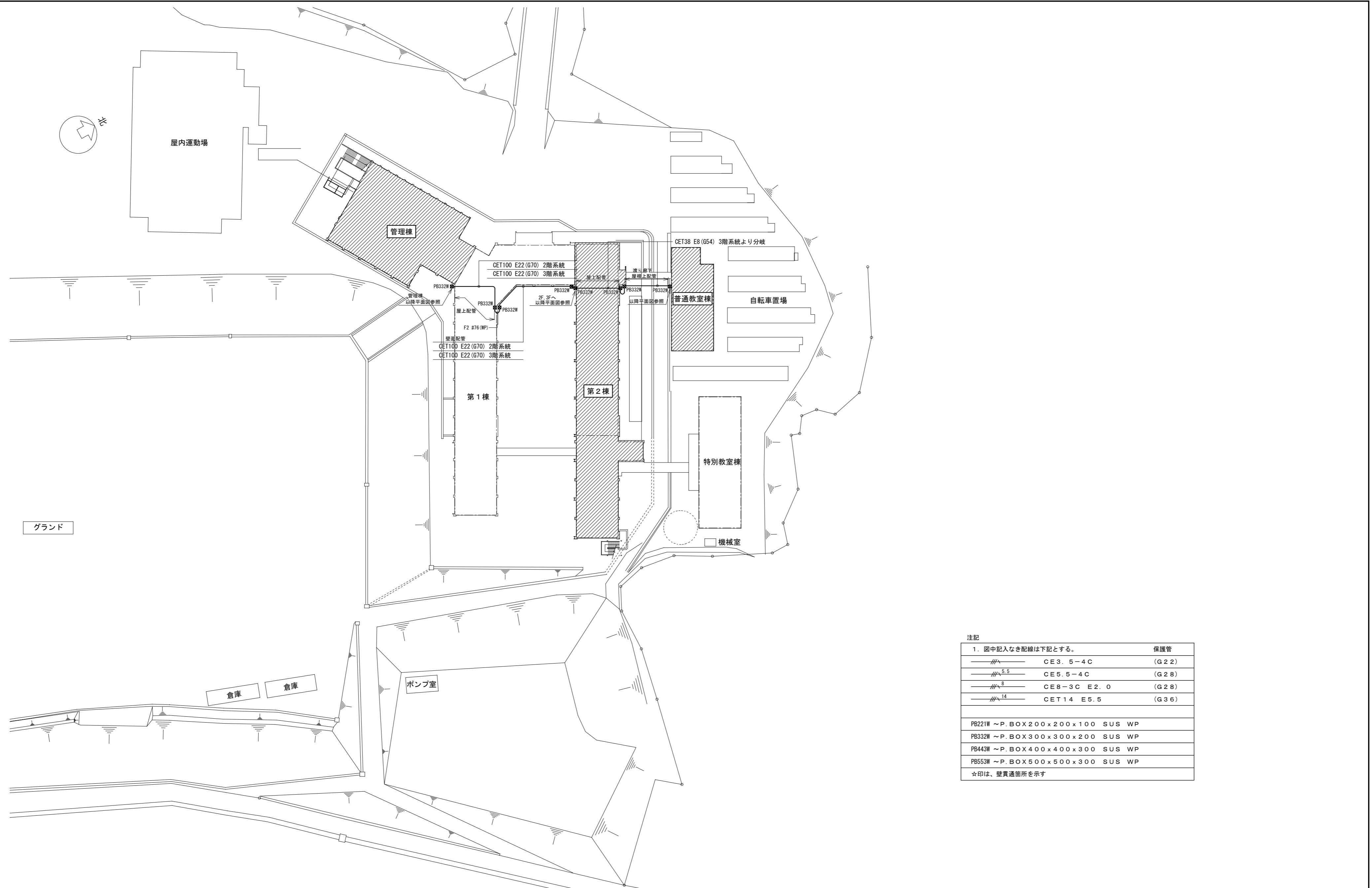
(8) 基礎	・本工事 (・2 1 N/mm <sup>2</sup> ・ 1 8 N/mm <sup>2</sup> ) ・ 別途工事 ・ 既設利用 ・ その他 ( )	
(9) 消火器	・ 有 (A B C 10型 収納箱) ・ 無 ・ その他 ( )	
9. 太陽光発電設備	・ 太陽電池アレイ ・ パワーコンディショナ ・ 情報処理装置	
(1) 機器	・ その他 ( )	
(2) 太陽電池アレイ	1) 発電能力 公称出力 ( ) kW 2) 装置は、JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持設計標準」による。	
(3) パワーコンディショナ及び系統連系保証装置	1) 電気方式 三相3線式 (- 200V ( ) V) ・ 単相2線式 (- 200V 100V ( ) V)	
(4) 情報処理装置	2) 定格周波数 60Hz 3) 設置場所 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(5) 機器	4) 施設方式 [-] 壁掛型 ・ 自立型 ・ その他 ( )	
(6) 系統連系	5) 機器 統系連系 (・ 高圧連系 ・ みなら低圧連系 ・ 低圧連系 )	
(7) その他	6) 系統連系に要する技術要件は、関係法令を確認し、電気事業者と十分協議する。	
(8) 仕様詳細	1) 装置 ・ データ処理装置 ・ データ表示装置 ・ 気温計 ・ 日射計 2) 記録作成 ・ 日報 ・ 月報 ・ 年報	
(9) 仕様詳細	仕様詳細については「太陽光発電設備特仕様書」による。	
10. 風力発電設備	・ 風車 ・ 制御盤 ・ 系統連係保証装置 ・ 情報処理装置	
(1) 機器	・ その他 ( )	
(2) 風車	1) 発電能力 定格出力 ( ) kW 2) 装置は、積載荷重、風圧荷重等に耐えるものとする。	
(3) 制御盤	1) 電気方式 三相3線式 (- 200V ( ) V) ・ 单相2線式 (- 200V 100V ( ) V)	
(4) 情報処理装置	2) 定格周波数 60Hz 3) 設置場所 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(5) 機器	4) 施設方式 [-] 壁掛型 ・ 自立型 ・ その他 ( )	
(6) 系統連系	5) 機器 統系連系 (・ 高圧連系 ・ みなら低圧連系 ・ 低圧連系 )	
(7) その他	6) 系統連系に要する技術要件は、関係法令を確認し、電気事業者と十分協議する。	
(8) 仕様詳細	1) 装置 ・ データ処理装置 ・ データ表示装置 ・ 風速計 ・ 風向計 ・ 気温計 2) 記録作成 ・ 日報 ・ 月報 ・ 年報	
(9) 仕様詳細	仕様詳細については「風力発電設備特仕様書」による。	
【通信・情報設備】		
11. 構内情報通信網設備	・ 10BASE ・ 100BASE ・ 1000BASE	
(1) 伝送度	・ その他 ( )	
(2) 機器	・ リピータ ・ スイッチ ・ HUB ・ ルータ ・ メディアコンバータ ・ ファイアーウォール ・ 時刻同期装置 ・ ネットワーク管理装置 ・ 無線LAN ・ 機器収納ラック ・ アウトレット	
(3) ネットワーク網	・ その他の機器 ( )	
(4) ケーブル	1) 幾何系 ・ UTPケーブル ・ STPケーブル ・ 光ファイバーケーブル ・ その他の機器 ( )	
(5) アウトレット	2) 支架系 ・ UTPケーブル ・ STPケーブル ・ 光ファイバーケーブル ・ その他の機器 ( )	
(6) その他	3) フロア系 ・ UTPケーブル ・ STPケーブル ・ その他 ( )	
12. 構内換装設備	・ ローテシジョンアウトレット (・ 固定型 ・ 上下動型 (アップ式を含む) ) ・ 壁コンセント	
(1) 機器	・ 交換装置 ・ 電話機 ・ 端子盤類 ・ アウトレット	
(2) 交換装置	1) 種別 ・ 構内交換装置 (・ デジタルPBX ・ 1P-PBX ・ VoIPサーバ ) ・ ボタン電話装置	
(3) その他	2) 方式 局線局方式 ・ 局線中継方式 ・ 分散中継方式 ・ ダイヤルイン方式 3) 停電障害時間 ・ 30分以上 ・ ( ) 時間以上 5) 本部電盤 (MDF) ・ 自立フレーム (・ 片面形 ・両面形 ) ・ 交換機一体型 ・ 壁掛型	
(4) 電話機	・ 一般電話機 ・ 多機能電話機 ・ コードレス電話機 ・ PHS	
(5) 端子盤類	1) 端子盤 中継端子盤 (1D F) ・ 室内端子盤 中継端子盤には実装数の2%以上、室内端子盤には10P以上の接続端子板スペースを見込む。	
(6) アウトレット	・ ローテシジョンアウトレット (・ 固定型 ・ 上下動型 (アップ式を含む) ) ・ 壁コンセント	
(7) その他	13. 情報表示設備	・ マルチサイン装置 ・ 時刻表示装置 ・ 警報等表示装置
(8) マルチサイン装置	1) 機器 ・ 情報表示装置 ・ 指示制御装置	
(9) 情報表示装置	2) 情報表示盤 ・ 発光ダイオード式 ・ ブラズマ式 ・ 液晶式	
(10) 時刻表示装置	3) 指示制御装置は、入力制御、表示制御、電源制御等の機能を有する。 4) 通信方式 ・ 専用通信線 ・ T-CPU/P - その他 ( )	
(11) 時計	1) 機器 ・ 時計 ・ 子時計 ・ 電源装置 ・ 単独時計	
(12) 時計	2) 時計 ・ 壁掛型 ・ 自立型 ・ ラックマウンタ型 (ラック架組込) ②時刻修正 ・ FMT放送受信 (・ アンテナ設置 ・ 既設利用)	
(13) 電源装置	③時刻修正 ・ 長波標準電波受信 (・ アンテナ設置 ・ 既設利用)	
(14) 電源装置	④回路数 ( ) 回線	
(15) 機器	⑤機能 ・ 電子チャイム曲 (曲名) 曲 ・ 時報 ・ プログラムタイマー (・ 年間 ・ 運間 )	
(16) 予約計	①方式 ・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(17) 時計	③時計運転時間 (・ 10時間 ・ ( ) 時間 )	
(18) 時計	5) 時計	
(19) 時計	・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(20) 時計	③時計修正機能 ・ 有り ・ 無し	
(21) 時計	④回路数 ( ) 回線	
(22) 時計	⑤機能	
(23) 時計	⑥引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行なうこと。)	
(24) 時計	3) 予約計	
(25) 時計	①方式 ・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(26) 時計	③時計運転時間 (・ 10時間 ・ ( ) 時間 )	
(27) 時計	5) 時計	
(28) 時計	・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(29) 時計	③時計修正機能 ・ 有り ・ 無し	
(30) 時計	④回路数 ( ) 回線	
(31) 時計	⑤機能	
(32) 時計	⑥引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行なうこと。)	
(33) 時計	3) 予約計	
(34) 時計	①方式 ・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(35) 時計	③時計運転時間 (・ 10時間 ・ ( ) 時間 )	
(36) 時計	5) 時計	
(37) 時計	・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(38) 時計	③時計修正機能 ・ 有り ・ 無し	
(39) 時計	④回路数 ( ) 回線	
(40) 時計	⑤機能	
(41) 時計	⑥引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行なうこと。)	
(42) 時計	3) 予約計	
(43) 時計	①方式 ・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(44) 時計	③時計運転時間 (・ 10時間 ・ ( ) 時間 )	
(45) 時計	5) 時計	
(46) 時計	・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(47) 時計	③時計修正機能 ・ 有り ・ 無し	
(48) 時計	④回路数 ( ) 回線	
(49) 時計	⑤機能	
(50) 時計	⑥引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行なうこと。)	
(51) 時計	3) 予約計	
(52) 時計	①方式 ・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(53) 時計	③時計運転時間 (・ 10時間 ・ ( ) 時間 )	
(54) 時計	5) 時計	
(55) 時計	・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(56) 時計	③時計修正機能 ・ 有り ・ 無し	
(57) 時計	④回路数 ( ) 回線	
(58) 時計	⑤機能	
(59) 時計	⑥引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行なうこと。)	
(60) 時計	3) 予約計	
(61) 時計	①方式 ・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(62) 時計	③時計運転時間 (・ 10時間 ・ ( ) 時間 )	
(63) 時計	5) 時計	
(64) 時計	・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(65) 時計	③時計修正機能 ・ 有り ・ 無し	
(66) 時計	④回路数 ( ) 回線	
(67) 時計	⑤機能	
(68) 時計	⑥引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行なうこと。)	
(69) 時計	3) 予約計	
(70) 時計	①方式 ・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(71) 時計	③時計運転時間 (・ 10時間 ・ ( ) 時間 )	
(72) 時計	5) 時計	
(73) 時計	・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(74) 時計	③時計修正機能 ・ 有り ・ 無し	
(75) 時計	④回路数 ( ) 回線	
(76) 時計	⑤機能	
(77) 時計	⑥引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行なうこと。)	
(78) 時計	3) 予約計	
(79) 時計	①方式 ・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(80) 時計	③時計運転時間 (・ 10時間 ・ ( ) 時間 )	
(81) 時計	5) 時計	
(82) 時計	・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(83) 時計	③時計修正機能 ・ 有り ・ 無し	
(84) 時計	④回路数 ( ) 回線	
(85) 時計	⑤機能	
(86) 時計	⑥引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行なうこと。)	
(87) 時計	3) 予約計	
(88) 時計	①方式 ・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(89) 時計	③時計運転時間 (・ 10時間 ・ ( ) 時間 )	
(90) 時計	5) 時計	
(91) 時計	・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(92) 時計	③時計修正機能 ・ 有り ・ 無し	
(93) 時計	④回路数 ( ) 回線	
(94) 時計	⑤機能	
(95) 時計	⑥引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行なうこと。)	
(96) 時計	3) 予約計	
(97) 時計	①方式 ・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(98) 時計	③時計運転時間 (・ 10時間 ・ ( ) 時間 )	
(99) 時計	5) 時計	
(100) 時計	・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(101) 時計	③時計修正機能 ・ 有り ・ 無し	
(102) 時計	④回路数 ( ) 回線	
(103) 時計	⑤機能	
(104) 時計	⑥引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行なうこと。)	
(105) 時計	3) 予約計	
(106) 時計	①方式 ・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(107) 時計	③時計運転時間 (・ 10時間 ・ ( ) 時間 )	
(108) 時計	5) 時計	
(109) 時計	・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(110) 時計	③時計修正機能 ・ 有り ・ 無し	
(111) 時計	④回路数 ( ) 回線	
(112) 時計	⑤機能	
(113) 時計	⑥引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行なうこと。)	
(114) 時計	3) 予約計	
(115) 時計	①方式 ・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(116) 時計	③時計運転時間 (・ 10時間 ・ ( ) 時間 )	
(117) 時計	5) 時計	
(118) 時計	・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(119) 時計	③時計修正機能 ・ 有り ・ 無し	
(120) 時計	④回路数 ( ) 回線	
(121) 時計	⑤機能	
(122) 時計	⑥引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行なうこと。)	
(123) 時計	3) 予約計	
(124) 時計	①方式 ・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(125) 時計	③時計運転時間 (・ 10時間 ・ ( ) 時間 )	
(126) 時計	5) 時計	
(127) 時計	・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(128) 時計	③時計修正機能 ・ 有り ・ 無し	
(129) 時計	④回路数 ( ) 回線	
(130) 時計	⑤機能	
(131) 時計	⑥引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行なうこと。)	
(132) 時計	3) 予約計	
(133) 時計	①方式 ・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(134) 時計	③時計運転時間 (・ 10時間 ・ ( ) 時間 )	
(135) 時計	5) 時計	
(136) 時計	・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(137) 時計	③時計修正機能 ・ 有り ・ 無し	
(138) 時計	④回路数 ( ) 回線	
(139) 時計	⑤機能	
(140) 時計	⑥引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行なうこと。)	
(141) 時計	3) 予約計	
(142) 時計	①方式 ・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(143) 時計	③時計運転時間 (・ 10時間 ・ ( ) 時間 )	
(144) 時計	5) 時計	
(145) 時計	・ アナログ式 ・ デジタル式 ②設置場所 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ その他 ( )	
(146) 時計	③時計修正機能 ・ 有り ・ 無し	
(147) 時計	④回路数 ( ) 回線	
(148) 時計	⑤機能	
(149) 時計	⑥引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行なうこと。)	
(150) 時計	3) 予約計	

4. 電気設備工事指定資機材用規格及びメーカーリスト				
分類	資機材名	適用範囲	規格・メーカー等	
電線	電線、ケーブル類 (エコ電線・ケーブルを優先使用)	一般配線工事に使用するもので、エコ電線・ケーブルのあるもの	・JIS規格適合品 ・JCS(日本電線工業会規格)規格適合品	
		上記以外の一般配線工事に使用するもの	・JIS規格適合品	
	耐火、耐熱電線	耐火・耐熱性が必要とする場所に使用するもの	・登録認定機関((社)電線総合技術センター)または指定認定機関((社)日本電線工業会(耐火・耐熱電線認定業務委員会))により認定または評定されたもの ・(社)日本電線工業会により自主認定(評定)されたもの	
圧着端子、接続スリーブ	一般配線工事に使用するもの	・JIS規格適合品		
電線保護物類	金属管、V.E.、P.F.、C.D.、合成樹脂管、P.V.C.管、可とう電線管、ラバーダクト、各付属品	一般配線工事に使用するもの	・JIS規格適合品 ・JIS規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品	
配線器具	コンセント、スイッチ	一般配線工事に使用するもの	・JIS規格適合品 ・JIS規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品	
照明器具	蛍光灯器具 (省エネ型を優先使用)		・JIS規格適合品 ・(社)日本照明器具工業会標準(JIL規格)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
	非常用照明器具		・指定認定機関による型式認定または型式部材等製造者認定を受けるもの ・(社)日本照明器具工業会の自主評定を受け、JIL5501の適合マークが貼付されたもの	
誘導灯			・登録認定機関((社)日本電気協会(JEA誘導灯認定委員会))の認定を受け、認定証票が貼付されたもの	
その他の照明器具			・JIS規格適合品 ・(社)日本照明器具工業会規格(JEL規格)適合品	
安定器	高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器		・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
	上記以外のもの	・JIS規格適合品 ・(社)日本電球工業会規格(JEL規格)適合品		
照明制御装置	センサ、照明制御部等		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
インバータ装置	可変速運転用インバータ装置	可変速電動機用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
換気扇	窓用換気扇		・JIS規格適合品	
雷保護装置	避雷針設備(突針、支持脚、引下線、接続端子等、他)		・JIS規格適合品	
サージ保護デバイス	アレスター(避雷器)	低圧用SPD	・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
		通信用SPD	・JIS規格適合品	
盤類	分電盤、実験盤		・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
	制御盤		・(社)日本配電盤規格(JSDA)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
	消防用消火栓制御盤	消防用消火栓装置、不活性ガス消火装置及びハロゲン化物消火装置に備用するもの、火災通報装置、結合操作盤等の消防用設備等の認定品目	・登録認定機関((財)日本消防設備安全センター(消防用設備等認定委員会))の認定を受け、認定証票が貼付されたもの	
		不活性ガス消火設備等、新ガス系消火設備制御盤、非常通報装置等の消防用設備機器の性能評定対象品目	・(財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、評定証票が貼付されたもの	
	キューピカル式配電盤		・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
	高圧スイッチギヤ	CW形、PW形	・(社)日本電線工業会規格(JEM)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
	高圧限界ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧避雷器		・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
遮断器	断路器		・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品	
	高圧交流遮断器		・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
変圧器	高圧変圧器	特定機器	・(社)日本電線工業会規格(JEM)適合品のトップランナーチップ ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
		特定機器以外の変圧器	・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品	
コンデンサ	高圧進相コンデンサ	直列リアクトルを含む	・JIS規格適合品 ※コンデンサのメーカーは「設備機材等評価名簿」による	
	低圧進相コンデンサ	直列リアクトルを含む	・JIS規格適合品	
計器用変成器	計器用変圧器、計器用変流器		・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品	
計器	電圧計、電流計、周波数計、力率計、電力量計(無検定・検定付)、他		・JIS規格適合品	
继電器	保護繼電器		・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品	
絶縁監視装置	絶縁監視装置	高圧回路用、低圧回路用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	

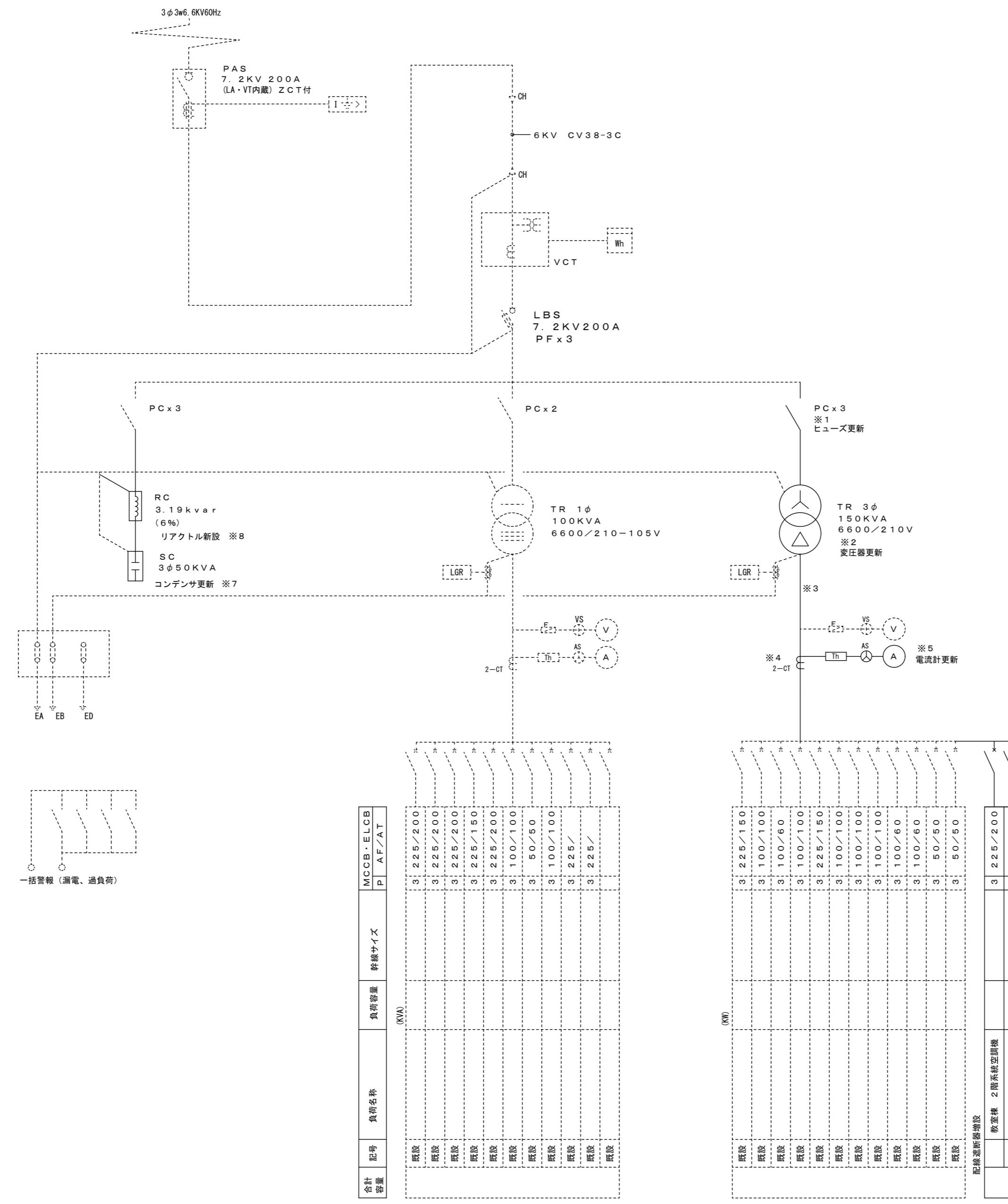
分類	資機材名	適用範囲	規格・メーカー等
直流電源装置	蓄電池	消防用設備以外に使用するもの	・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	整流装置	防災電源用以外に使用するもの	・JIS規格適合品
	防災電源用	消防用非常電源、非常灯等用予備電源	・登録認定機関((社)日本電気協会(JEA蓄電池設備認定委員会))の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
交流無停電電源装置(UPS)		定格出力300kVA以下のもの	・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
発電設備	ディーゼル発電装置	防災電源用以外に使用するもの	・発電機及び原動機(ディーゼル機関)はJIS規格又は(社)日本電機工業会規格(JEM)の適合品
	ガスタービン発電装置	防災電源用以外に使用するもの	・発電機及び原動機(ガス機関)はJIS規格又は(社)日本電機工業会規格(JEM)の適合品
	防災電源用	消防用非常電源、非常灯等用予備電源	・登録認定機関((社)日本内燃機車発電設備協会)の認定を受け、認定証票(長時間形)が貼付されたもの
太陽光発電装置	パワーコンディショナ	出力10kW未満のもの(系統連係機能を有するものを含む)	・JIS規格適合品
		出力10kW以上のもの(系統連係機能を有するものを含む)	・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価事業名簿」による
			・JIS規格適合品
内蔵電池アレイ(太陽電池モジュール及びアレイ接続箱)			・JIS規格適合品
	架台		・太陽電池アレイの製造者が推奨するもの ・太陽電池アレイの製造者が同様に認めたもの ・上記と同様であると認められるもの
構内交換装置	交換機、局線中継台、電源装置、電話機		・登録認定機関((財)電気通信端末機器審査協会(JATE))等の技術基準適合を認定を受け、適合表示が貼付されたものの技術基準適合を認定を受け、適合表示が貼付されたもの
拡声装置	非常用放送設備	非常用放送設備として使用するもの	・登録認定機関(日本消防検定協会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
テレビ共同受信装置	アンテナ、ブースター、混合器、分波器、分配器、テレビ端子、他	右記の認定品のあるもの	・優良住宅品(Bし部品)の認定を受けたもので、Bしマーク認証が貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・NHK共同受信施設使用機材仕様規格適合機器の認定を受けたもので、証明するマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・Dヒマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・上記と同様であると認められるもの
			・優良住宅品(Bし部品)の認定を受けたもので、Bしマーク認証が貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・NHK共同受信施設使用機材仕様規格適合機器の認定を受けたもので、証明するマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・上記と同様であると認められるもの
監視カメラ装置	カメラ、モニタ、録画装置、他		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
自動火災報知装置			・登録認定機関(日本消防検定協会)の検定を受け、検定合格証票が貼付されたもの
	中央監視制御装置		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
マンホールハンドホール	蓋	鉄製	※メーカーは「設備機材等評価名簿(機械設備機材評価名簿・鉄製製品)」による
	枠	レディミクストコンクリート、セメント	・JIS規格適合品
電柱	コンクリート柱		・JIS規格適合品

IV 完成書類 引き渡し時には下記の書類を提出する。			
名 称	完成書類	部数	
完成図(原図サイズ)	竣工図(製本)	1部	
	施工図(製本)	1部	
	取引用計器	1部	
完成図(A3版縮小二つ折り)	竣工図(製本)	2部	
	施工図(製本)	2部	
	ファイル機	2部	
保函に関する資料			
・制御システム図			
・システム系統図			
・資機器一覧表			
・機器完結図			
・取扱説明書			
・試験結果報告書			
・工場試験結果書			
・各種機器・検査書			
・予備品・付属品一覧表			
・機器動作の写し			
・検査済証			
・保証書			
・メンテナンス要領書			
・メンテナンス手順書			
・官公庁手続き書類一覧表			
・官公庁手続き書類(本圖)			
電子納品			
完成検査写真			
工事目的物引渡書			
工事書類預かり書			
官公庁手続き書類			
・工事打合簿			
・段階検査書			
・工事事務報告書			
・安全管理手帳			
・使用機器履歴書			
・工事材料搬入報告書			
・機器動作説明書			
・機材の品質及び性能証明書			
・各種機器・検査書			
・計測機器校正証明書又は精度保証書の写し			
・再生資源利用実績書及び再生資源利用促進計画書			
・マニフェスト上署の写し			
・現場検査報告書			
・資源循環促進法実績報告書			
・再生資源等完了報告書(特定建設資材廃棄物)			
・工事写真(ラムネール及び代表写真)			
・足場施工写真			
・完成写真			
・検査立会者名簿			
・持込工具・機器等			
・手直し結果等報告書			
・その他監督員の指示するもの			
・各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。			
官公庁手続き書類			
・官公庁手続き書類一覧表			
・官公庁手続き書類(本圖)			
電子納品			
完成検査写真			
工事目的物引渡書			
工事書類預かり書			
ファイル機			

V 機器標準取扱高さ 標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。(O印はパリアフリーに対応)				
名 称	完成書類	部数		
電力	接地端子盤	床面上~下端		
	施工図(製本)	1,800~2,000	O	1,000mm
電灯	ファイル機	1部		



改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319 株式会社 マツダ設計	管理建築士 承認 設計 製図 一級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一	中部中学校普通教室空調機設置工事 図面名 配置図	No. E-05 年月日 1/600 縮尺 原図:A2
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590			



既設受電設備改修工事	
※1	PCSヒューズ20Aを30Aに取替え
※2	変圧器3φ100KVA(油入り)を3相150KVA(油入り)トップランナーに取替え
※3	母線をHIV200に取替え
※4	変流器400/5を500/5に取替え
※5	電流計400Aを500Aに取替え
※6	MCCB3P225/200A、MCCB3P225/175A、MCCB3P100/100A 増設
※7	コンデンサ 7.02KV 50KVAに取替
※8	直列リアクトル 7.02KV 50KVA用(6%) 取付

合計 容量	記号	負荷名稱	負荷容量	幹線サイズ	M C C B • E L C B P A F / A T
		(kVA)			
既設	既設			3 225 / 200	
既設	既設			3 225 / 200	
既設	既設			3 225 / 200	
既設	既設			3 225 / 150	
既設	既設			3 225 / 200	
既設	既設			3 100 / 100	
既設	既設			3 50 / 50	
既設	既設			3 100 / 100	
既設	既設			3 225 /	
既設	既設			3 225 /	

		(KW)			
既設		3 225／150		3 225／100	
既設	既設	3 100／60	3 100／60	3 100／50	3 100／50
既設	既設	3 100／100	3 100／100	3 100／100	3 100／100
既設	既設	3 225／150	3 225／150	3 225／100	3 225／100
既設	既設	3 100／60	3 100／60	3 100／50	3 100／50
既設	既設	3 100／100	3 100／100	3 100／100	3 100／100
既設	既設	3 225／150	3 225／150	3 225／200	3 225／200
既設	既設	3 100／60	3 100／60	3 225／175	3 225／175
既設	既設	3 100／50	3 100／50	3 100／100	3 100／100

改訂日	改訂記号	改訂内容	印

設 計・監 理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319

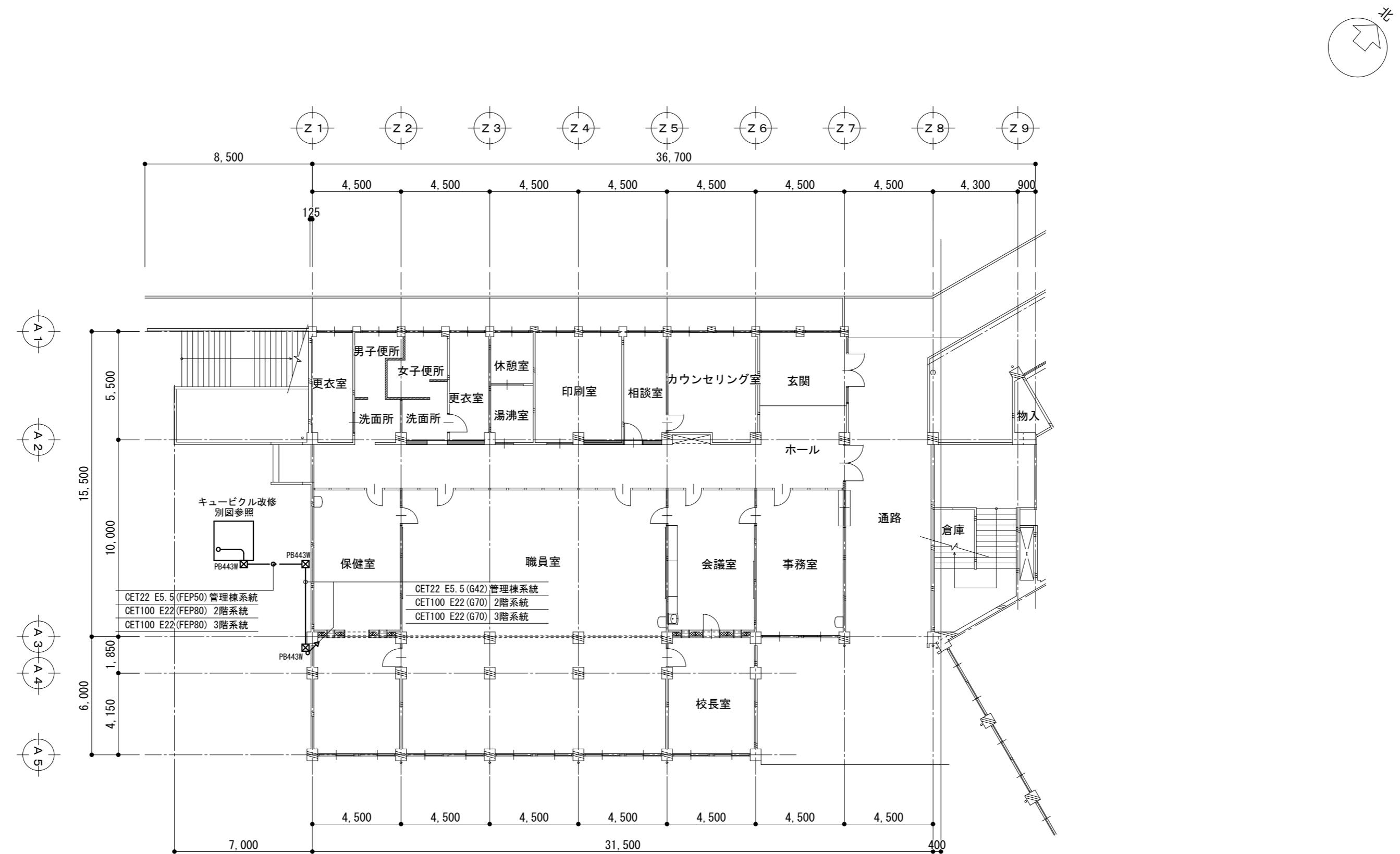
株式会社 マツダ 設計

514-0064 三重県津市長岡町800-90  
TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590

管理建築士	承 認	設 計	製 図	中部中学校普通教室空調機設置工事		No.
一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				年月日		E-06
図面名 高圧単線結線図				一 緒 尺		直圖 : A2

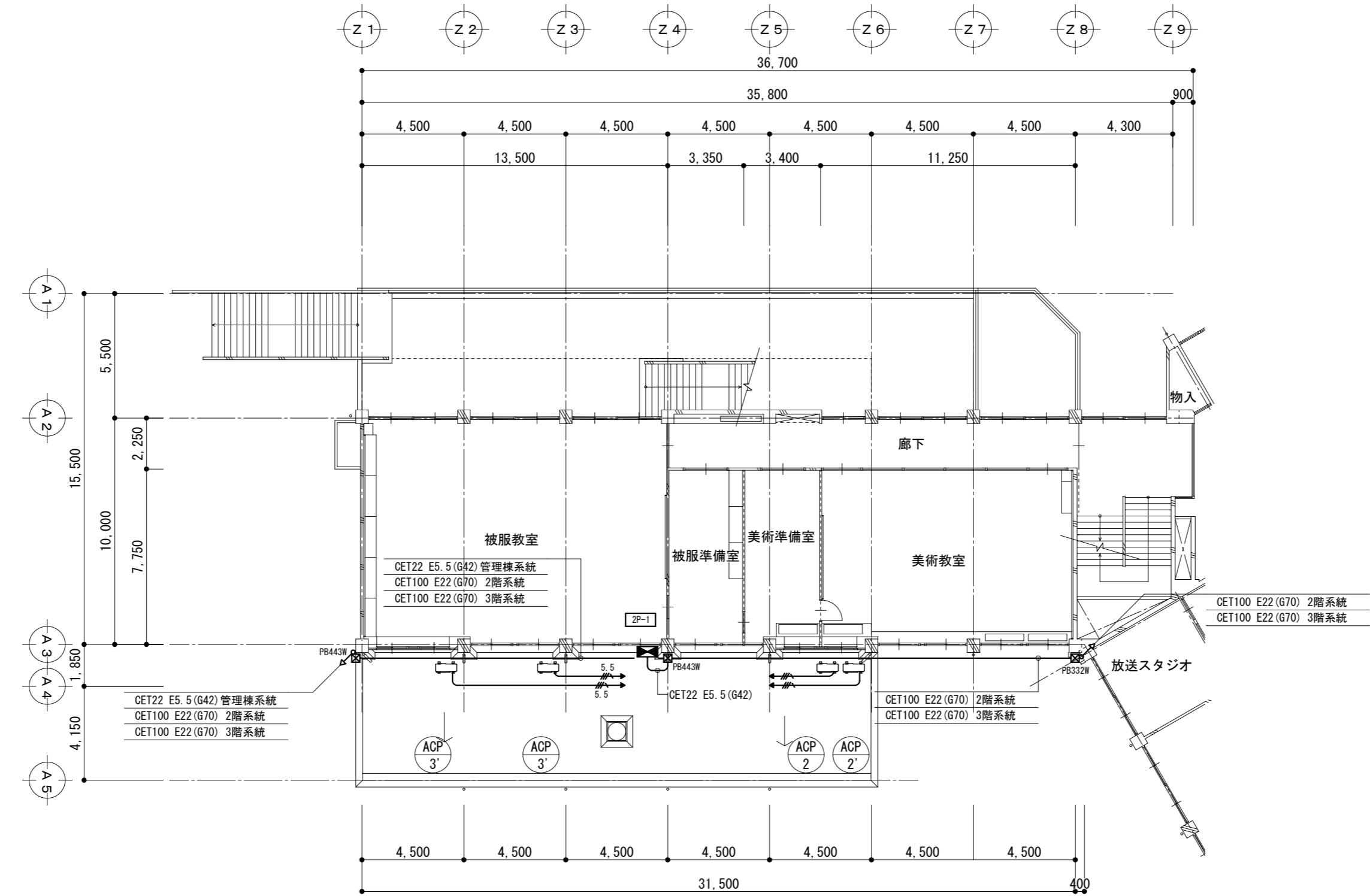
動力制御盤リスト											
盤名称	幹線番号 結線	負荷		分歧開閉器容量							
		機器番号	機器名称	容量(KW)	種類	P	AF	AT	主回路	操作回路	制御盤二次側配線
S-1 (2面)  屋外壁掛SUS	8.44KW CE-T38°	[1]	A C P-3	4.22	ELB	3	50	30			CE5.5°-4C (G28)
		[2]	A C P-3	4.22	ELB	3	50	30			CE5.5°-4C (G28)
S-2 (9面)  屋外壁掛SUS	4.22KW CE-T14°	[1]	A C P-3	4.22	ELB	3	50	30			CE5.5°-4C (G28)
S-3 (1面)  屋外壁掛SUS	4.50KW CE-T14°	[1]	A C P-1	2.25	ELB	3	50	15			CE3.5°-4C (G22)
		[2]	A C P-1	2.25	ELB	3	50	15			CE3.5°-4C (G22)
2P-1 (1面)  屋外壁掛SUS	13.88KW CE-T22°	[1]	A C P-3	4.22	ELB	3	50	30			CE5.5°-4C (G28)
		[2]	A C P-3	4.22	ELB	3	50	30			CE5.5°-4C (G28)
		[3]	A C P-2	2.72	ELB	3	50	30			CE3.5°-4C (G22)
		[4]	A C P-2	2.72	ELB	3	50	30			CE3.5°-4C (G22)

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319 株式会社 マツダ設計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	管理建築士 承認 設計 製図 一級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一	中部中学校普通教室空調機設置工事 図面名 分電盤結線図	年月日 -	No. E-07 原図:A2 縮尺
-----	------	------	---	---	---	-----------------------------------	----------	----------------------------



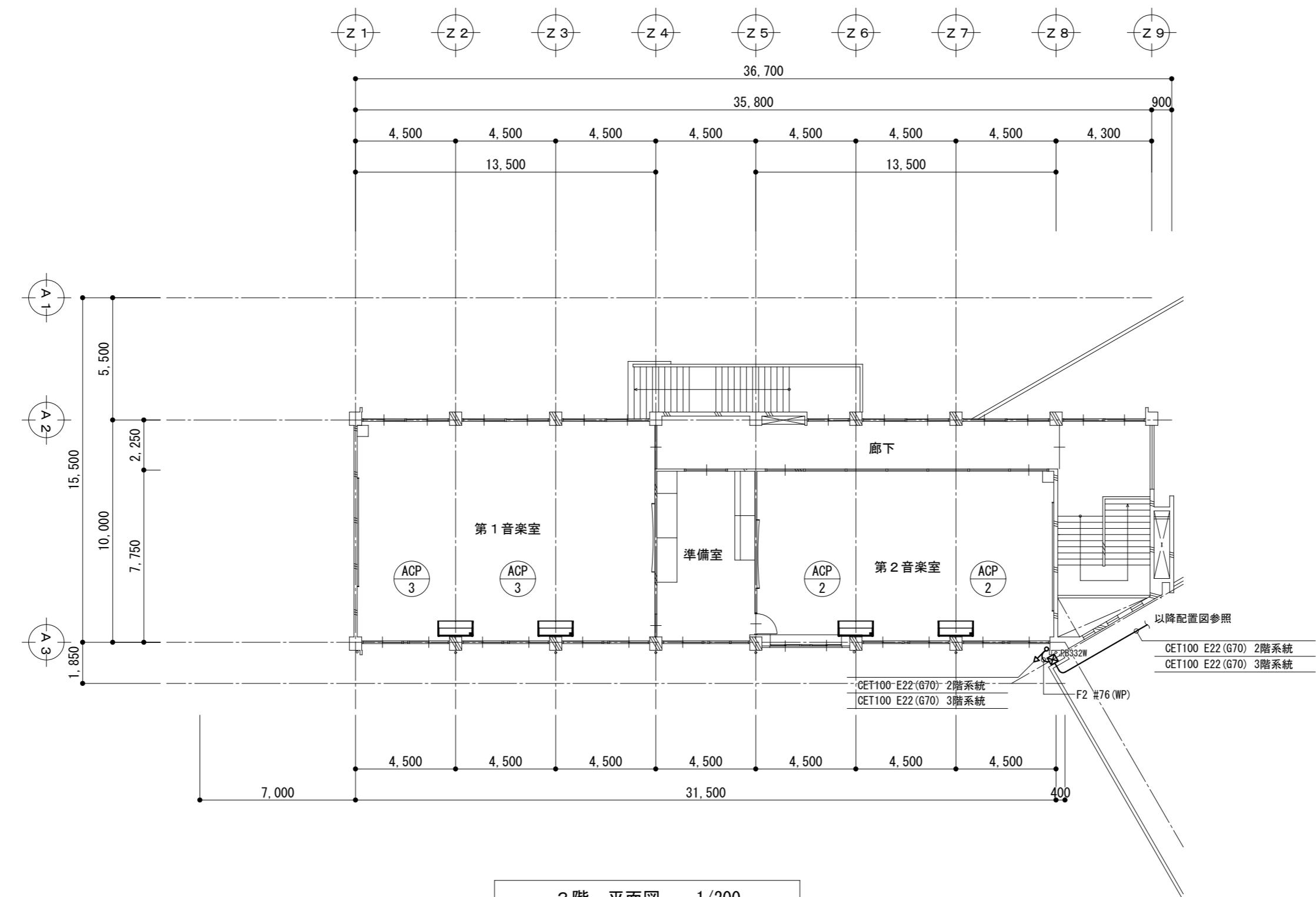
1階 平面図 1/200

注記		
1. 図中記入なき配線は下記とする。		保護管
— // \ —	C E 3 . 5 - 4 C	(G 2 2)
— // \ 5 . 5 —	C E 5 . 5 - 4 C	(G 2 8)
— // \ 8 —	C E 8 - 3 C E 2 . 0	(G 2 8)
— // \ 14 —	C E T 1 4 E 5 . 5	(G 3 6)
PB221W ~ P. BOX 200 x 200 x 100	SUS	WP
PB332W ~ P. BOX 300 x 300 x 200	SUS	WP
PB443W ~ P. BOX 400 x 400 x 300	SUS	WP
PB553W ~ P. BOX 500 x 500 x 300	SUS	WP
☆印は、壁貫通箇所を示す		



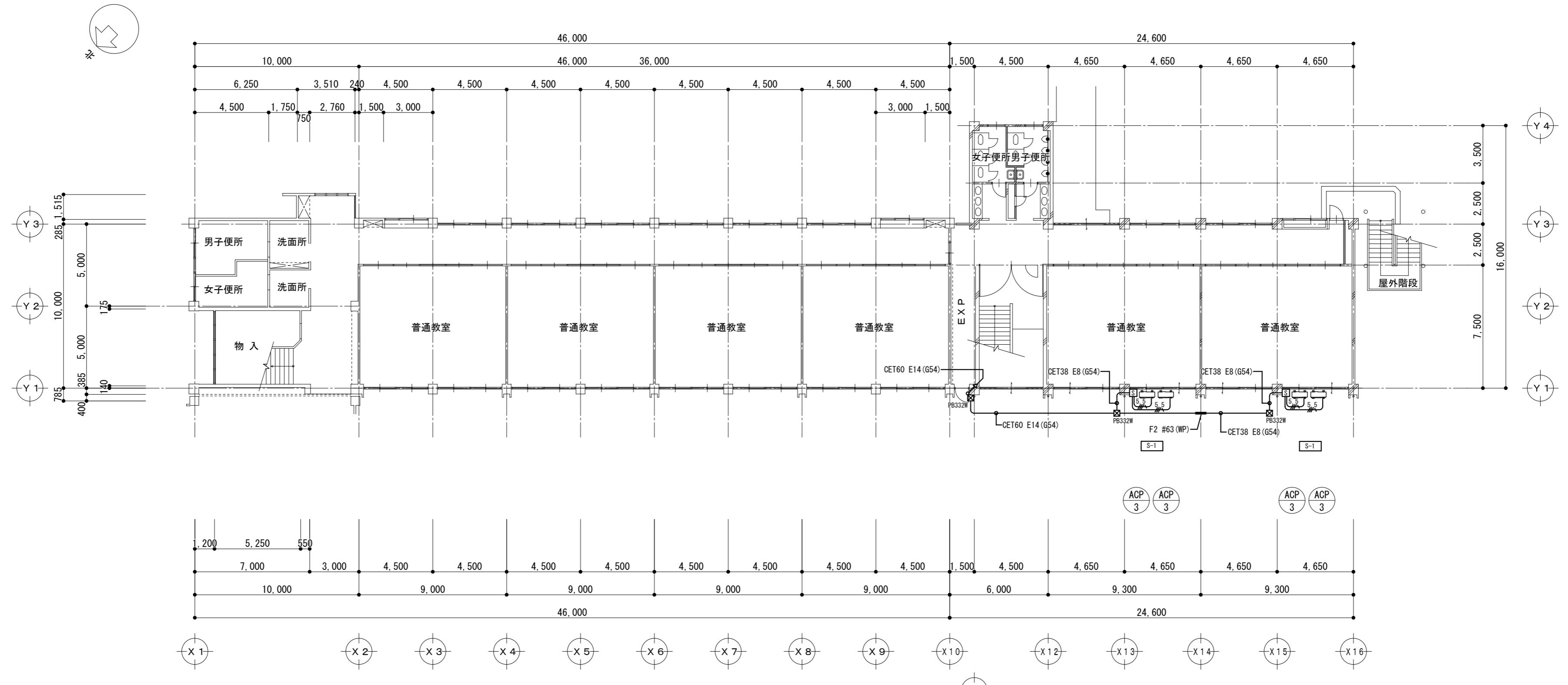
2階 平面図 1/200

注記	図中記入なき配線は下記とする。			保護管
---	CE 3.	5-4 C		(G 2 2)
--- 5.5	CE 5.	5-4 C		(G 2 8)
--- 8	CE 8-3 C	E 2.	0	(G 2 8)
--- 14	CET 1 4	E 5.	5	(G 3 6)
PB221W ~ P. BOX 200 x 200 x 100	SUS	WP		
PB332W ~ P. BOX 300 x 300 x 200	SUS	WP		
PB443W ~ P. BOX 400 x 400 x 300	SUS	WP		
PB553W ~ P. BOX 500 x 500 x 300	SUS	WP		
☆印は、壁貫通箇所を示す				



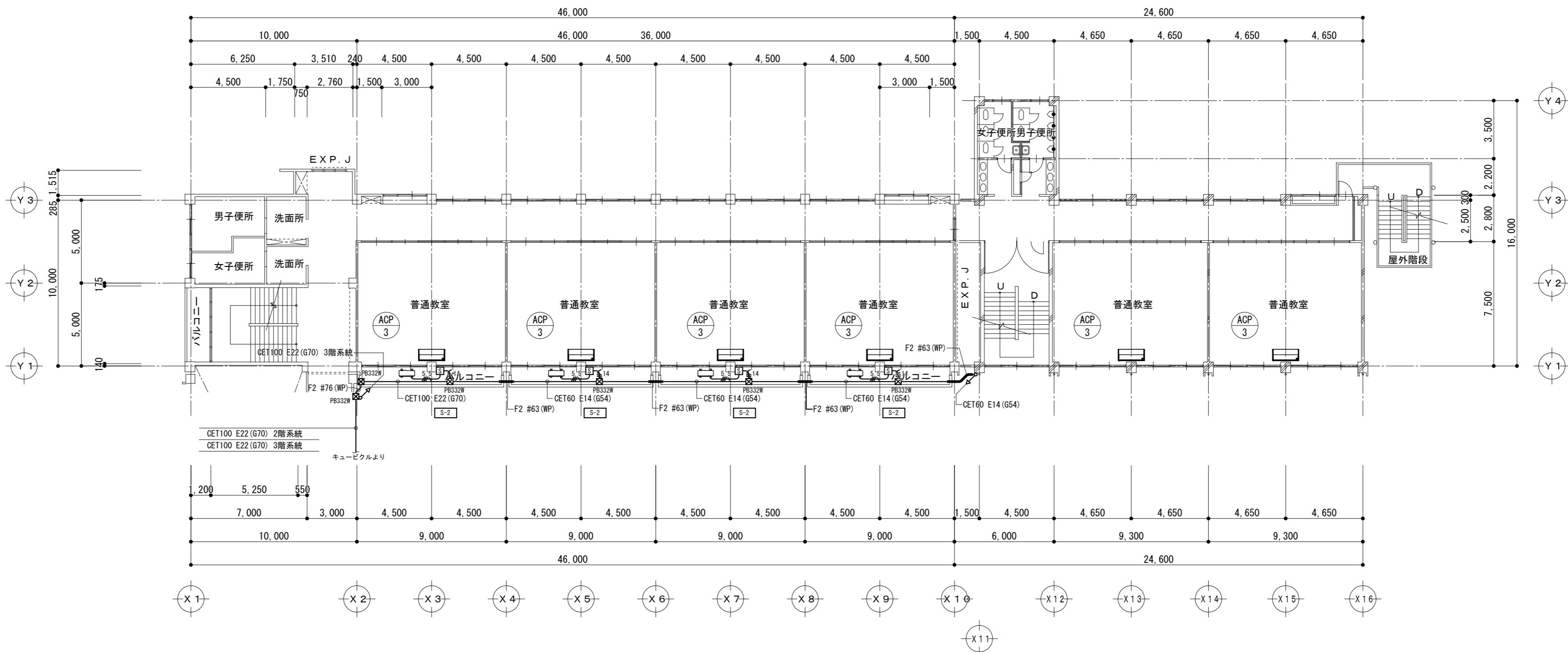
3階 平面図 1/200

注記	図中記入なき配線は下記とする。	保護管
///\	C E 3 . 5 - 4 C	(G 2 2)
///\ 5.5	C E 5 . 5 - 4 C	(G 2 8)
///\ 8	C E 8 - 3 C E 2 . 0	(G 2 8)
///\ 14	C E T 1 4 E 5 . 5	(G 3 6)
PB221W ~ P. B O X 2 0 0 x 2 0 0 x 1 0 0	S U S	W P
PB332W ~ P. B O X 3 0 0 x 3 0 0 x 2 0 0	S U S	W P
PB443W ~ P. B O X 4 0 0 x 4 0 0 x 3 0 0	S U S	W P
PB553W ~ P. B O X 5 0 0 x 5 0 0 x 3 0 0	S U S	W P
☆印は、壁貫通箇所を示す		



注記	図中記入なき配線は下記とする。	保護管
---	C E 3. 5 - 4 C	(G 2 2)
--- // \ 5.5	C E 5. 5 - 4 C	(G 2 8)
--- // \ 8	C E 8 - 3 C E 2. 0	(G 2 8)
--- // \ 14	C E T 1 4 E 5. 5	(G 3 6)
PB221W ~ P. BOX 200 x 200 x 100	S U S	WP
PB332W ~ P. BOX 300 x 300 x 200	S U S	WP
PB443W ~ P. BOX 400 x 400 x 300	S U S	WP
PB553W ~ P. BOX 500 x 500 x 300	S U S	WP
☆印は、壁貫通箇所を示す		

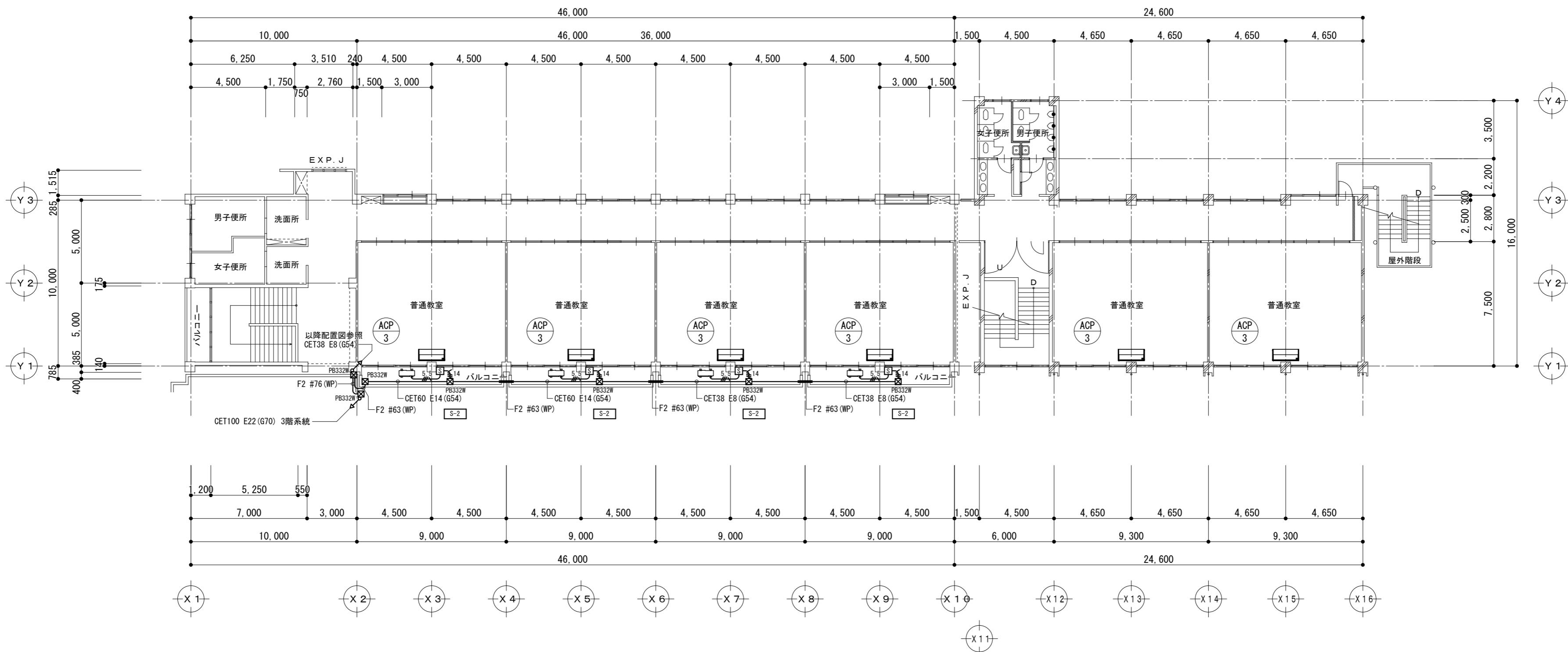
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	No.	
				株式会社 マツダ設計	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				年月日	E-11	
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590					図面名	1/200	
									空調電源設備 第2棟 1階平面図	縮尺	原図:A2



2階 平面図 1/200

注記	図中記入なき配線は下記とする。	保護管
---	C E 3. 5 - 4 C	(G 2 2)
---	C E 5. 5 - 4 C	(G 2 8)
---	C E 8 - 3 C E 2. 0	(G 2 8)
---	C E T 1 4 E 5. 5	(G 3 6)
PB221W ~ P. BOX 200 x 200 x 100	SUS WP	
PB332W ~ P. BOX 300 x 300 x 200	SUS WP	
PB443W ~ P. BOX 400 x 400 x 300	SUS WP	
PB553W ~ P. BOX 500 x 500 x 300	SUS WP	
☆印は、壁貫通箇所を示す		

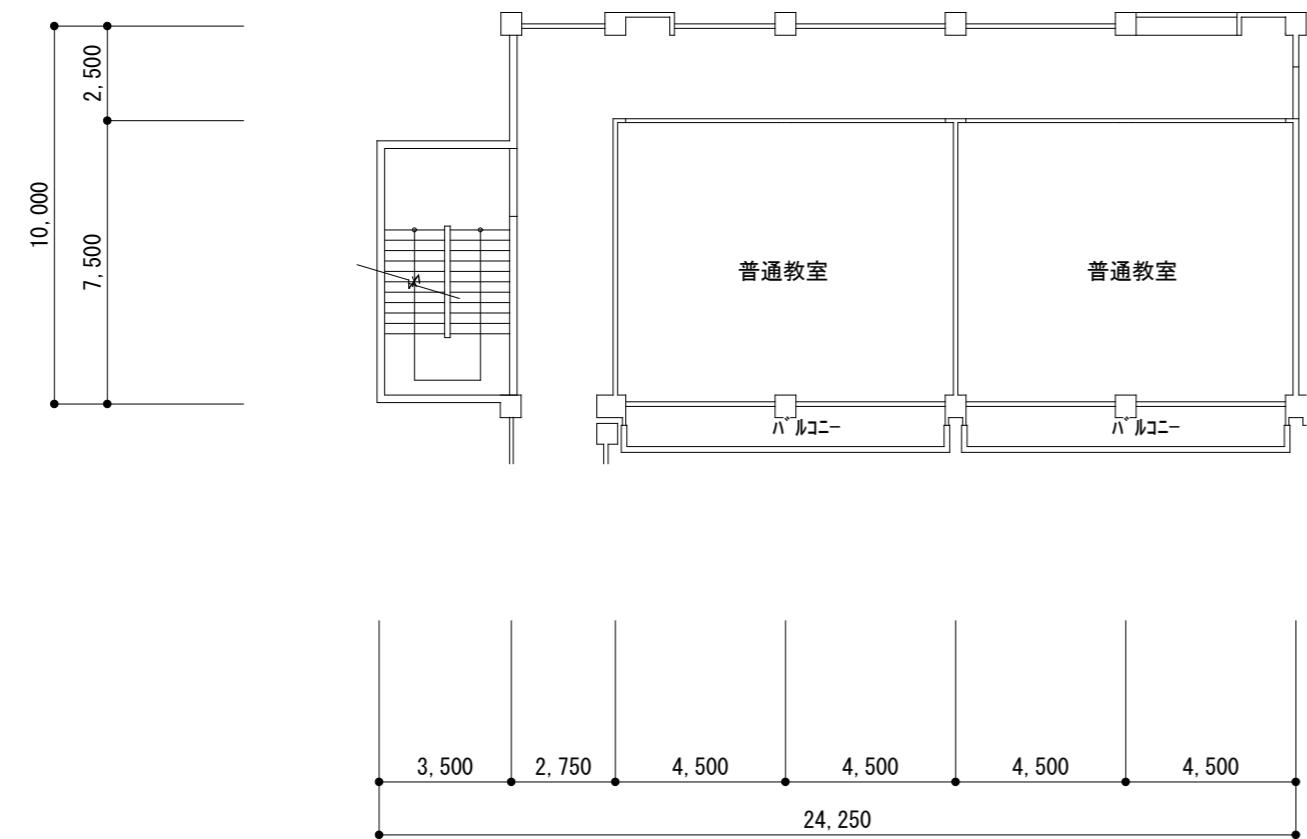
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	No.	
				株式会社 マツダ設計	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				年月日	E-12	
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590					図面名	1/200	
									空調電源設備 第2棟 2階平面図	縮尺	原図:A2



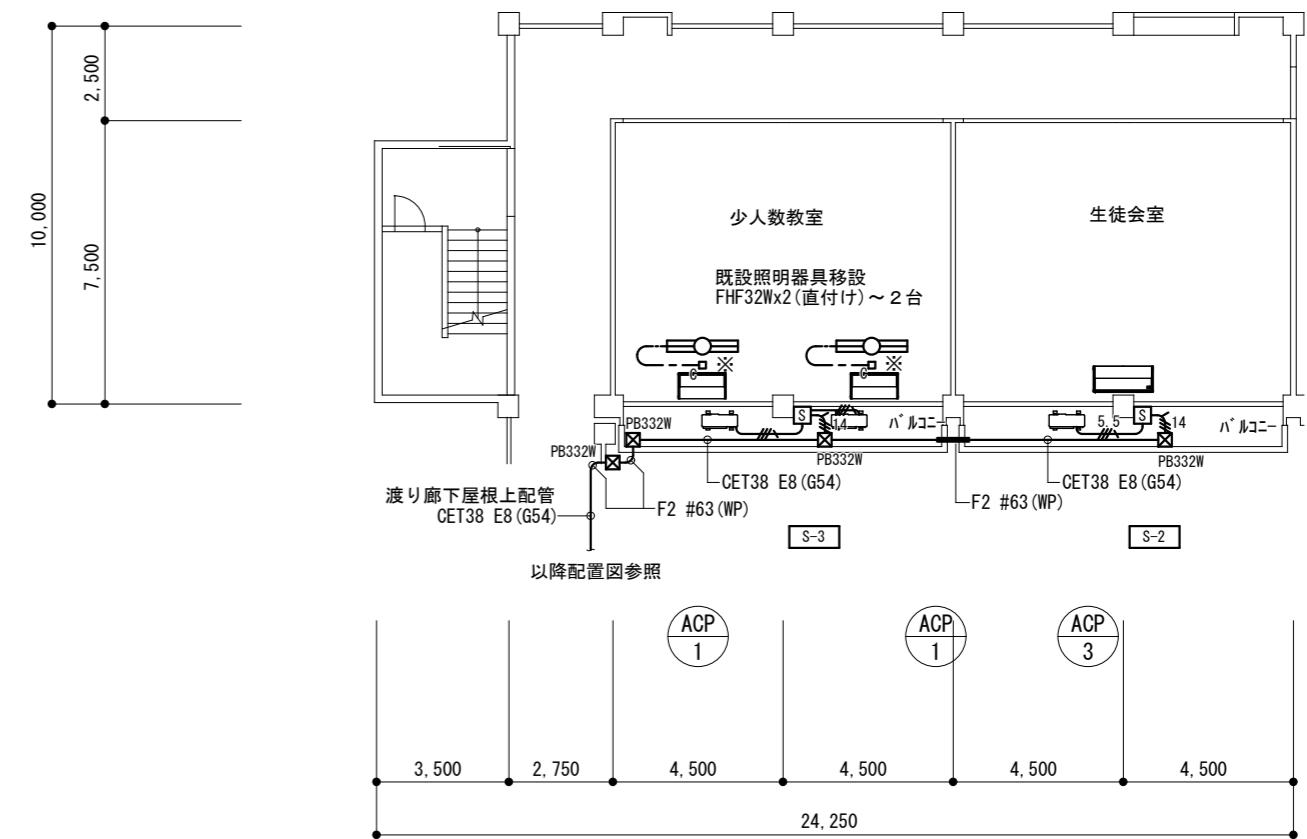
3階 平面図 1/200

注記			
1.	図中記入なき配線は下記とする。		保護管
	C E 3. 5 - 4 C	(G 2 2)	
	C E 5. 5 - 4 C	(G 2 8)	
	C E 8 - 3 C E 2. 0	(G 2 8)	
	C E T 1 4 E 5. 5	(G 3 6)	
PB221W ~ P. B O X 2 0 0 x 2 0 0 x 1 0 0	S U S	W P	
PB332W ~ P. B O X 3 0 0 x 3 0 0 x 2 0 0	S U S	W P	
PB443W ~ P. B O X 4 0 0 x 4 0 0 x 3 0 0	S U S	W P	
PB553W ~ P. B O X 5 0 0 x 5 0 0 x 3 0 0	S U S	W P	
☆印は、壁貫通箇所を示す			

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	No.	
										年月日	E-13
				株式会社 マツダ設計					図面名	1/200	
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				空調電源設備 第2棟 3階平面図	縮尺	原図:A2



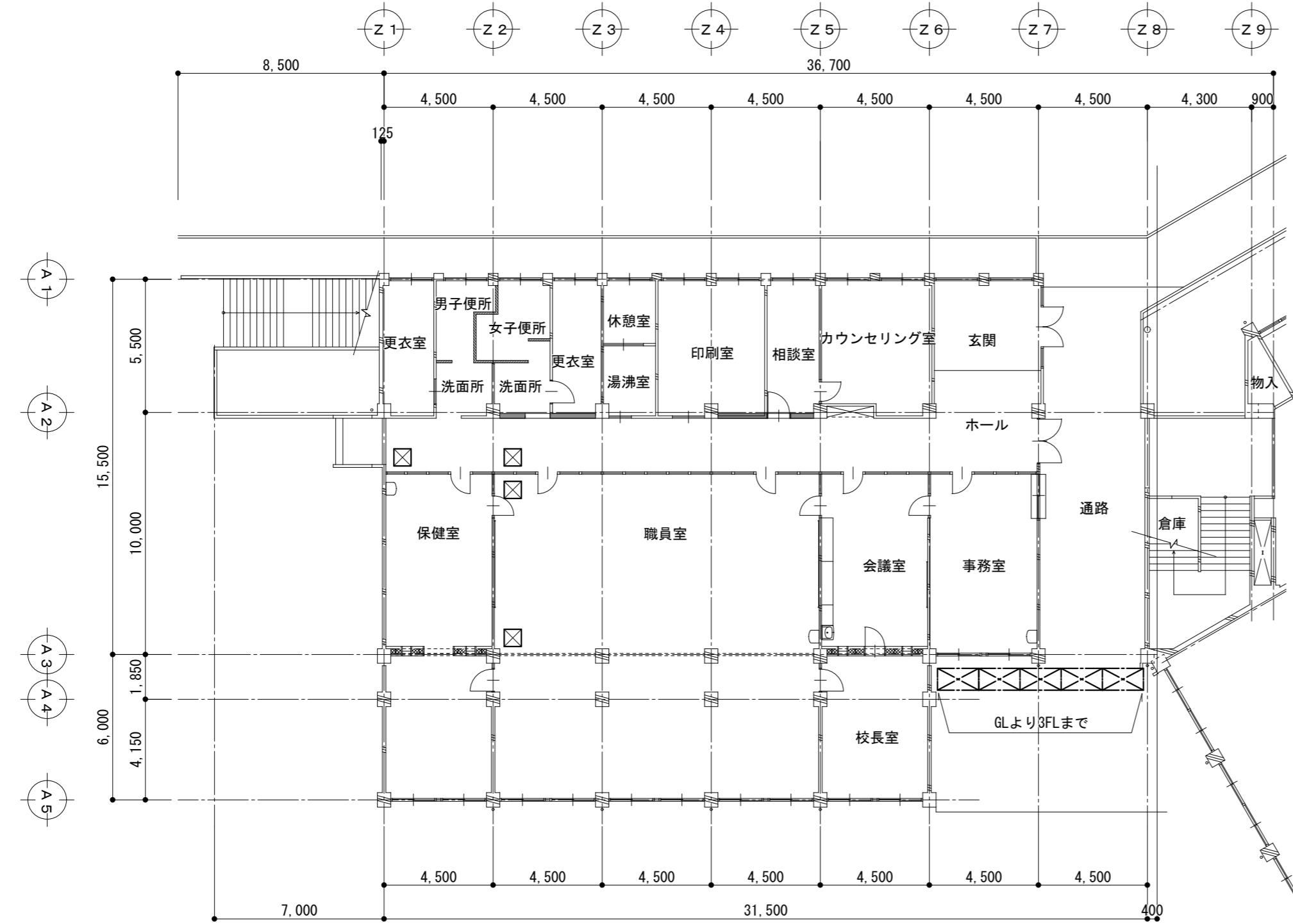
1階 平面図 1/200



2階 平面図 1/200

注記	
1. 図中記入なき配線は下記とする。	保護管
— // — CE 3. 5-4 C	(G 2 2)
— // \ 5.5 CE 5. 5-4 C	(G 2 8)
— // \ 8 CE 8-3 C E 2. 0	(G 2 8)
— // \ 14 CET 1 4 E 5. 5	(G 3 6)
— - - - E EF 1. 6-3 C	
PB221W ~ P. BOX 200x200x100 SUS WP	
PB332W ~ P. BOX 300x300x200 SUS WP	
PB443W ~ P. BOX 400x400x300 SUS WP	
PB553W ~ P. BOX 500x500x300 SUS WP	
☆印は、壁貫通箇所を示す	

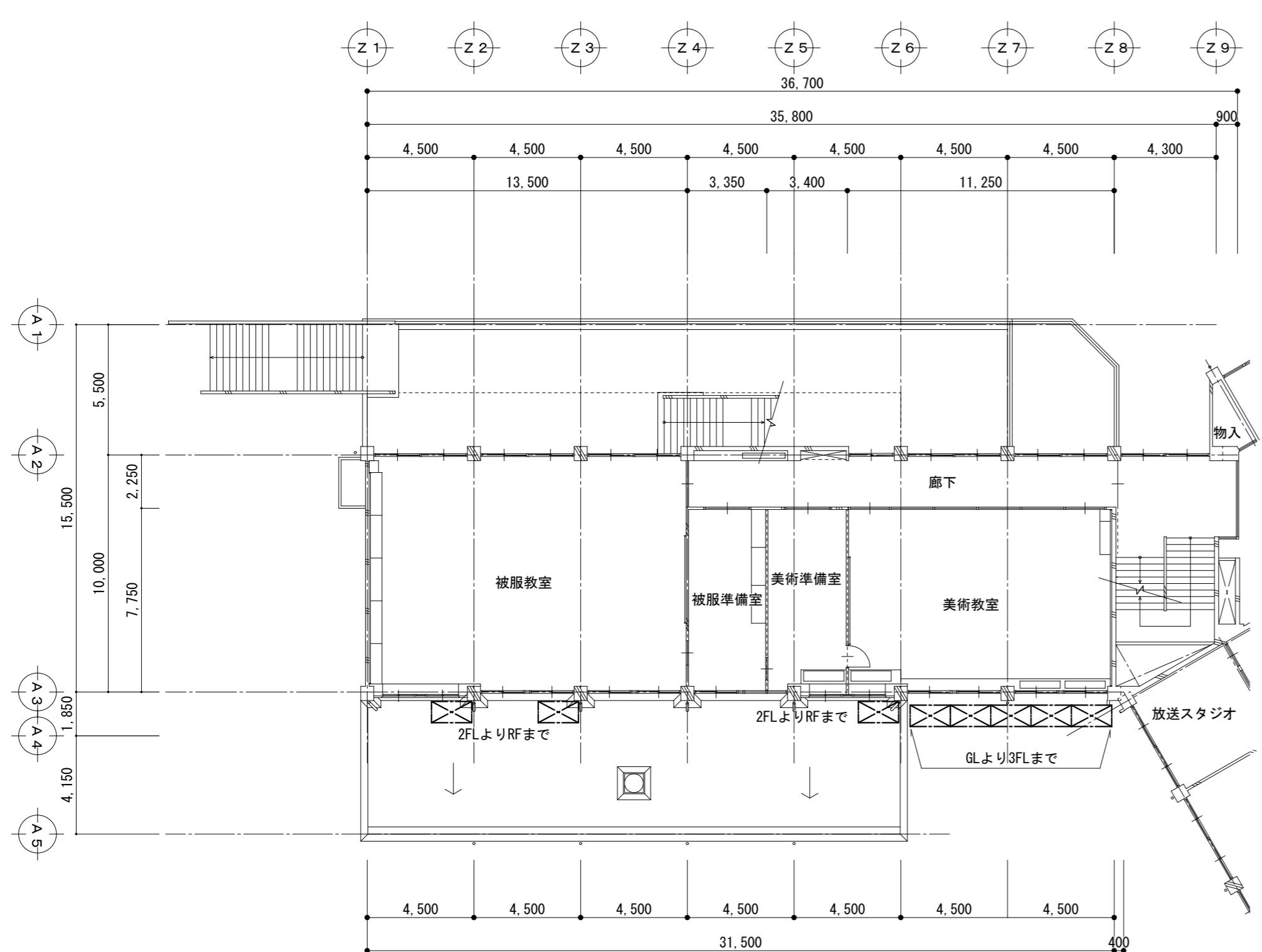
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319 株式会社 マツダ設計	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事 図面名 空調電源設備 普通教室棟 1, 2階平面図	年月日	No.
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一						E-14
										1/200	
										縮尺 原図:A2	



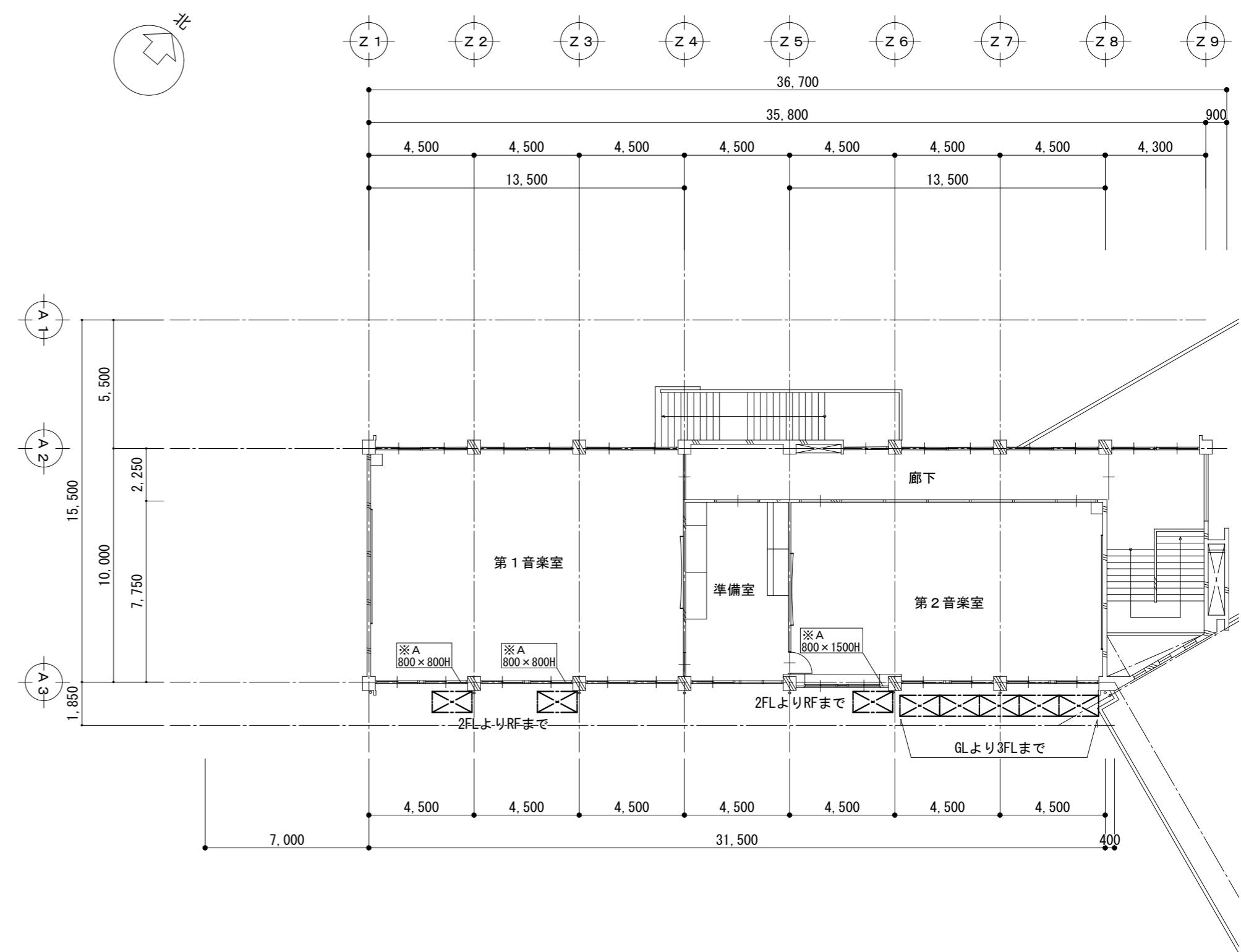
1 階 平面図 1/200

図示記号	仕様
※A	既設サッシ上部ガラスをアルミパネルに改修(寸法は図示) ・既設ガラス取外し、サッシに中棧設置。 ・配管貫通部にアルミパネル設置、ガラス復旧。
	天井点検口新設 450×450
	枠組本足場(手すり先行方式)W1200 ※危険な箇所には親綱をはる事。

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.	
				株式会社 マツダ設計								A-01
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名	1/200		
									管理棟 1階平面図	縮尺	原図:A2	

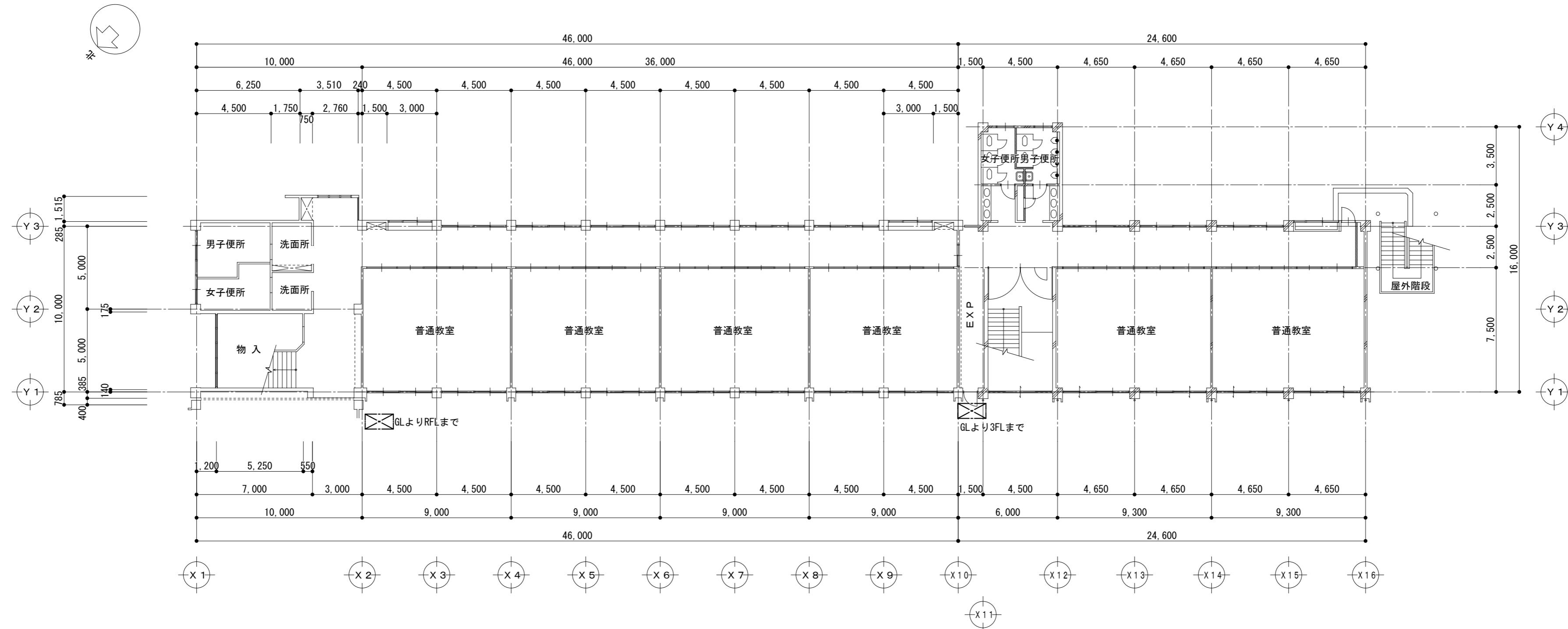


2階 平面図 1/200



3階 平面図 1/200

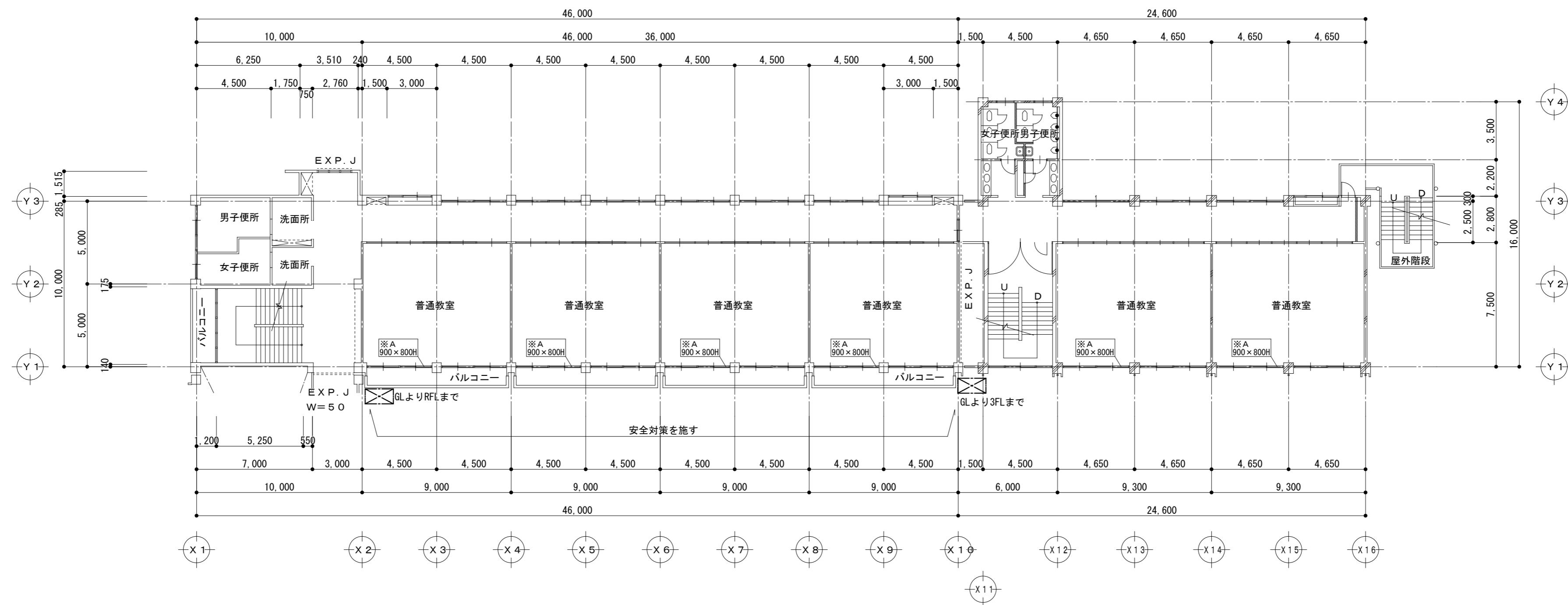
図示記号	仕様
※A	既設サッシ上部ガラスをアルミハーフに改修(寸法は図示) ・既設ガラス取外し、サッシに中棧設置。 ・配管貫通部にアルミハーフ設置、ガラス復旧。
	天井点検口新設 450×450
	枠組本足場（手すり先行方式）W1200 ※危険な箇所には親綱をはる事。



1階 平面図 1/200

図示記号	仕様
※A	既設サッシ上部ガラスをアルミバルに改修(寸法は図示) ・既設ガラス取外し、サッシに中棧設置。 ・配管貫通部にアルミバル設置、ガラス復旧。
	天井点検口新設 450×450
	枠組本足場（手すり先行方式）W1200 ※危険な箇所には親綱をはる事。

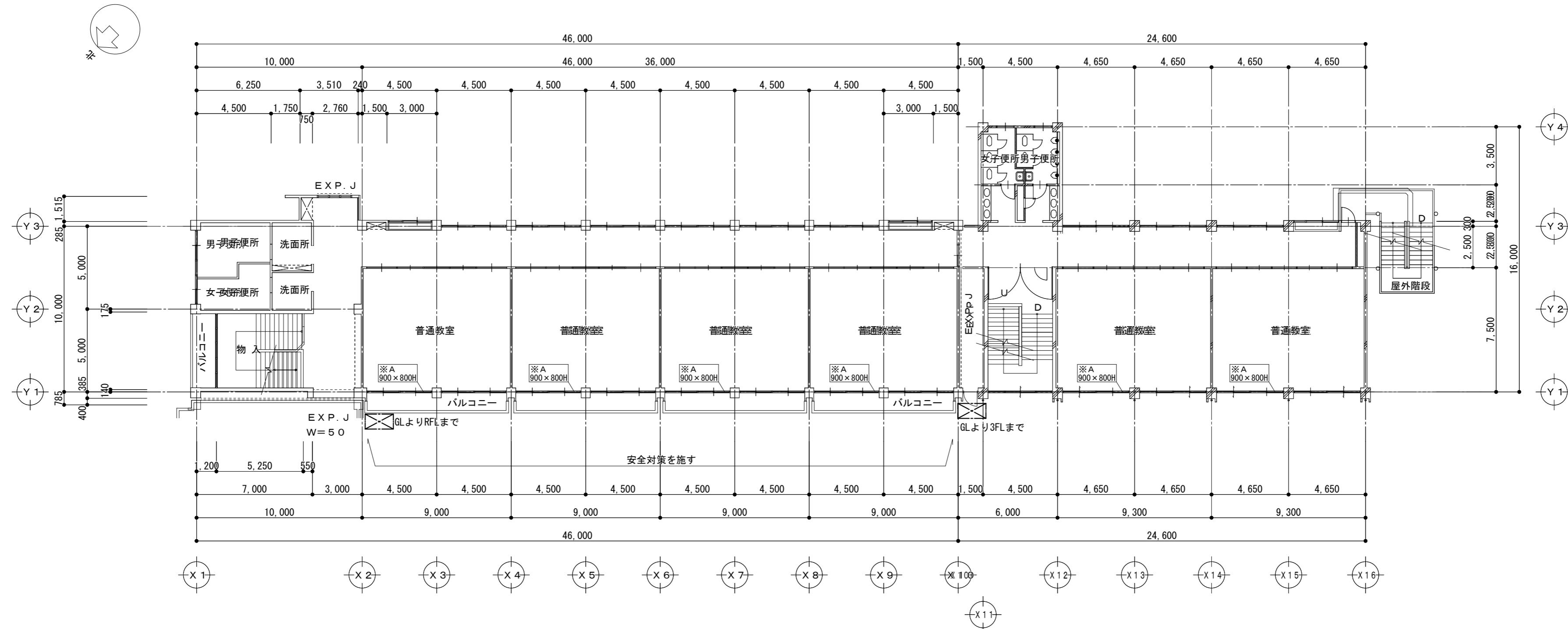
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	No.	
										年月日	A-03
										図面名	
										1/200	
									第2棟 1階平面図	縮尺	原図:A2
				株式会社 マツダ設計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一						



2階 平面図 1/200

図示記号	仕様
※A	既設サッシ上部ガラスをアルミバルに改修(寸法は図示) ・既設ガラス取外し、サッシに中棧設置。 ・配管貫通部にアルミバル設置、ガラス復旧。
	天井点検口新設 450×450
	枠組本足場（手すり先行方式）W1200 ※危険な箇所には親綱をはる事。

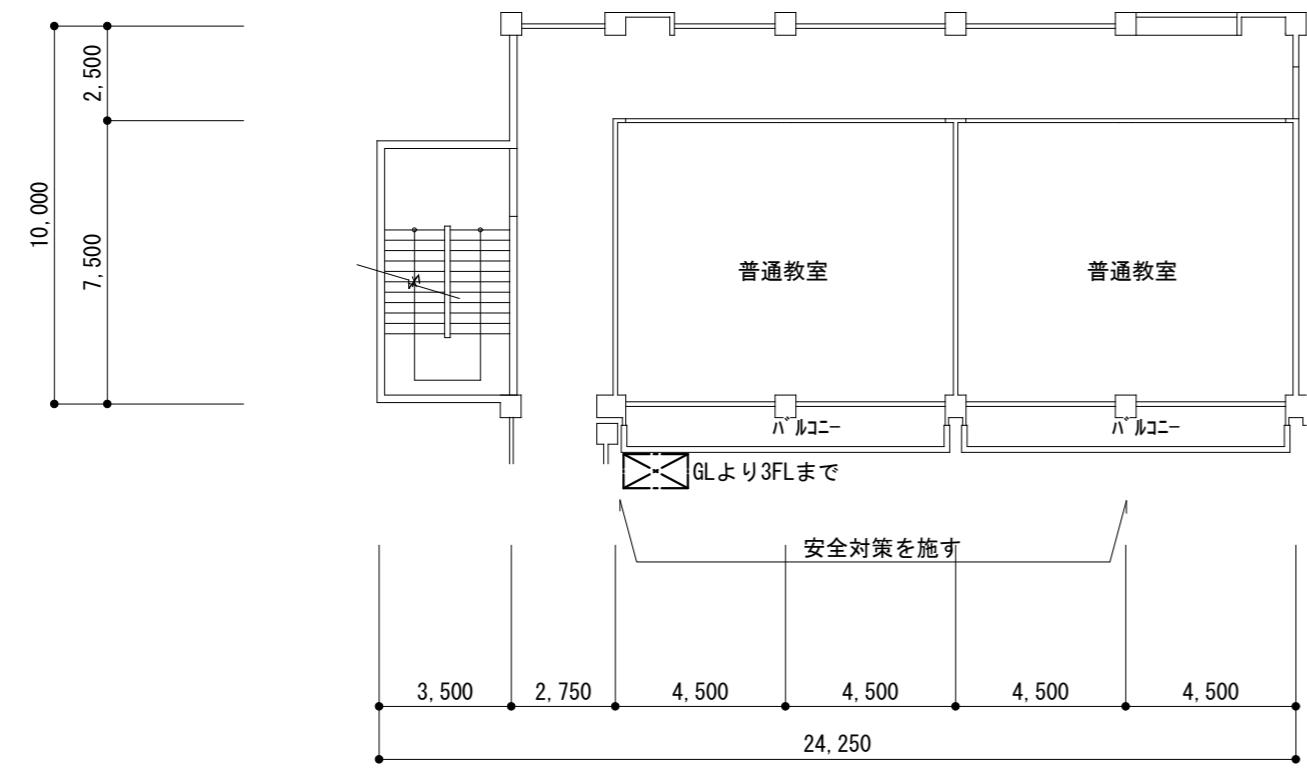
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	No.	
										年月日	A-04
										図面名	
										1/200	
									第2棟 2階平面図	縮尺	原図:A2
				株式会社 マツダ設計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一						



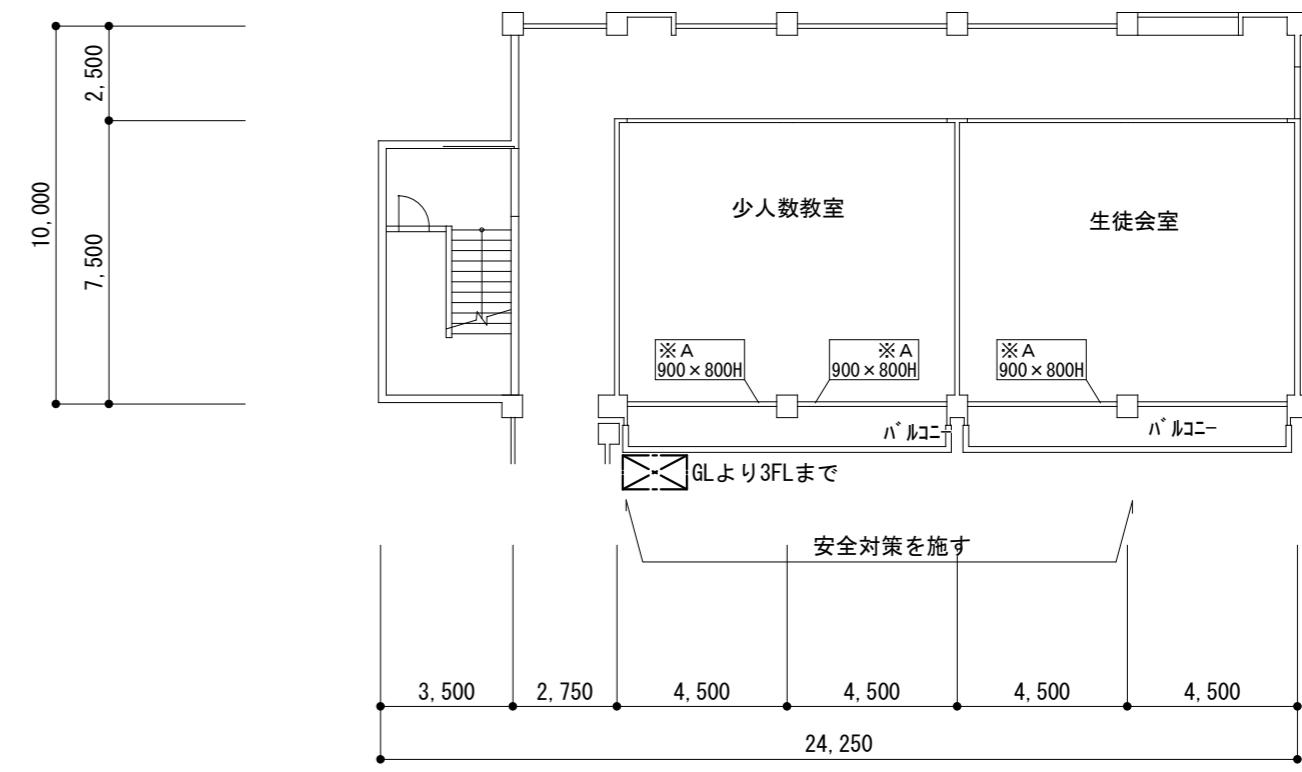
3階 平面図 1/200

凡例	
図示記号 仕様	
※A	既設サッシ上部ガラスをアルミハーフに改修(寸法は図示) ・既設ガラス取外し、サッシに中棟設置。 ・配管貫通部にアルミハーフ設置、ガラス復旧。
□	天井点検口新設 450×450
□×	枠組本足場(手すり先行方式) W1200 ※危険な箇所には親綱をはる事。

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319 <b>株式会社 マツダ設計</b> 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	管理建築士 承認 設計 製図 一級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一	中部中学校普通教室空調機設置工事 図面名 第2棟 3階平面図	年月日 1/200 縮尺 原図:A2
-----	------	------	---	--	---	--------------------------------------	-----------------------------



1階 平面図 1/200



2階 平面図 1/200

凡例	
図示記号 仕様	
※A	既設サッシ上部ガラスをアルミハーフに改修(寸法は図示) ・既設ガラス取外し、サッシに中棟設置。 ・配管貫通部にアルミハーフ設置、ガラス復旧。
□	天井点検口新設 450×450
☒	枠組本足場(手すり先行方式) W1200 ※危険な箇所には親綱をはる事。

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319 <b>株式会社 マツダ設計</b> 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	管理建築士 承認 設計 製図 一級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一	中部中学校普通教室空調機設置工事 図面名 普通教室棟 1, 2階平面図	年月日 1/200 縮尺 原図:A2	No. A-06
-----	------	------	---	--	---	---	-----------------------------	-------------